

# 第2次釧路市 都市計画マスタープラン

ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、  
安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち



## 目 次

### 第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	4
4	対象区域	4
5	将来人口の設定	4
6	推進体制	5
7	計画の構成	6

### 第2章 全体構想

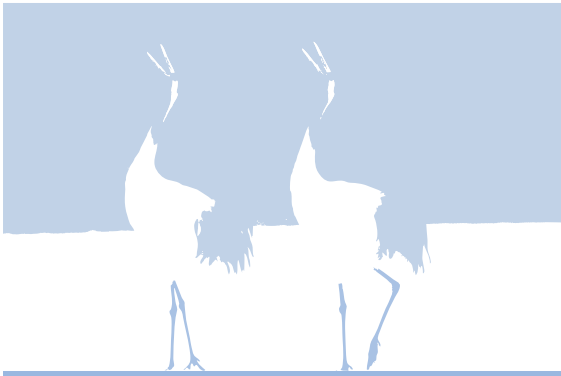
全体構想体系図	8
第1節 現状と課題	11
1 釧路市の現状	12
2 情勢の変化と課題	15
第2節 基本方針	23
1 まちの将来像	24
2 まちづくりの基本目標	26
3 将来都市構造	30
第3節 都市計画方針	41
1 土地利用方針	42
2 交通体系整備方針	52
3 緑(自然)の形成方針	58
4 景観形成方針	60
5 その他の都市施設等整備方針	62
6 都市防災方針	68
第4節 都心部まちづくり	71
1 都心部の整備方針	72
2 都心部のゾーニング	73

### 第3章 地域別構想

1	地域別構想とは.....	78
2	地域別構想の内容.....	78
3	地域別構想策定の流れ.....	82
4	地域別構想の検証.....	82
5	地域主体のまちづくり ～まちのツボ～.....	83
6	まちづくりを推進するための支援.....	85
第1節	釧路西部地域.....	89
第2節	釧路中部地域.....	101
第3節	釧路東部地域.....	113
第4節	阿寒地域.....	125
第5節	音別地域.....	137
資料編	.....	149

本文中の\*印は、資料編の「用語解説」に掲載している事を示しています。





# 第1章

## 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

# 第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 都市計画マスタープランとは

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、地域の整備課題に応じた方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画などをきめ細かく、かつ総合的に定めるもので、都市計画の方針を示すものです。

### (2) 計画策定の背景と目的

今日、都市をとりまく状況は、人口減少、超高齢社会、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、大きく変化しており、都市化の時代から安定、成熟した都市型社会への移行と、誰もが住みなれた地域で安心、安全な暮らしができることが求められています。

本市においては、都市づくりの総合的かつ基本的な方針である「釧路市都市計画マスタープラン」を2001年(平成13年)3月に策定し、その後社会情勢の変化や3市町の合併及びそれに伴う上位計画の策定などに対応するため、2009年(平成21年)3月に改訂を行っています。また、2018年(平成30年)3月には、「\*釧路市まちづくり基本構想」を策定し、その中では、\*コンパクトなまちづくりの推進や利便性が高く効率的な公共交通網の形成などについて定め、持続可能なまちづくりへ向けた取組みを推進しています。

こうした経過の中で、今回、2020年度(令和2年度)をもって計画期間の満了を迎えることから、目標とするまちづくりの将来像をわかりやすく示し、実現するための考え方などを明確にすることを目的に、新たな「釧路市都市計画マスタープラン」の策定を行いました。

なお、住民説明会などによる新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2021年(令和3年)3月に全体構想のみを策定し、地域別構想については2022年(令和4年)3月に合冊する形で改訂することとしました。

### 【これまでの策定経過】

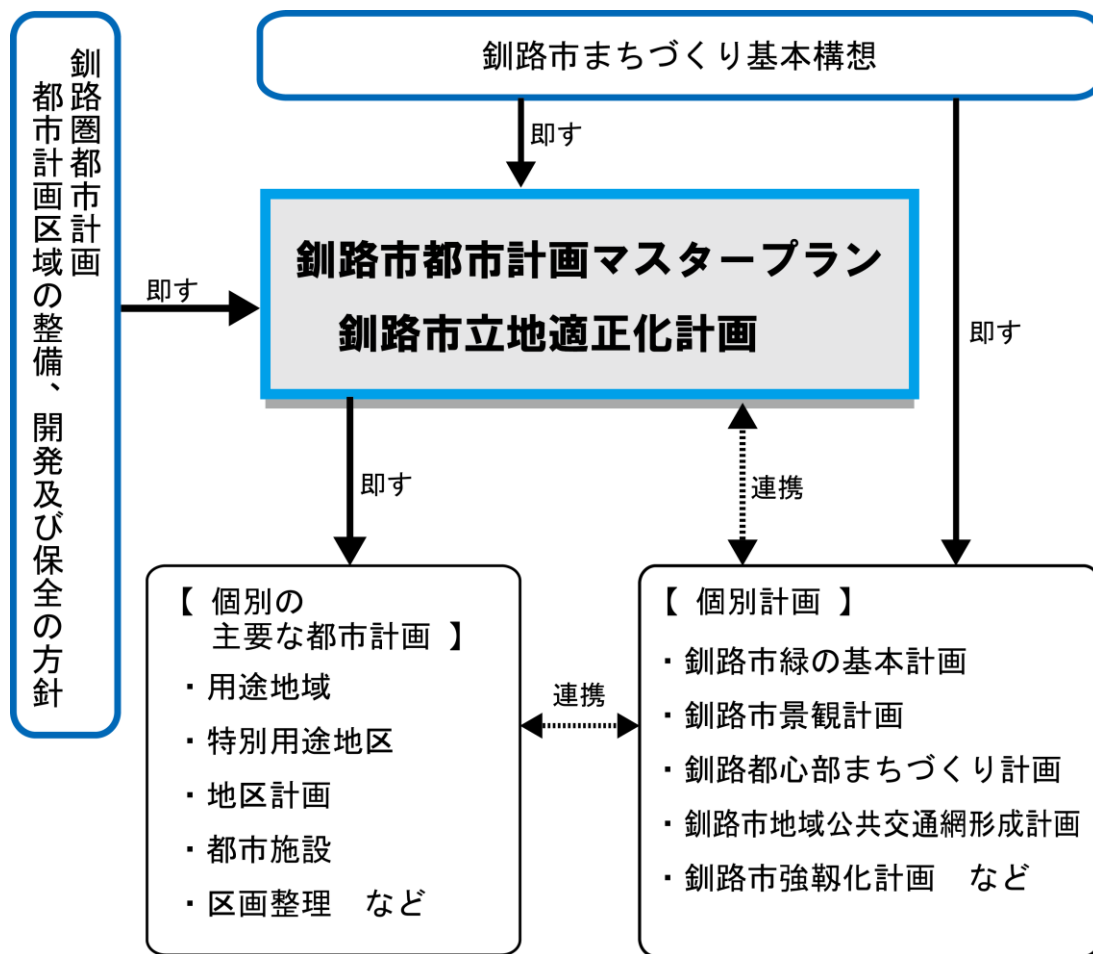
時期	経過
1992年(平成4年)6月	*都市計画法改正による都市計画マスタープランの創設
2001年(平成13年)3月	釧路市都市計画マスタープランの策定
2009年(平成21年)3月	釧路市都市計画マスタープランの改訂(中間見直し)
2021年(令和3年)3月	第2次釧路市都市計画マスタープランの策定
2022年(令和4年)3月	第2次釧路市都市計画マスタープランの改訂 (地域別構想の追加)

## 2 計画の位置づけ

釧路市都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「\*釧路市まちづくり基本構想」及び北海道の「\*釧路圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、\*都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

なお、2017年(平成29年)に策定した「\*釧路市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランの一部とみなされるものです。

【釧路市都市計画マスタープランの位置づけ】



### 3 計画期間

まちづくりには長い時間を要することから、都市計画マスタープランを長期的かつ継続的な取組みの柱とするため、2040年度(令和22年度)のまちの姿を描き、計画期間をおおむね20年間とします。

また、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じ見直しの検討を行うこととします。

### 4 対象区域

対象区域は、\*都市計画区域のみならず、広域的かつ総合的に都市づくりを進めるため、行政区域全体とします。

【対象区域図】



地理院地図(国土地理院)を加工して作成

### 5 将来人口の設定

2040年(令和22年)の将来人口は約12万5千人とします。なお、将来人口については、2015年(平成27年)国勢調査を基準とし、\*コーホート要因法の手法により算出した、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いています。

## 6 推進体制

本市では、これまで進めてきた「市民と行政が協働するまちづくり」の考え方をさらに深めて、「市民が主体のまちづくり」を実現するため、市民が参加しやすい環境づくりや協働意識の向上に努め、政策形成や事業実施など様々な場面において市民参加の推進を図ることとしています。

まちづくりを進めるに当たっても、市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通の認識をもつことが基本であり、事業者も市民の一員としてまちづくりへ協力することが求められています。

このことを踏まえ、市民、事業者、行政が互いの役割を認識し役割分担を図りながら、創造的で開かれたまちづくりを目指します。

### (1) 市民が主体のまちづくり

都市計画マスタープラン推進に当たっての課題やまちづくりの計画、取組み状況などを市民に提供するため、広報紙、町内会の回覧、ホームページといった情報手段の活用を図ります。

また、都市計画マスタープランに基づき、地域の活性化につながる取組みを進めるため、市民が主体となったまちづくりを行う組織の形成を支援します。



【まちづくり協議会による花壇整備】

### (2) 庁内の推進体制の充実

都市計画マスタープランの進行状況やかかえている問題点について、職員が共通の認識をもち連携してまちづくりを進めるため、連絡調整や情報交換などの庁内における推進体制を強化します。

### (3) 関係機関などとの連携強化

都市計画マスタープランを実現していくためには、国や北海道及び近隣市町村の協力が必要なことから、関係機関との連携強化を図ります。

また、事業者や法人など、行政以外が主体となることも考えられることから、都市計画マスタープランに基づく具体的な取組みについて、必要に応じて公民連携手法の活用の可能性について検討を図ります。

## 7 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとなっています。

### 【釧路市都市計画マスタープランの構成】

#### 第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

計画策定の背景と目的や位置づけ、計画期間等を整理しています。

#### 第2章 全体構想

##### 第1節 現状と課題

釧路市の現状や情勢の変化、課題を整理しています。

##### 第2節 基本方針

まちの将来像やまちづくりを進める指針となる4つの基本目標、基本方針を定めています。また、それらを踏まえた上で、将来都市構造を定めています。

##### 第3節 都市計画方針

都市計画に関連する6つの分野別の基本方針を定めています。

土地利用方針

交通体系整備方針

緑(自然)の形成方針

景観形成方針

その他の都市施設等整備方針

都市防災方針

##### 第4節 都心部まちづくり

都心部の整備方針、土地利用のゾーニング等を定めています。

#### 第3章 地域別構想

全体構想で示した整備方針を踏まえ、地域住民と共に地域の特性や課題を整理し、地域レベルのまちづくりの方針を定めます。

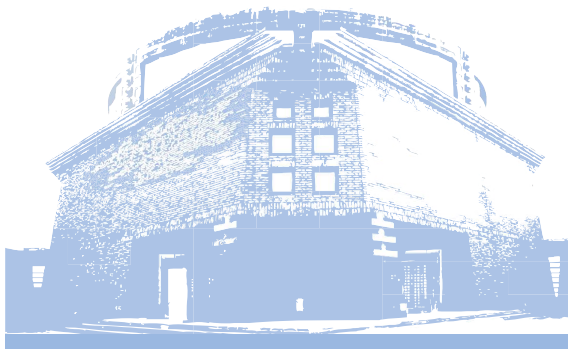
##### 第1節 釧路西部地域

##### 第2節 釧路中部地域

##### 第3節 釧路東部地域

##### 第4節 阿寒地域

##### 第5節 音別地域



# 第2章

---

## 全体構想

## 第2章 全体構想

### 全体構想体系図

はじめに、本章の各項目のつながりをわかりやすくするため、全体の流れを以下のイメージ図に示します。

#### 第1節 現状と課題

#### 第2節 基本方針





大地に抱かれながら、  
感じてずっと暮らせるまち

### 3 将来都市構造

#### (1) エリアの設定

#### (2) 拠点の設定

- ① 広域中核拠点
- ② 地域交流拠点
- ③ 生活拠点
- ④ 地域拠点
- ⑤ 観光・交流拠点
- ⑥ 産業拠点

#### (3) 交通の骨格の設定

- ① 道路の骨格
- ② 公共交通の骨格

#### (4) 緑(自然)の設定

- ① 面の緑
- ② 緑の大きな軸
- ③ 身近な緑の拠点

#### (5) 将来都市構造の総括

### 第3節 都市計画方針

1 土地利用方針

2 交通体系整備方針

3 緑(自然)の形成方針

4 景観形成方針

5 その他の都市施設等整備方針

6 都市防災方針

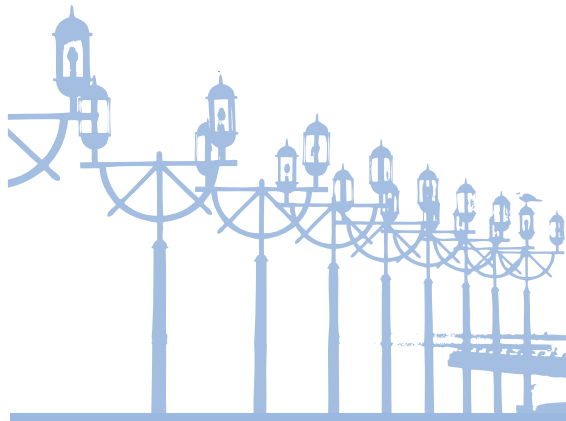
### 第4節 都心部まちづくり

1 都心部の整備方針

2 都心部のゾーニング







# 第2章

## 全体構想

### 第1節 現状と課題

## 第1節 現状と課題

### 1 釧路市の現状

#### (1) 本市の位置づけ

##### ① 地理

北海道の太平洋岸東部に位置し、根室市、北見市、網走市、帯広市など、ひがし北海道の主要な都市を結ぶ扇の要に当たります。各都市とは北海道横断自動車道を含む\*高規格幹線道路や主要幹線道路などの広域道路網及び根室本線や釧網本線の鉄道で結ばれています。

【本市の位置づけ】



##### ② 気候、自然

夏季は冷涼で冬季は日照時間が長く、積雪が比較的少ないという特色を持っているほか、春から初夏にかけて発生する海霧は釧路の風物詩となっています。

また、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園の2つの国立公園のほか、森林、湖沼、太平洋などの雄大な自然に恵まれているとともに、周辺にも国立公園、国定公園、道立自然公園があり、道内においても有数の自然環境に優れた地域となっています。また、特別天然記念物であるタンチョウや阿寒湖のマリモ、世界三大夕日と謳われる釧路の夕日、阿寒湖の温泉などの豊かな地域資源が国内外からの高い関心を得ており、多くの人々を引きつけています。

##### ③ 産業

国内有数の水揚げ量を誇る漁業、後背圏の酪農をはじめとする農業、豊富な森林資源を有する林業などの第1次産業、豊富な資源や優れた立地条件により集積している食品製造業や紙・パルプ製造業、国内唯一の石炭産業といった第2次産業を基盤とし、様々なサービスを提供する第3次産業が結びつき、ひがし北海道の産業経済の中心となっています。

## (2) 中核都市機能

北海道総合計画では、人口が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な\*都市機能を有する都市として、札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市及び釧路市の6市を中核都市に定めています。

本市においては、空港、港湾を有し、国や道などの行政機関、金融の中核である日本銀行、三次救急医療機関である市立釧路総合病院及び高等教育機関などが立地し、ひがし北海道の広域的な発展をリードする役割を担っています。

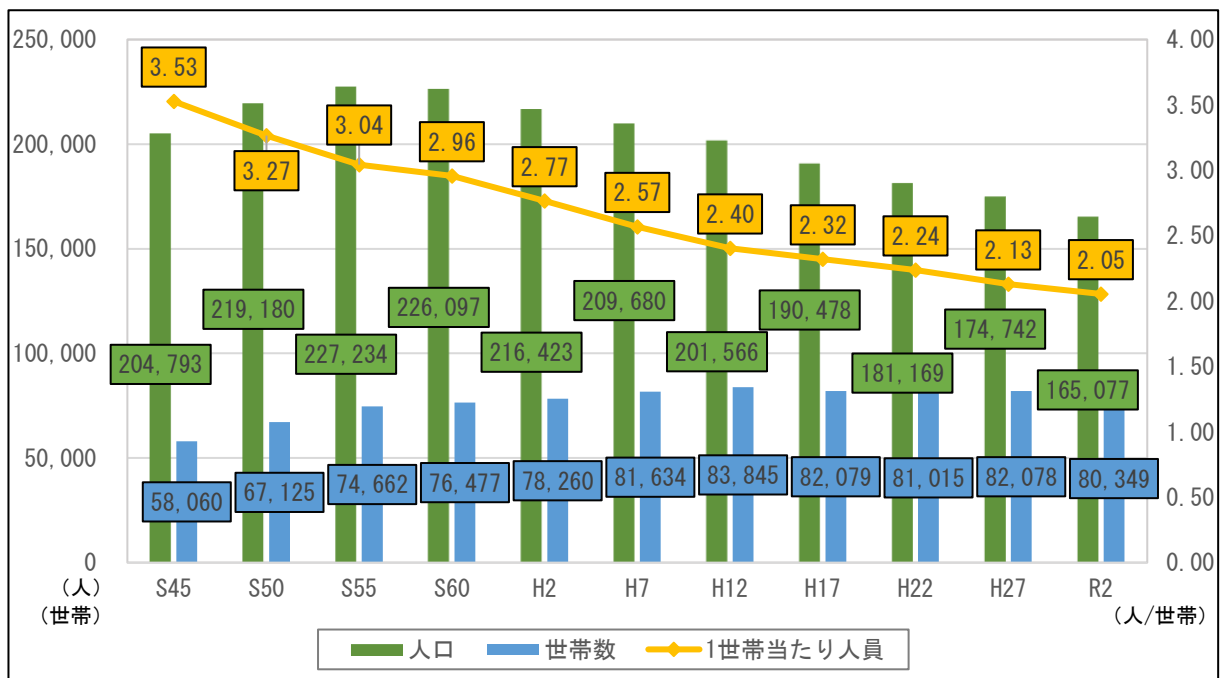
## (3) 人口と世帯数の動向

本市の人口は、2020年(令和2年)国勢調査で165,077人、世帯数80,349世帯となっています。

人口の推移をみると、1980年(昭和55年)まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。世帯数については2000年(平成12年)までは増加し、2005年(平成17年)には一旦減少傾向に転じましたが、2015年(平成27年)には再び微増しています。

また、1世帯当たりの人員は2.05人と減少傾向が続いており、核家族化、少子化の進行、単身世帯の増加といった世帯形態の変化が要因と考えられます。

### 【人口及び世帯数の推移】



出典：国勢調査

(4) 都市計画区域の状況

\*都市計画区域は、釧路地域の全域に指定されており、都市的土地利用を図る  
 \*市街化区域は5,279ha、市街化を抑制すべき区域である\*市街化調整区域は  
 16,908haとなっています。

なお、\*都市計画区域外である阿寒地域及び音別地域を合わせた行政区域全体の  
 の面積は136,329haとなっています。(2020年(令和2年)12月末現在)

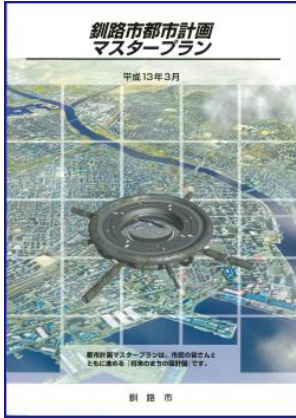
【都市計画区域の現況】



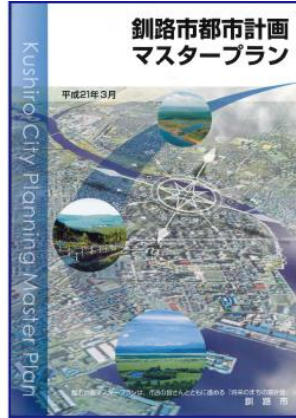


## 2 情勢の変化と課題

ここでは、前計画の「まちづくりの課題」を基に、本市の現状を踏まえ、人口減少や財政状況など「情勢の変化と課題」を整理します。



平成13年3月策定



平成21年3月改訂

### まちづくりの課題

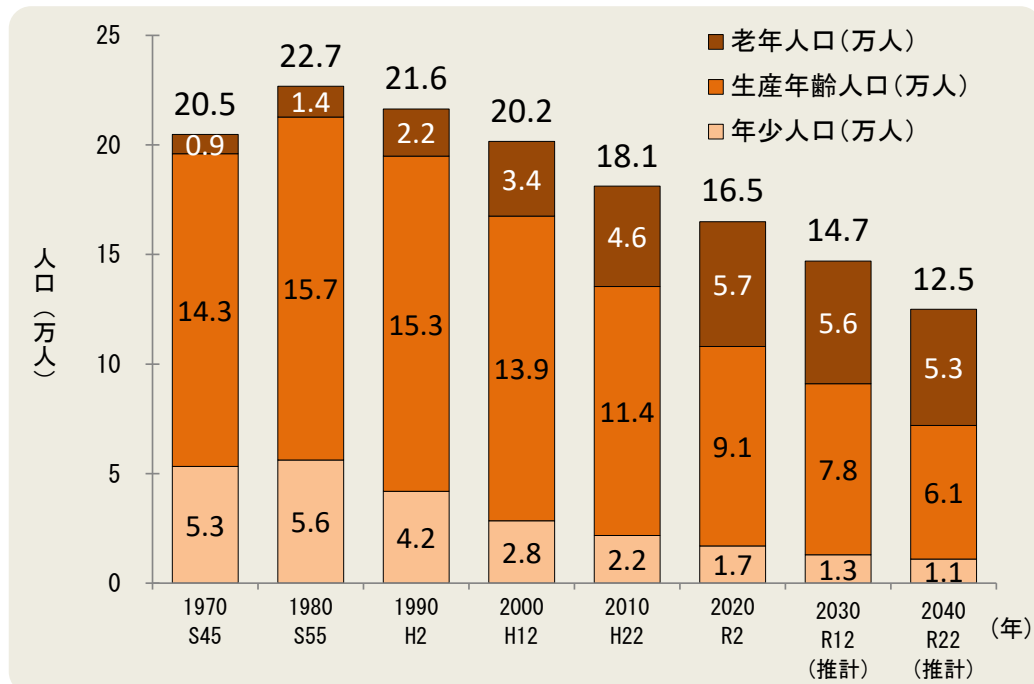
- 1 成熟型のまちづくりへの対応
- 2 自然環境への対応
- 3 産業振興への対応
- 4 拠点都市機能の充実にへの対応
- 5 観光・交流への対応

### (1) 人口減少と少子高齢化への対応

#### ① 情勢の変化

人口は1980年(昭和55年)をピークに減少しています。高齢化が進み、2020年(令和2年)には市民の3人に1人が65歳以上の高齢者になっています。また、生産年齢人口が減少することで地域経済の活力低下が懸念されます。

【人口の推移と将来推計】

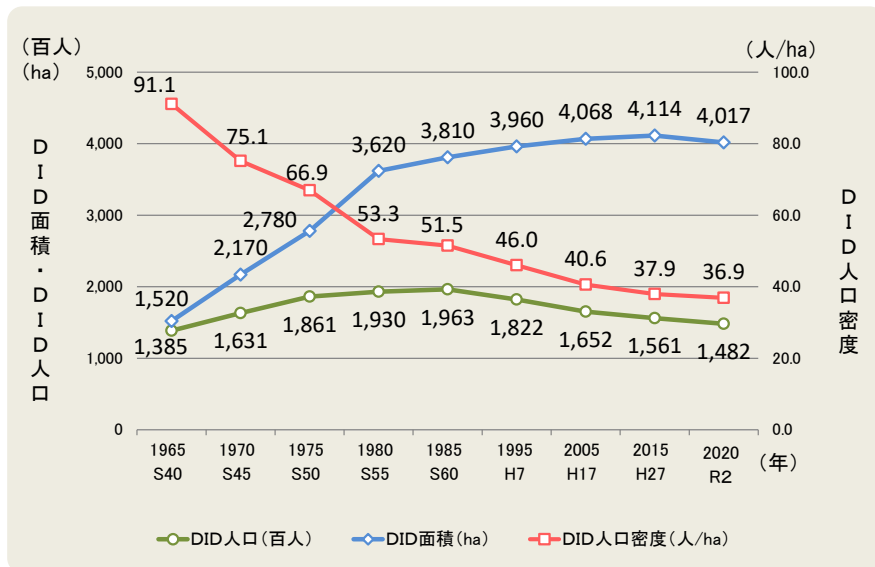


出典：国勢調査

本市の\*D I D (人口集中地区)の面積は、1970年(昭和45年)の区域区分導入当初は2,170haでしたが、2020年(令和2年)には4,017haと約1.9倍に拡大した一方で、\*D I D内の人口密度は、1970年(昭和45年)の75.1人/haから、2020年(令和2年)には36.9人/haまで低下しています。

これらの傾向は、今後も人口減少や高齢化が進むことにより続くものと考えられます。

【D I D面積及び人口の変遷】

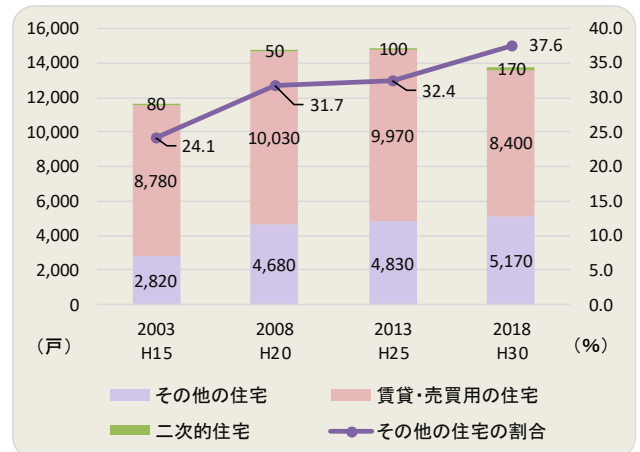


出典：国政調査

② 課題

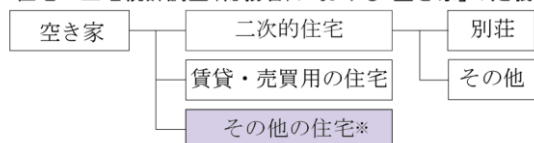
人口減少に伴い市街地の人口密度が低下することで、空き家や空きビル、空き地などが増加し、低未利用の空間が小さな敷地単位でランダムに相当程度の分量で発生する「都市のスポンジ化」が進行するものと考えられます。これにより、生活利便性の低下や防犯、防火、衛生、景観などへの影響、行政サービスの非効率化やまちの魅力の低下など、さまざまな問題を生じさせることが懸念されます。そのため、一定の人口密度を保ちながら、\*都市機能を維持する\*コンパクトなまちづくりが求められています。

【空き家数の推移】



出典：住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査(総務省)における「空き家」の定義



※二次的、賃貸・売買用の住宅以外の人が住んでいない住宅で、長期不在の住宅や建替等のため取り壊すことになっている住宅及び区分の判断が困難な住宅

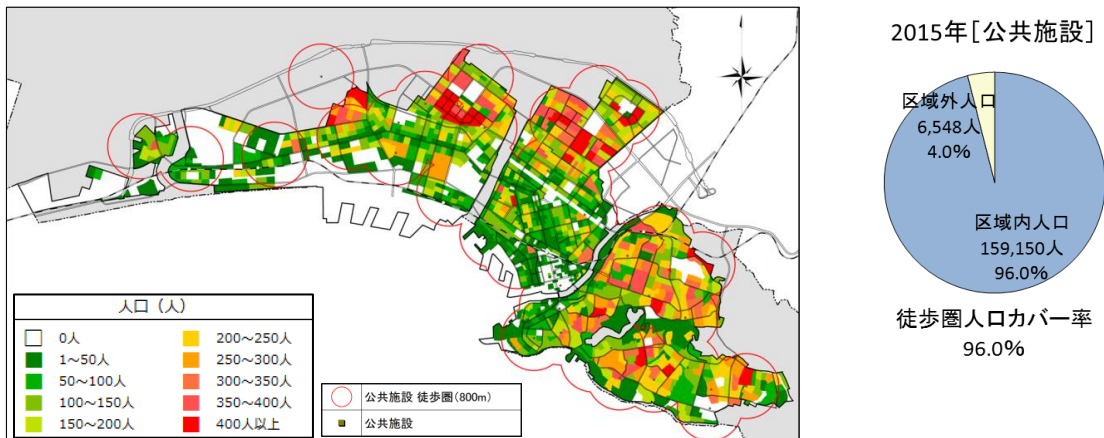
(2) 財政状況とのバランスが取れた施設老朽化への対応

① 情勢の変化

道路、公園、上下水道や公共施設などの都市基盤施設は、相当程度の整備水準に達しています。その一方で老朽化が進んでおり、公共施設の更新に伴う費用では、2012年度(平成24年度)から2052年度(令和34年度)までの40年間で6,573億円、年平均164億円を要するとの試算がなされています。

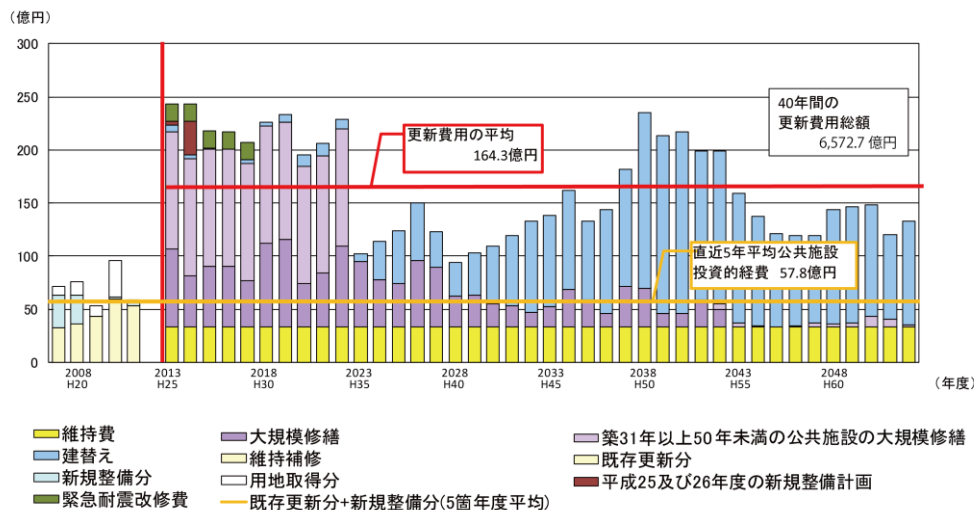
一方で、本市の財政は、生産年齢人口の減少など社会経済情勢の変化による市税の落ち込みや、高齢化の進行による社会保障費の増加が懸念されています。

【公共施設(生涯学習センター、コミュニティセンター、地区会館、生活館)の徒歩圏(800m)人口カバー範囲】



出典：釧路市立地適正化計画

【ライフサイクルコスト試算】



出典：釧路市公共施設等適正化計画

② 課題

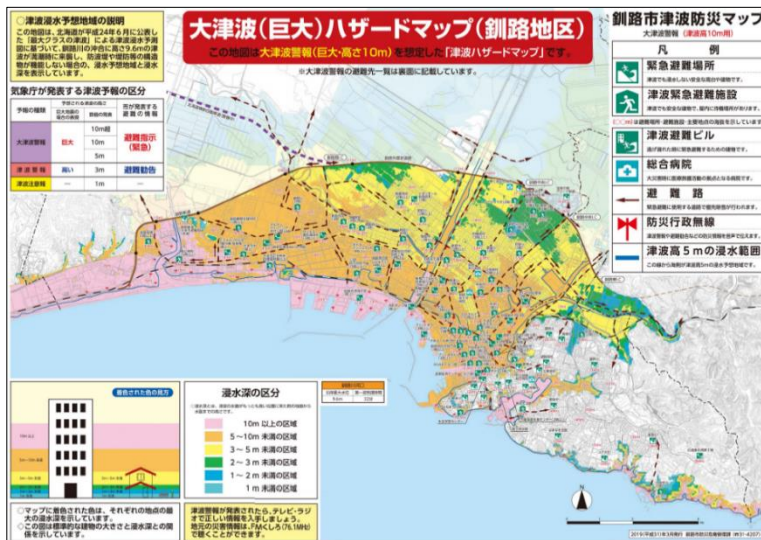
人口減少下においては、施設の維持、更新に当たり、その必要性や適正配置を改めて検討することが必要です。長期的な視点から\*既存ストックの有効活用やコストの縮減、集約型都市構造への転換につながる整備、運営手法の検討が求められています。

(3) 地震、津波など防災への対応

① 情勢の変化

本市はこれまで地震や津波、風水害や雪害などによる自然災害に見舞われてきました。また、近い将来、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による地震・津波災害などの発生が予測されています。

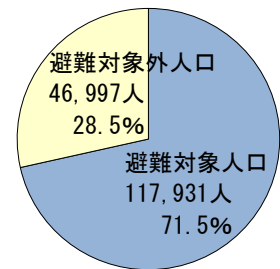
【津波浸水予想地域(津波高10m)(釧路地区)】



出典：大津波(巨大)ハザードマップ(釧路地区)

【大津波警報(津波高10m)のときの避難対象人口】

2021年(令和3年)



出典：釧路市津波避難計画(第8版)

【津波浸水予想地域(津波高10m)(音別地区)】



出典：大津波(巨大)ハザードマップ(音別地区)

加えて、近年国内では、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、従来の想定を超える被害が発生しており、地球温暖化に伴う気候変動によるリスクの上昇が予測されています。

本市においても、ここ数年は記録的な集中豪雨が増加傾向にあり、これまでの自然災害リスクに加え、土砂災害や洪水、内水氾濫などの危険性が高まっています。

② 課題

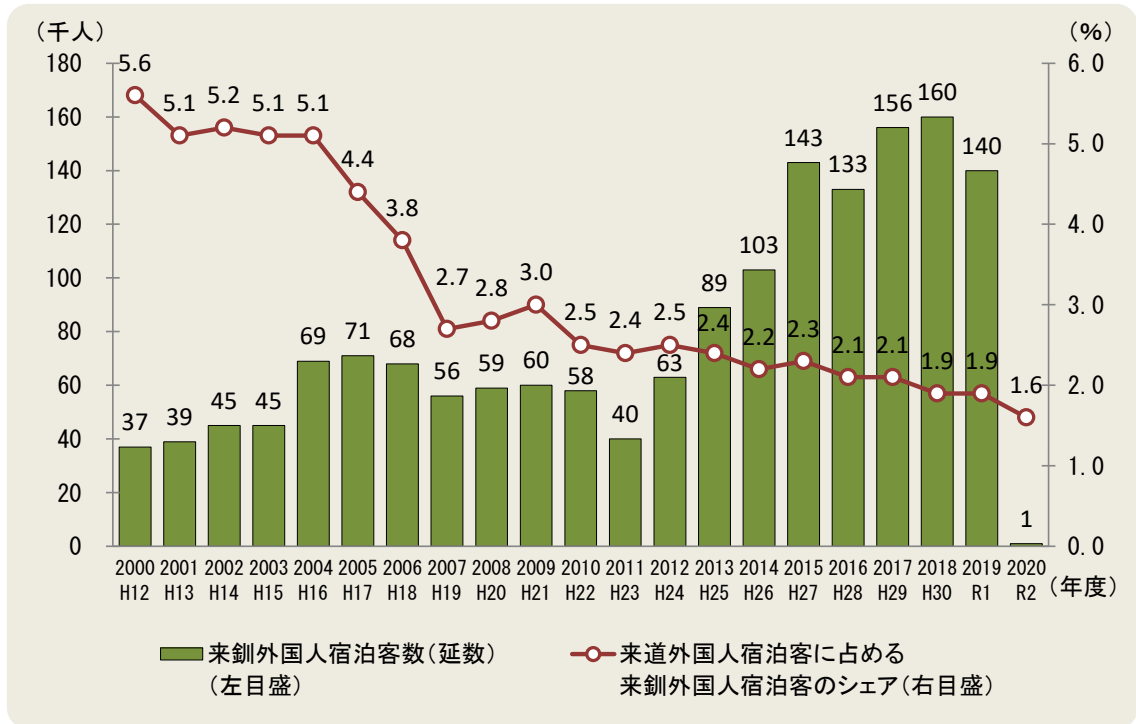
発生しうる自然災害を想定し、防災、減災対策とともに避難対策を推進するなど、災害に強い都市づくりが必要になっています。

(4) 外から人、モノ、金を惹き込む都市間競争への対応

① 情勢の変化

グローバル化の進展に伴い、観光客の訪問先や企業の投資先などとして本市が選ばれるための都市間競争は激しさを増しています。

【来釧外国人宿泊客数】



出典：北海道観光入込客数調査報告書(北海道)  
釧路市観光振興室資料

② 課題

海外の活力を惹き込み地域の経済を活性化させるためには、本市の豊かな自然環境や生産都市としての技術力に加え、整備が進む港湾、空港、道路が持つ物流機能など、あらゆる地域資源を生かしつつ、国際的な社会経済情勢の変化に対応していくことが求められています。

(5) ライフスタイルの多様化への対応

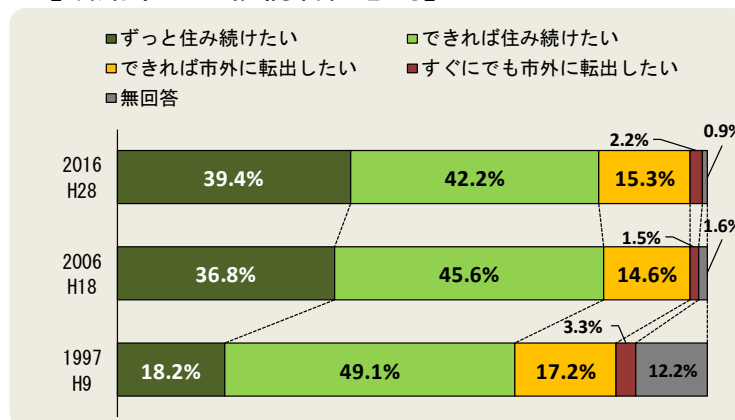
① 情勢の変化

本市は、水産業や石炭産業、紙・パルプ産業などの地域資源を基礎に発展した産業を背景として、その集積地の周辺に居住環境が整い、そこに住む人々の暮らしを支えるように病院や店舗などの生活利便性が高い地域が形成されてきました。その後、\*モータリゼーションの進行や市民のライフスタイルの変化に伴い、郊外の静かで落ち着いた地域に生活の場を求めるようになるなど、居住ニーズも多岐にわたっています。

一方、価値観やニーズの多様化に伴ってまちづくりに対する市民の参加意識には変化が見られ、地域の経済活動や社会活動の担い手をどう増やしていくかが課題となっています。

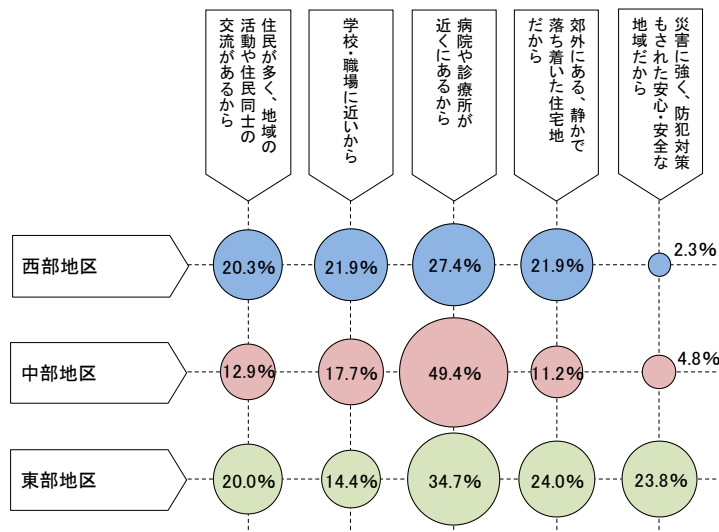
また、三大都市圏などの大都市に住む人たちのライフスタイルに目を向けると、地方への移住、\*二地域居住及び就労、長期滞在、地域や地域住民との多様な関わりなどへのニーズが高まりを見せています。

【釧路市への継続居住意向】



出典：釧路市まちづくり基本構想等策定に向けたアンケート調査報告書

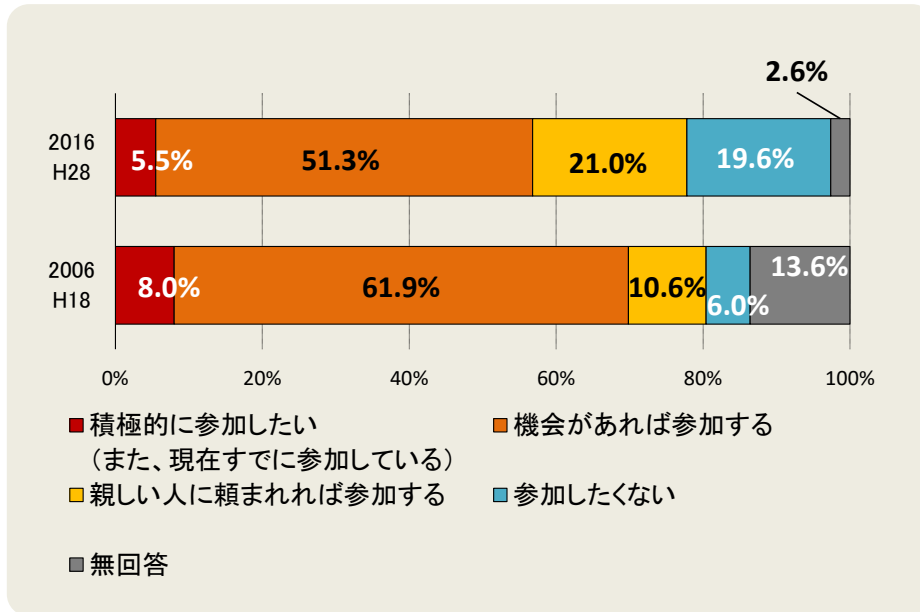
【地域に住み続けたい理由】



※複数回答

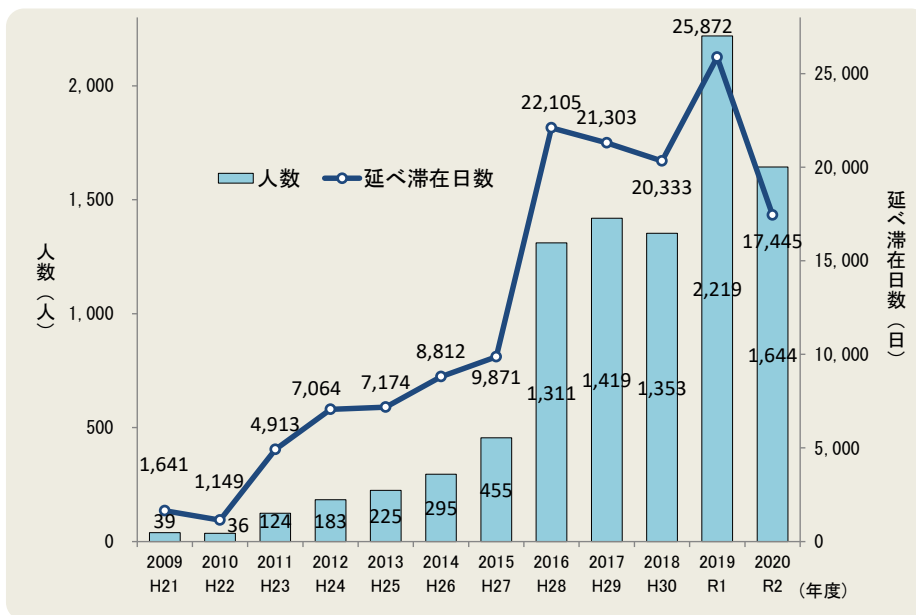
出典：釧路市の今後のまちづくりに関する市民アンケート調査

【まちづくりへの参加意識】



出典：釧路市まちづくり基本構想等策定に向けたアンケート調査報告書

【長期滞在者受入実績】



出典：釧路市市民協働推進課資料

② 課題

多様化する市民ニーズに対応し、市民がずっと暮らしたいと思える都市づくりが求められている一方で、地域をみんなで支えていくための市民意識の醸成も必要です。

また、長期滞在者数の増加に見られるように、本市に関わりを持ちたい大都市に住む人たちが増えています。そのような人たちが求める環境は、年齢やライフスタイルによって多様であり、そうしたニーズを的確に把握し対応することが求められています。

## (6) 都心部再生への対応

### ① 情勢の変化

本市の都心部は、1901年(明治34年)に現在の釧路駅の前身となる駅舎が建設され、その後の路線の開通や延伸、バス路線の開設などにより公共交通が発達し、交通の要衝となりました。

高度経済成長期には、基幹産業の発展とともに人口が増加するなか、都心部は、道路などの\*都市施設の整備のほか、商店街の形成、百貨店や大型店の相次ぐ開業、官公庁庁舎の建設など、本市がひがし北海道の拠点都市として歩むにふさわしい多くの\*都市機能を充実させてきました。

以来、こうした\*高次都市機能をもつ都心部は「くしろの顔」であり、幣舞橋から北大通、釧路駅、さらに共栄新橋大通、柳橋通へとつながる動線は、本市の自然、歴史、文化、生活を最も感じさせる都市軸となっています。

今日では、都市の郊外化によって、自家用車でアクセスしやすい郊外商業施設を核とした店舗の集積が各地で形成され、都心部では商業の集積性が薄れつつあります。また、あらゆる業種を見渡すと、都心部は事業所数の減少傾向が本市全体に比べ大きくなっています。加えて、都心部の交通を支えるインフラの多くは、高度経済成長期に整備され老朽化が進んでいます。

### ② 課題

都心部は、本市の歴史の中で育まれた市民固有の文化財産であり、\*高次都市機能を持続的に確保、強化し、ひがし北海道及び本市の活力や\*コンパクトなまちづくりをけん引するため、その維持発展を図る必要があります。



【幣舞橋 1978年(昭和53年)】



【幣舞橋 2020年(令和2年)】

現在5代目となる幣舞橋。重厚な親柱や郷土の彫刻家のデザインした高欄、クラシックな照明、四季を表したブロンズ像は、橋の美しさとともに我が国初の橋彫刻として注目されています。北海道三大名橋の一つと謳われ、長年親しまれてきた前代の橋から引き続き、釧路の歴史を語るにふさわしい姿であり、今も昔も市民とともに歩み続けています。



# 第2章

## 全体構想

### 第2節 基本方針

## 第2節 基本方針

### 1 まちの将来像

ここでは、前計画の理念「ゆったりと時の流れる大地の中で、釧路に住む喜び、楽しみが感じられるまちづくり」及びまちの将来像「大自然に生まれ、ひと・モノが行き交う東北海道の中核都市」を継承しつつ、「情勢の変化と課題」を踏まえ、本計画の柱となる「まちの将来像」を定めます。

#### まちの将来像

ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、  
安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち

#### 「ゆったりと時の流れる大地」

本市の擁する阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめとした豊かな自然環境や多様な文化を表しています。

また、\*釧路市まちづくり基本構想では、目指すべきまちづくりを達成するため、ひとにやさしくあたたかいまちづくりを進めるとしています。ここでは、この理念を地域の自然が持つ生物多様性になぞらえ、将来においてすべての人が活躍できるまちづくりが実現している様子を表しています。



【釧路湿原】

#### 「抱かれながら」

豊かな自然環境の中に位置する本市において、釧路湿原の保護、保全を図る観点から都市的土地利用の北限を\*水際線より6km程度としてきた考え方が引き続き守られており、市街地の無秩序な拡大が抑制されていることなど、将来においても、\*都市機能の充実と自然環境の保全とのバランスが保たれている様子を表しています。

### 「安らぎ」

安全で安心な生活を送ることができ、地震や津波、大雨などの自然災害が起きたときにも、防災、減災対策の効果を発揮できるまちづくりが進んでいることや、より多くの市民にとって、釧路市が愛着を持ち住み続けたいと思うまちになっていることなど、将来においても安らぎが感じられる様子を表しています。

### 「喜び、楽しみ」

産業基盤が力強さを増し、地域経済が活性化することで、人々が生活する場としての都市の質や価値が高まっていくことや、豊かな自然や食、文化、夏季の涼しい気候などの魅力が市外の人を惹きつけ、憧れとなっていくことなど、将来においても喜びや楽しみが感じられる様子を表しています。

### 「ずっと暮らせるまち」

\*コンパクトなまちづくりの推進により、福祉や交通などを含めた都市全体の構造が見直されていることや、中核都市としての機能を生かし、市域を越えた連携が進み、地域全体での発展が図られていることなど、将来、人口減少や少子高齢化が進む中にあっても快適な暮らしが保たれている様子を表しています。



【釧路市街地】

## 2 まちづくりの基本目標

まちの将来像を踏まえ、まちづくりを進める指針となる4つの基本目標と目標別方針を定めます。

### (1) 安全で心地よく暮らせるまちづくり

#### ① 個性豊かな地域づくりの推進

地域の歴史、文化、土地利用の特性、住民の世代構成、住環境、季節ごとの生活環境などといった地域の特色や特性に対応するとともに、住民活動などの地域独自の取組みを支援し、いつまでも住み続けたいと思えるような個性豊かな地域づくりを進めます。

#### ② 安全に暮らせる地域づくりの推進

子育て世代や高齢者、障がい者などすべての市民が安全に暮らせる都市となるよう、道路や公園をはじめ、公共交通、公共施設における\*バリアフリー化や\*ユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、公共施設の耐震化を進め、建築物の耐震診断や改修を促進するとともに、災害発生時にも地域住民がお互いを支え合うことができるよう、持続的なコミュニティ活動を支援するなど、ハード、ソフトの施策を組み合わせた総合的な対策により、各地域の特性に合った防災体制の構築、強化を進めます。



【公共施設の車いす使用者用駐車施設】

#### ③ 安心して暮らしやすい住環境の実現

すべての市民が安全で安心な住環境のもとで生活できるよう、多様な世帯に対応した住まいづくりや\*空家等への対策を進めるとともに、利便性が高い環境で安心して暮らせる\*まちなかへの居住の推進、誘導を図ります。

また、良好な景観の誘導による魅力ある街並みづくりなどを進めます。

## (2) 豊かな自然を身近に感じる持続可能なまちづくり

### ① まちの機能の適正配置と移動利便性の向上

移動がしやすく便利なまちとなるよう、生活に身近な商業、医療、福祉などの機能や居住が集積した魅力あるまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の活性化により、徒歩と公共交通の利用で暮らせるまちを目指します。

### ② 良好な\*都市施設の維持と\*既存ストックの活用

道路、公園、上下水道などの都市基盤施設や公共施設の維持管理に係る都市経営コストの抑制が図られるよう、地域の特性に応じた施設の適正配置や計画的な改修、更新、管理運営の見直しなどを行うとともに、既成市街地における\*低未利用地の有効活用を促進します。

また、新たな整備についても、将来を見据えた\*ライフサイクルコストの妥当性を考慮し実施します。



【地区会館と児童館の複合公共施設】  
(釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター)

### ③ 自然と共生するまちづくりの推進

釧路湿原や阿寒湖をはじめとした自然環境の保全を図るとともに、市街地の外縁では緩やかに土地利用形態が変化していくよう、まちと自然の接点となる緩衝帯の創造を目指します。

これらの豊かな自然に源を發し太平洋へと注ぐ河川の保全や、市街地の公園、緑地、道路などでの緑の整備、庭先など身近な場所の緑化の充実によって、バランスの取れた緑の配置を進め、自然に囲まれたまちであることが感じられる都市環境の形成を図ります。

また、自然を学び大切に作る心が育まれるよう、自然とふれあうことのできる環境づくりを進めます。



【武佐の森】

### (3) 産業を支えるまちづくり

#### ① 活力ある産業を創出する取組みの推進

地域経済を支える産業の持続的発展のため、地域の優位性を生かす生産基盤の整備を推進します。

また、工業系の土地利用を図る地区への企業誘致や工業の集積によって\*低未利用地の活用を進め、地域経済のさらなる活性化を図ります。



【釧路港背後に広がる工業地帯】

#### ② 地域経済を支える物流の強化

釧路・根室圏における農林水産業や商工業、サービス業など地域の産業活動の円滑化が図られるよう、道路や鉄道、港湾、空港といった陸海空の交通ネットワークの充実によって、時間の短縮、輸送コストの低減、安全性の確保などの物流機能の強化を図ります。



【西港のコンテナヤード】

#### ③ 自然環境と産業との関係づくり

自然環境に優しい産業の振興が図られるよう、\*循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量やリサイクルの推進などを進めます。

また、釧路・根室圏では食品関連産業が主要な産業となっており、その多くが自然環境の恩恵を受けているため、公害の緩和や災害防止はもとより、産業と自然との調和により環境負荷の少ない社会の構築を図ります。

#### (4) 地域の価値が高まり多様な結びつきが生まれるまちづくり

##### ① 釧路ファンを増やす取組みの推進

人口が減少する中でも、まちの活力が高まるよう、旅行需要の積極的な取込みのほか、食を楽しむ魅力的な空間づくりなどによる都市型観光と、地域の自然や文化などを生かした自然体験型観光を一体で進めます。

また、自宅以外の地域で生活するスタイルの受け皿として、涼しい夏季の気候を生かした長期滞在の受入や、地域の魅力に触れながら働ける\*二地域居住の推進など、\*交流人口や\*関係人口の創出を図ります。

このため、本市と国内外を結ぶ空港、港湾の機能強化や地域の魅力を高める鉄道、バスなどの交通環境の充実を図るとともに、本市の玄関口の景観形成を進めます。



【釧路川のカヌー】

##### ② 中核都市機能の充実と連携強化

釧路・根室圏の中核都市として、豊かな生活環境を創出し一体的に発展できるように、産業や医療福祉、高等教育の充実を図るとともに、圏域での連携を強化します。

また、こうした各種サービスを広く受けることができるよう、圏域市町村との時間の短縮及び安全性を確保する道路網の整備を進めます。

##### ③ 都心部の機能充実とにぎわい創出

ひがし北海道の拠点都市としてふさわしい都心機能を保ち、「くしろの顔」としてさらに充実していくことができるよう、さまざまな公共施設の集積を図るとともに、商業業務機能の向上や、空き家、空き店舗の活用などによるにぎわいの創出を進めます。

また、これらの機能を支えるため、市民や来訪者が都心部に行き来しやすい交通環境の充実、強化を図ります。

### 3 将来都市構造

まちの将来像やまちづくりの基本目標を踏まえ、本市の将来都市構造を示すものとして、各地域にふさわしい土地利用の区分を示す「エリア」、\*都市機能の中心的役割を果たす「拠点」と、それを結び付ける「骨格」の3つの要素を定めま

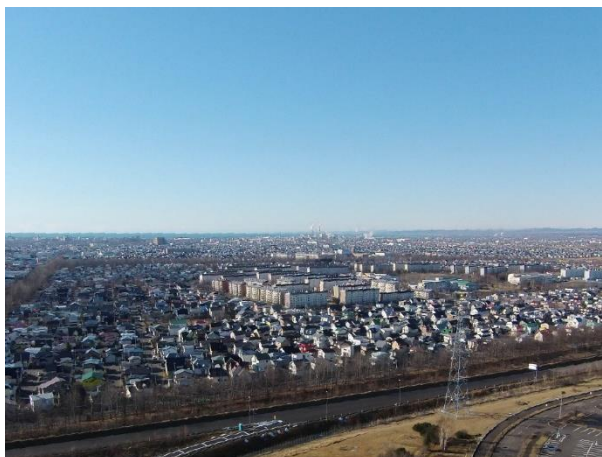
#### (1) エリアの設定

これまで、\*都市計画区域(釧路地域)では、都市的土地利用の北限を\*水際線より6km程度とし、釧路湿原の保護、保全を図りつつ、将来の人口や地域経済の伸びを想定し、中部地域や西部地域の内陸部へと\*市街化区域を拡大するなど土地利用の需要増に対応してきました。

今日では、人口減少や少子高齢化への対応として、持続可能なまちづくりの推進が重要であることから、基本的に\*市街化区域の拡大は行わないものとし、都市的土地利用の北限を\*水際線より6km程度としてきたこれまでの考え方を堅持します。

そのため、\*市街化区域を「都市的土地利用を図るエリア」に位置づけた上で、\*市街化調整区域のうち\*市街化区域との境界付近については、「まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア」に位置づけます。

また、その他の\*市街化調整区域及び\*都市計画区域外(阿寒地域、音別地域)については、自然地域、農業地域、森林地域が区域の大半を占めることから、それぞれ、「自然環境の維持保全に努めるエリア」「優良な農地の維持保全に努めるエリア」「豊かな森林の維持保全に努めるエリア」に位置づけます。



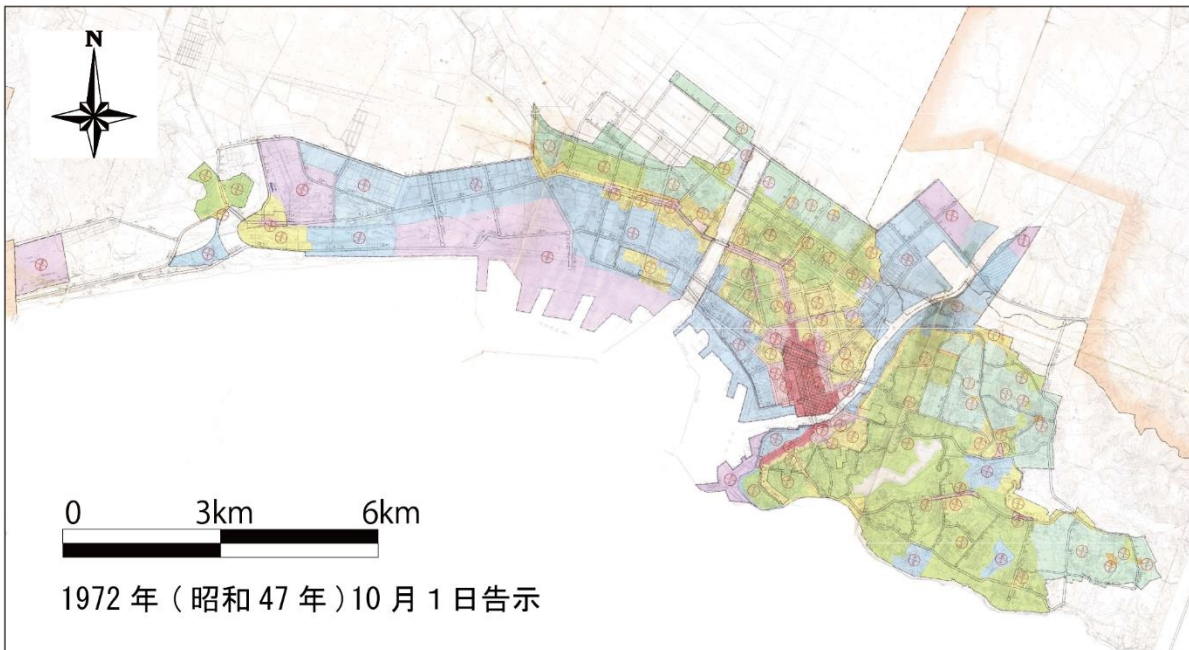
【都市的土地利用の北限】



【音別町ふれあいの森】

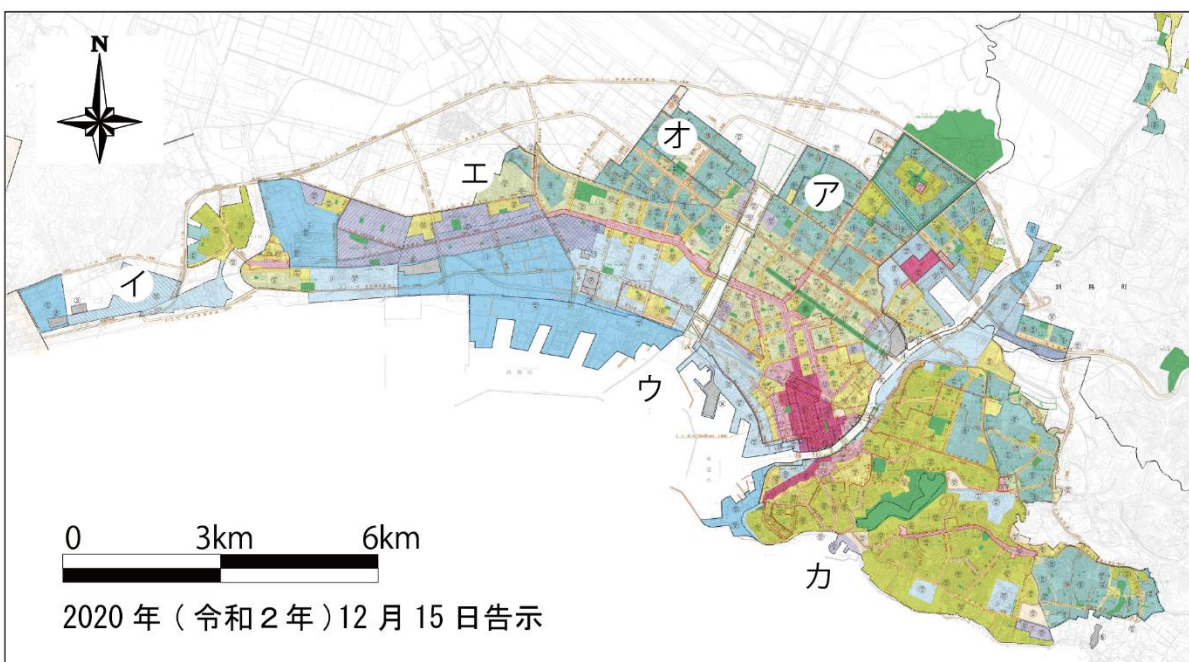
【釧路圏都市計画図から見る土地利用の変化】

これまで行われた\*市街化区域の拡大では、その北限が\*水際線より6km程度の範囲にとどまっています。



主な市街化区域編入について

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ア 美原地区、芦野地区、文苑地区 | エ 鶴野東地区       |
| イ 新野団地地区         | オ 昭和地区、昭和中央地区 |
| ウ 釧路港整備          | カ 千代ノ浦マリパーク整備 |



## (2) 拠点の設定

市街地の生活環境の質を高めるとともに、産業や都市活動を支える上で重要な地区を拠点として定め、機能の効果的な集約を図ることで都市の活力を高めます。

### ① 広域中核拠点(都心部)

行政、商業業務、文化、交流、情報発信などの機能が本市全体を支えるとともに、ひがし北海道の中核都市としての機能を担います。



【北大通】

### ② 地域交流拠点(鳥取大通地区、新橋大通地区、桜ヶ岡地区)

行政機能、サービス機能や一定規模以上の商業機能を持ち、地域の拠点として日常生活を支える機能のほか、経済活動、交通、医療などを支える機能を担います。

### ③ 生活拠点(大楽毛地区、星が浦地区、昭和地区、春採下町地区)

近隣住民の日常生活に必要な各種機能を担い、生活に密着した役割を果たします。

### ④ 地域拠点(阿寒本町地域の市街地及び音別地域の市街地)

地域住民の居住、日常生活を支える商業業務、身近な公共公益、文化機能などを担い、交流の場としての役割を果たします。

### ⑤ 観光・交流拠点(幣舞橋周辺及び阿寒湖温泉地区)

自然や産業、歴史、文化などの情報発信機能を担うとともに、国際交流、\*MICE、都市型及び自然体験型観光などの拠点としての役割を果たします。

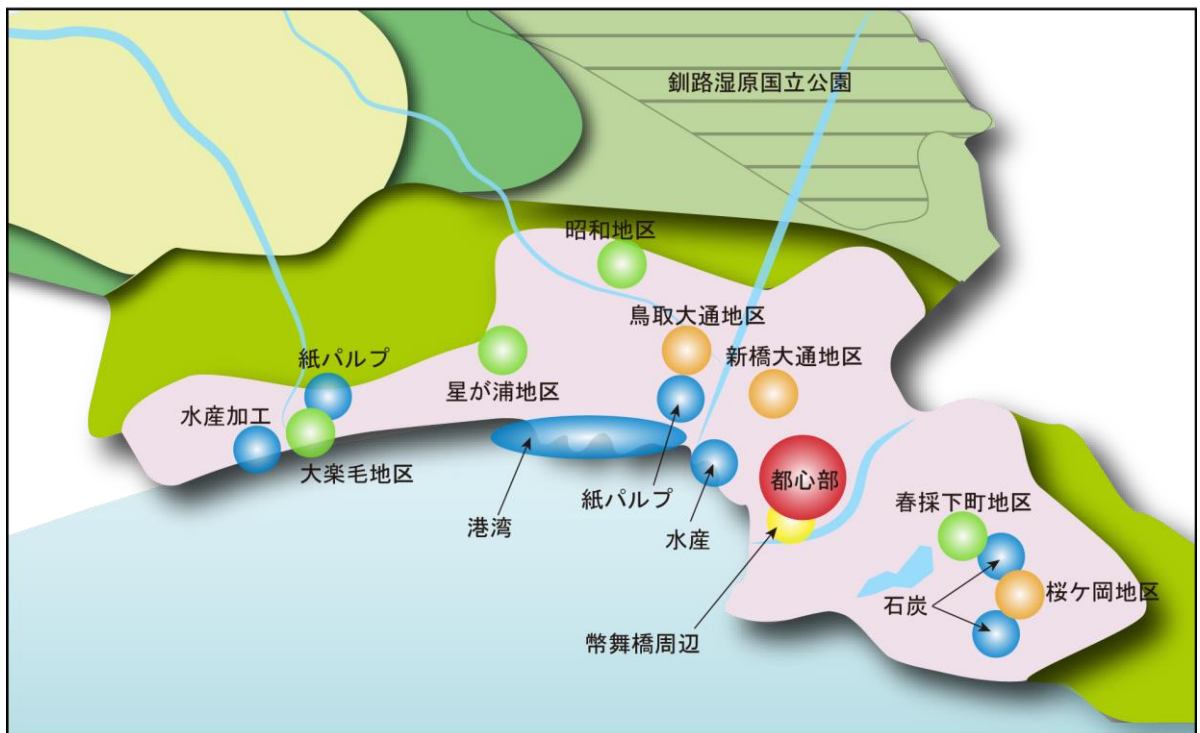
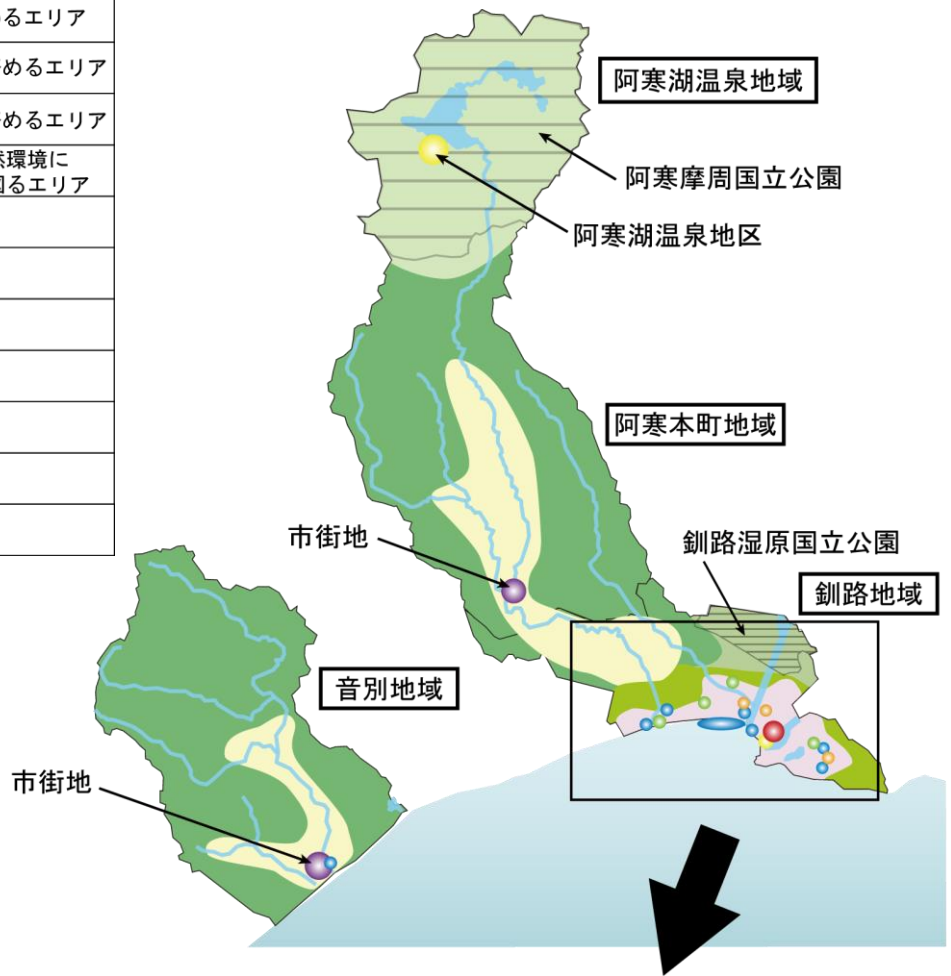
### ⑥ 産業拠点(産業集積地)

これからも本市及びひがし北海道を支えていく産業の拠点としての役割を果たします。



【エリア・拠点構造図】

	都市的土地利用を図るエリア
	自然環境の維持保全に努めるエリア
	優良な農地の維持保全に努めるエリア
	豊かな森林の維持保全に努めるエリア
	まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア
	広域中核拠点
	地域交流拠点
	生活拠点
	地域拠点
	観光・交流拠点
	産業拠点
	国立公園



### (3) 交通の骨格の設定

本市は、ひがし北海道の拠点都市として、行政施設や医療施設、大型商業施設などの機能が集積しており、本市と各都市をつなぐ交通ネットワークとして定める交通の骨格は、道路と鉄道やバス、空港により構成されます。

#### ① 道路の骨格

高速交通ネットワークを形成する北海道横断自動車道などの\*高規格幹線道路と一体となり、本市と周辺圏域を結ぶ国道や道道を主要幹線道路と位置づけます。

都市内交通の骨格としての機能や\*バイパス機能を有する路線を都市幹線道路と位置づけます。また、主要幹線道路と都市幹線道路は釧路都市圏の\*骨格道路交通網として位置づけられています。

主要幹線道路や都市幹線道路の交通を効率的に集散させるための補助的な路線を補助幹線道路と位置づけます。



【釧路中央 I C】







#### ② 公共交通の骨格

道内主要都市圏を結ぶ根室本線や釧網本線の鉄道、市内の拠点や周辺圏域などを結ぶバス路線及び釧路空港を発着し道内外の主要都市に連絡する空路を公共交通の骨格と位置づけます。



【釧路－札幌間を結ぶ特急列車】

【交通の骨格構造図】

	高規格道路、インターチェンジ
	主要幹線道路(国道)
	主要幹線道路(道道)
	都市幹線道路
	鉄道、駅
	空港



#### (4) 緑(自然)の設定

本市は、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、広大な森林、河川、太平洋など多彩な自然に恵まれています。

将来都市構造における緑(自然)は、市街地背後に面の緑として残る豊かな自然環境や、緑の大きな軸、そして市街地内にある身近な緑の拠点により構成されます。

##### ① 面の緑

都市的土地利用を図るエリア以外の特徴的な自然環境を有する地域を面の緑と位置づけ、4つのエリアに分類します。

- ・ 釧路湿原や阿寒湖周辺など動植物の生息域として良好な自然環境を有する地域を「自然環境の維持保全に努めるエリア」とします。



【釧路湿原】

- ・ 釧路地域西部や阿寒地域、音別地域の自然環境と調和した美しい農村景観を形成する地域を「優良な農地の維持保全に努めるエリア」とします。

- ・ 阿寒地域や音別地域などの山間部にある森林資源を有する地域を「豊かな森林の維持保全に努めるエリア」とします。
- ・ 都市的土地利用を図るエリアの外縁で、地域の多様な自然の保全を前提とし、周辺の環境に配慮した中で適切な土地利用を行う地域を「まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア」とします。

##### ② 緑の大きな軸

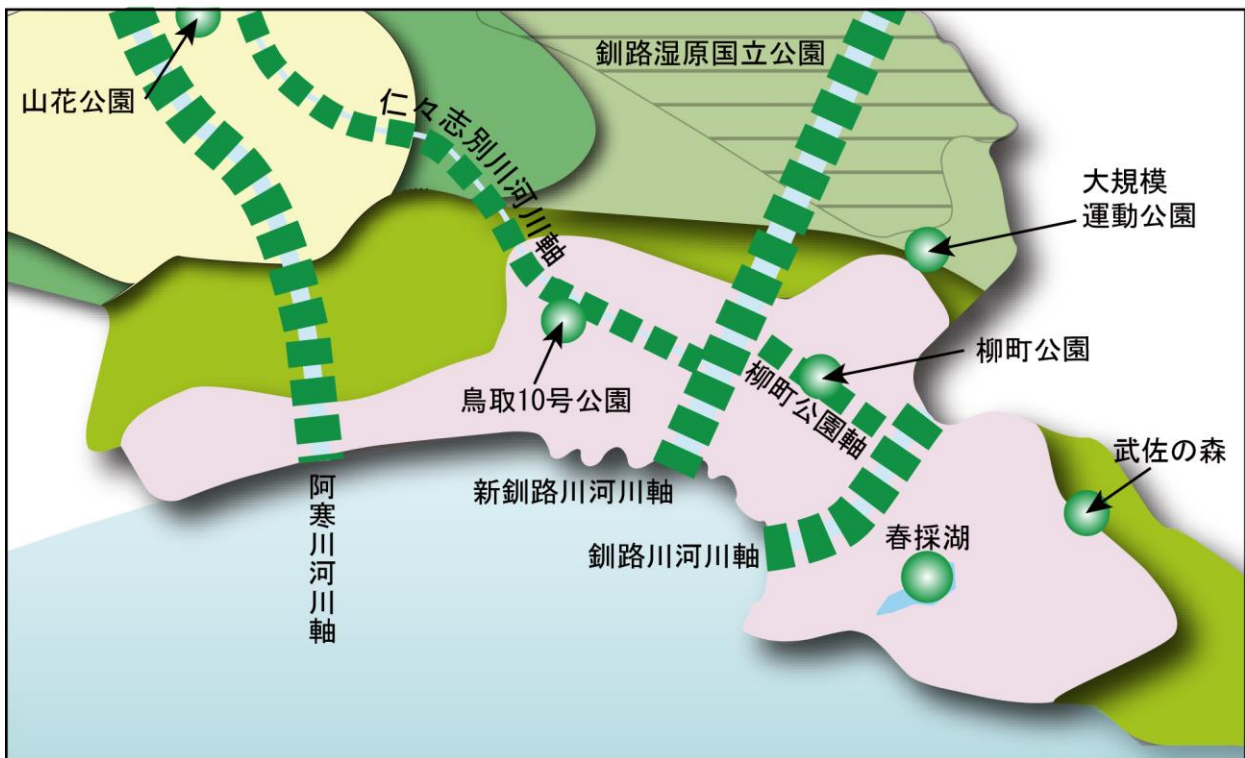
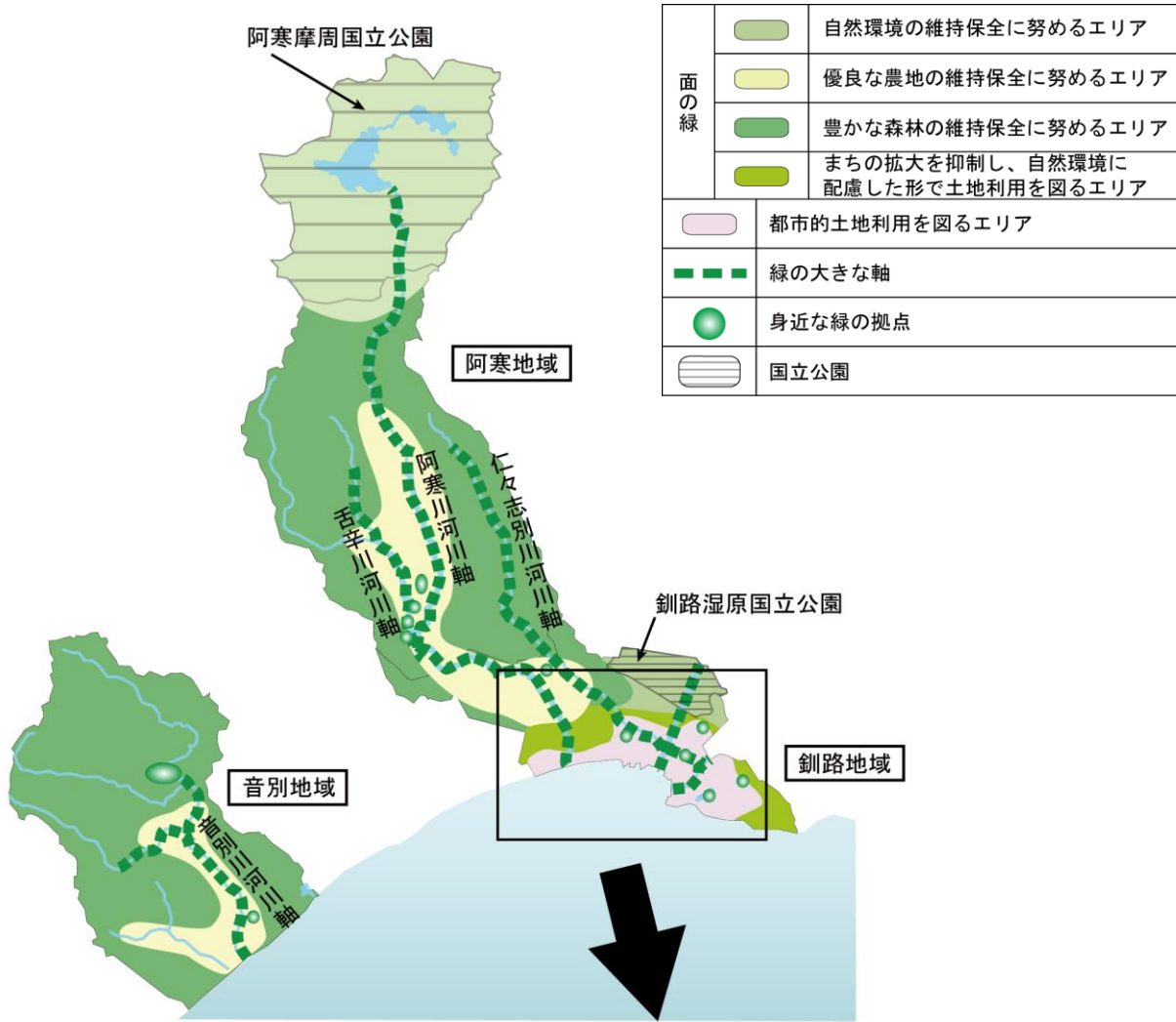
新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川、舌辛川、音別川、柳町公園を緑の大きな軸として位置づけます。

##### ③ 身近な緑の拠点

公園や緑地、道路空間などの緑を身近な緑の拠点として位置づけます。



【緑(自然)の構造図】







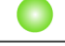

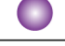







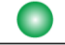





(5) 将来都市構造の総括

ここまで示してきた「エリア」「拠点」「骨格」の3つの要素を1つにまとめた将来都市構造総括図は次のとおりです。

【将来都市構造総括図 全体】



	都市的土地利用を図るエリア	面の緑		自然環境の維持保全に努めるエリア
	広域中核拠点			優良な農地の維持保全に努めるエリア
	地域交流拠点			豊かな森林の維持保全に努めるエリア
	生活拠点			まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア
	地域拠点			高規格道路、インターチェンジ
	観光・交流拠点		主要幹線道路(国道)	
	産業拠点		主要幹線道路(道道)	
	緑の大きな軸		都市幹線道路	
	身近な緑の拠点		鉄道、駅	
	国立公園		空港	

【将来都市構造総括図 釧路地域】







# 第2章

## 全体構想

### 第3節 都市計画方針

## 第3節 都市計画方針

### 1 土地利用方針

#### (1) 基本的な考え方

土地利用に関しては、大枠を決める仕組みやきめ細かなまちづくりをするための仕組みなど数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより地域に合った秩序ある都市が形成されます。

本市における土地利用に当たっては、前計画の土地利用に関する方向性を維持しながら、目指すべき将来像の実現のため各種制度を積極的に運用し、適正な対応を図ります。

#### ① 市街化区域

住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用方針に沿って、適正な密度構成及び\*都市機能の配置により調和の取れた市街地の形成を図ります。

また、\*都市施設や\*市街地開発事業との関連を十分に考慮し、適正かつ合理的な土地利用の実現を目指します。



【釧路市街地】

- ・既成市街地において、土地利用を見直す必要が生じた場合は、\*用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて\*地区計画などの活用により計画的な市街地の形成を図ります。また、公共施設などの跡地については、周辺の住環境や近隣住民の利便性に配慮した適切な土地利用を図ります。
- ・\*特別用途地区の見直し及び新たな指定については、土地利用の経過を踏まえ\*用途地域との整合を十分に図り、さらに実現可能な目的を設定し地区住民の理解を得ながら対応することとします。
- ・\*臨港地区においては、港湾機能を充実させるため\*港湾計画及び分区指定の目的に沿った土地利用の増進を図ります。
- ・\*地域地区をさらに細分化し地区の特性に応じた個性あるまちづくりを進めるために、必要に応じ基本となる\*用途地域との整合を図りながら、\*地区計画などの活用を図ります。

- ・\*土地区画整理事業の施行予定区域で事業着手の見込みが立たない地区については、地区の実情に応じた市街地環境の形成に向けた検討を進めます。
- ・\*市街化区域のうち、\*市街化調整区域と接し、かつ今後も利用の見込みが立たない一定規模以上のエリアについては、将来的な土地利用動向を考慮しながら\*市街化調整区域への変更について検討します。

### ② \*市街化調整区域

豊かな自然景観を有し、動植物などの良好な生息地として重要な役割を果たしていることから、今後も貴重な自然環境の保全を図ります。

- ・農林漁業集落や\*旧住宅地造成事業に関する法律により宅地造成された中鶴野地区については、周辺環境に配慮しながら地域の実情にあった良好な生活環境の維持保全に努めます。

### ③ 都市計画区域外

阿寒地域及び音別地域については\*都市計画区域外となっており、豊かな自然環境の保全と調和しながら地域の農林業などを支える生活環境の維持に努めます。

また、秩序ある都市の形成のために必要が生じた場合には、地域住民との合意形成のもと適切な対応を図ります。



【道の駅 阿寒丹頂の里】

## (2) コンパクトなまちづくりと土地利用方針

市街地の拡大や新たな商業圏の形成を抑制しながら、\*都市機能が集積した拠点の周辺に利便性の高い生活圏を形成することで、効率的で将来に持続可能なまちづくりを進めます。

- ・持続可能で\*コンパクトなまちづくりを進めるため、居住や\*都市機能の誘導などによる効率的な集約型都市構造への転換を図ります。
- ・卸小売販売額の減少を踏まえ、既存の商業系用途地域外での新たな商業地形成の抑制を図るなど、適切な土地利用転換を検討します。

### (3) 豊かな住環境を実現する土地利用(住居系)

\*生活利便施設の誘導を図りながら、住環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し快適な生活環境を適切に保護するため、住居の専用性を高めます。

#### ① 高度利用住宅地区 (近隣住民の生活利便機能を担う地区)

中心商業業務地区の周囲に配置し、\*まちなか居住の推進を図るほか、昭和中央地区や星が浦大通地区をはじめとした\*生活利便施設集積地及び芦野、文苑地区の柳橋通や愛国北園通、愛国地区の共栄橋通、昭和地区の雄鉄線通といった幹線道路沿道に配置し、近隣住民の利便性の向上や沿道サービスの充実を図るとともに周辺住宅地の住環境の保全に配慮します。



【ことぶき団地】

#### ② 一般住宅地区 (中高層住宅を含む住環境の保全を図る地区)

春採地区、弥生地区、緑ヶ岡地区、鉄北地区、愛国地区、鳥取地区などに配置し、近隣住民の日常生活圏に配慮した\*生活利便施設などの誘導を図るとともに、中高層住宅地として良好な住環境を形成することにより徒歩を中心とした日常生活圏の形成を促進します。



【道営住宅釧路クレインヴィラ】

### ③ 専用住宅地区

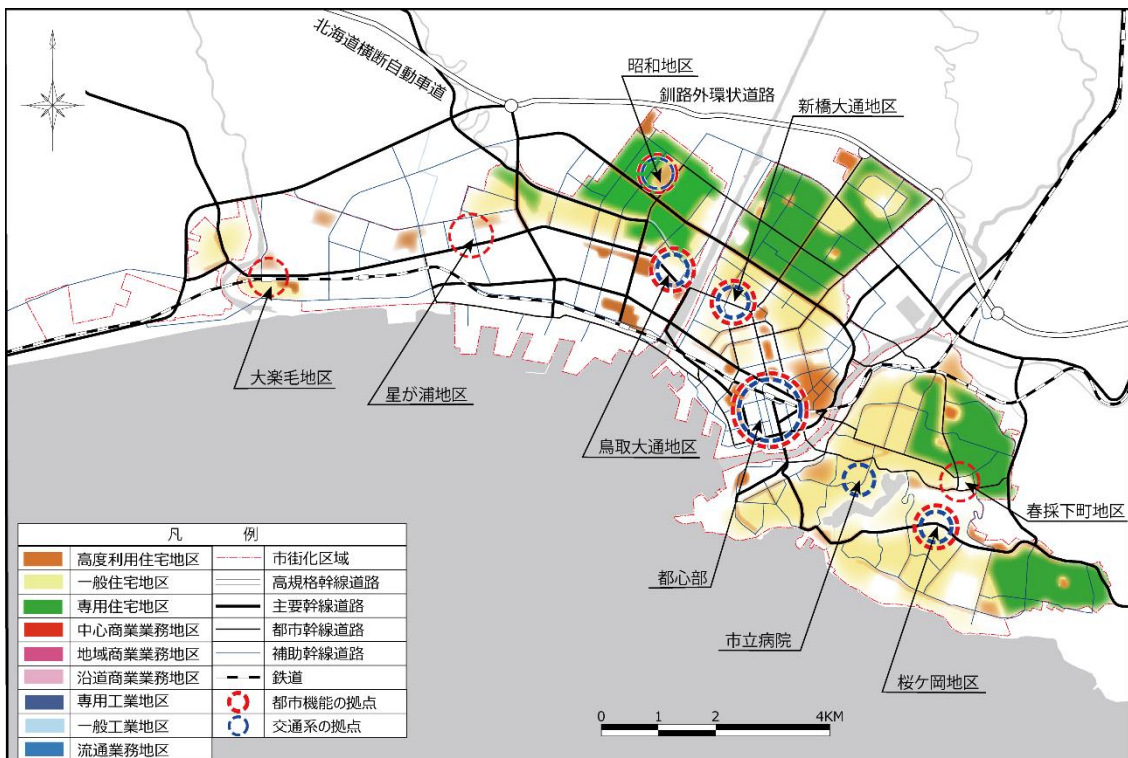
(低層住宅を主体とした住環境の保全を図る地区)

桜ヶ岡及び白樺台地区、緑ヶ岡及び武佐地区、愛国地区、昭和地区、鶴野東地区などに配置し、\*地区計画など地区の特性に応じた適正な制度の活用により、住宅ニーズの多様化に対応しながら低層住宅地として良好な住環境の形成とその保全を図ります。



【低層住宅地】

### 【土地利用構想図(住居系)】



#### (4) にぎわいと生活を支える土地利用(商業系)

交通ネットワークの形成と連携し、\*コンパクトなまちづくりの実現を目指すため、各地区の位置づけに応じ、既存の商業業務地区における空き店舗や\*低未利用地の有効活用を促すほか、\*都市機能の誘導などによって商業業務機能の集積を図ります。

一方、商業業務地区の拡大に対しては、居住地における生活利便性に配慮しつつ慎重に対応します。

##### ① 中心商業業務地区

###### (中心商業業務機能を担う地区)

北大通を中心に、黒金町及び幸町地区、錦町及び浪花町地区、末広町及び栄町地区、白金及び若松町地区などの都心部に配置し、ひがし北海道の中核都市にふさわしい、にぎわいにあふれ活気あるまちとなるよう、商業・業務、交流、行政、教育・文化などの\*高次都市機能の集積や土地の高度利用の促進によって、高密度な土地利用を図ります。



【北大通】

##### ② 地域商業業務地区

###### (近隣住民の商業業務機能を担う地区)

新橋大通地区、桜ヶ岡地区、鳥取大通地区、春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地区周辺に広がる小売店舗連たん地区に配置します。このうち、経済活動や交通、医療などを支える機能を有する新橋大通地区、桜ヶ岡地区及び鳥取大通地区では、\*生活利便施設の充実と商業の振興を図ります。

また、春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地区周辺に広がる小売店舗連たん地区では、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、近隣住民の\*生活利便施設などの立地を図ります。



【鳥取大通地区】



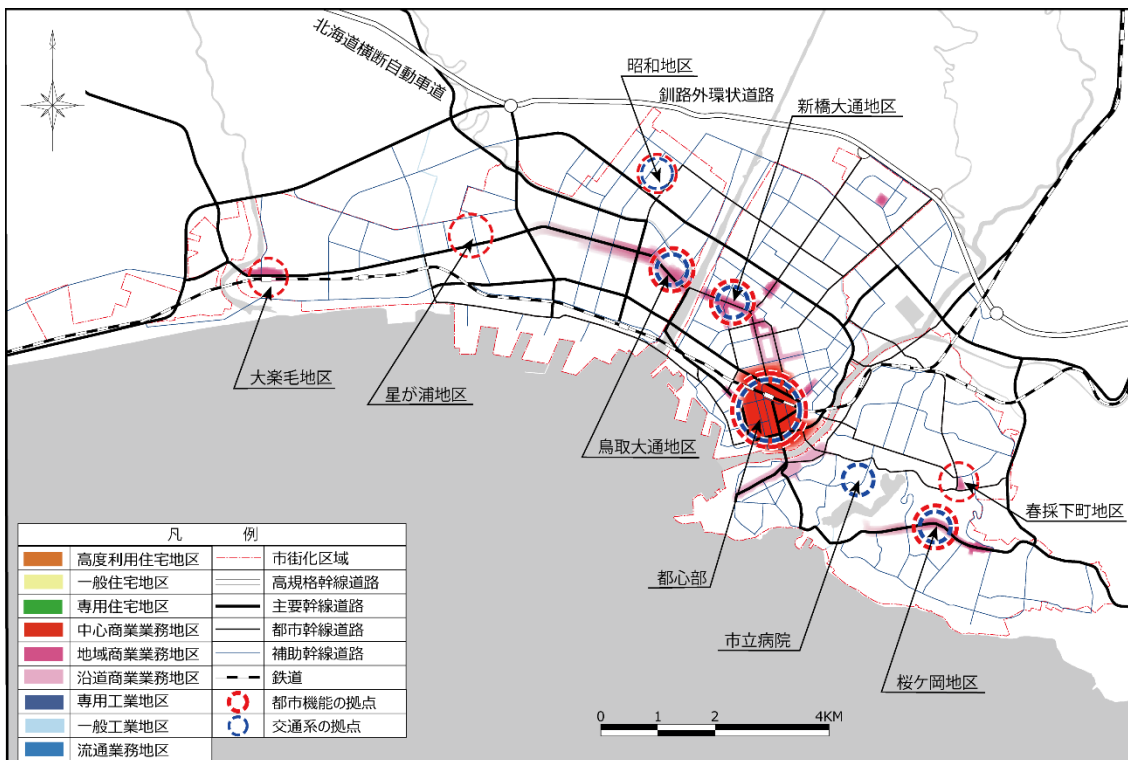
③ 沿道商業業務地区  
(沿道商業業務機能を担う地区)

鳥取大通地区及び春採地区などの主要な幹線道路の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら沿道サービス施設などの立地の誘導を図ります。



【共栄新橋大通沿道】

【土地利用構想図(商業系)】



## (5) 産業を支える土地利用(工業系)

活力ある産業の創出を図り、地域の資源を活用した土地利用を促進するため、各地区の特性に応じた土地利用を進めます。

### ① 専用工業地区

(工業系の土地利用を専らとすべき地区)

釧白工業団地地区、大楽毛地区、星が浦南地区、西港地区、港町及び知人町地区に配置し、生産性を向上させる良好な環境を生かして広域的な産業拠点の形成を支えます。



【製紙工場】

### ② 一般工業地区

(主に工業系の土地利用を図る地区)

大楽毛地区、星が浦地区、鳥取南地区、南浜町、海運及び浜町地区、港町及び知人町地区、貝塚、材木町及び城山地区、益浦地区、春採及び興津地区などに配置し、公害防止を図りつつ周辺住環境に配慮し\*低未利用地の有効活用や工業の集積を図るとともに、\*大規模集客施設の立地規制を図るため\*特別用途地区などの活用により合理的な土地利用を誘導します。



【大楽毛水産加工団地】

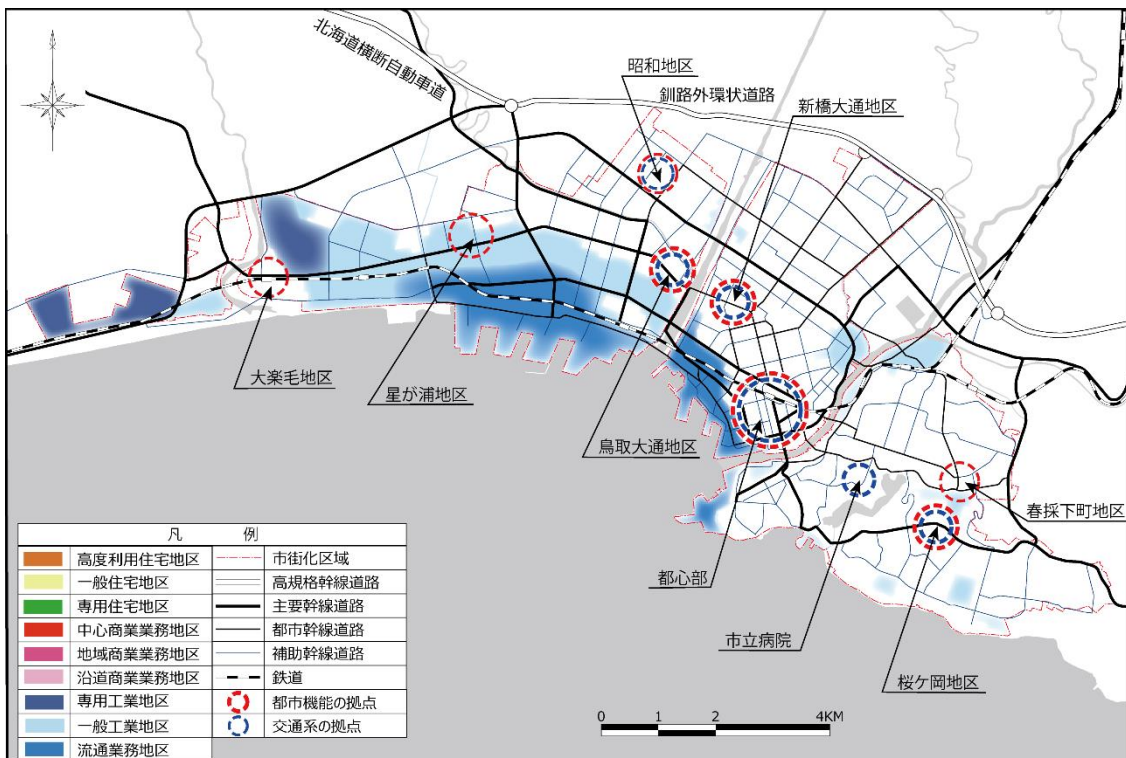
③ 流通業務地区  
(物流や卸売の拠点を形成する地区)

西港地区及びその周辺、星が浦南地区、鳥取南地区、東港地区及びその周辺に配置し、港湾及び主要幹線道路などの機能の充実強化とともに、整備が進む道路網との連携による流通機能の効率化によって物流面から産業拠点を支えます。

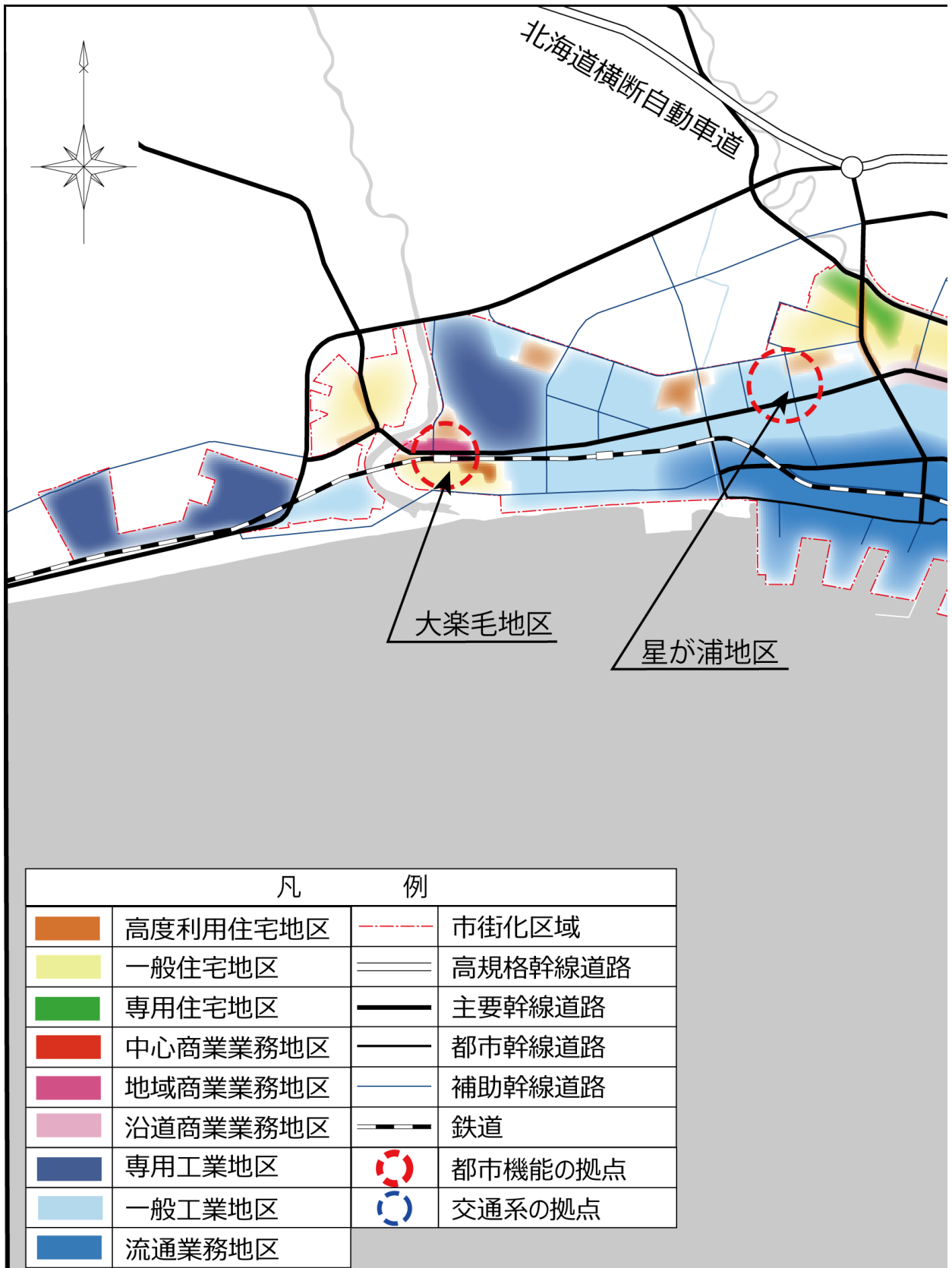


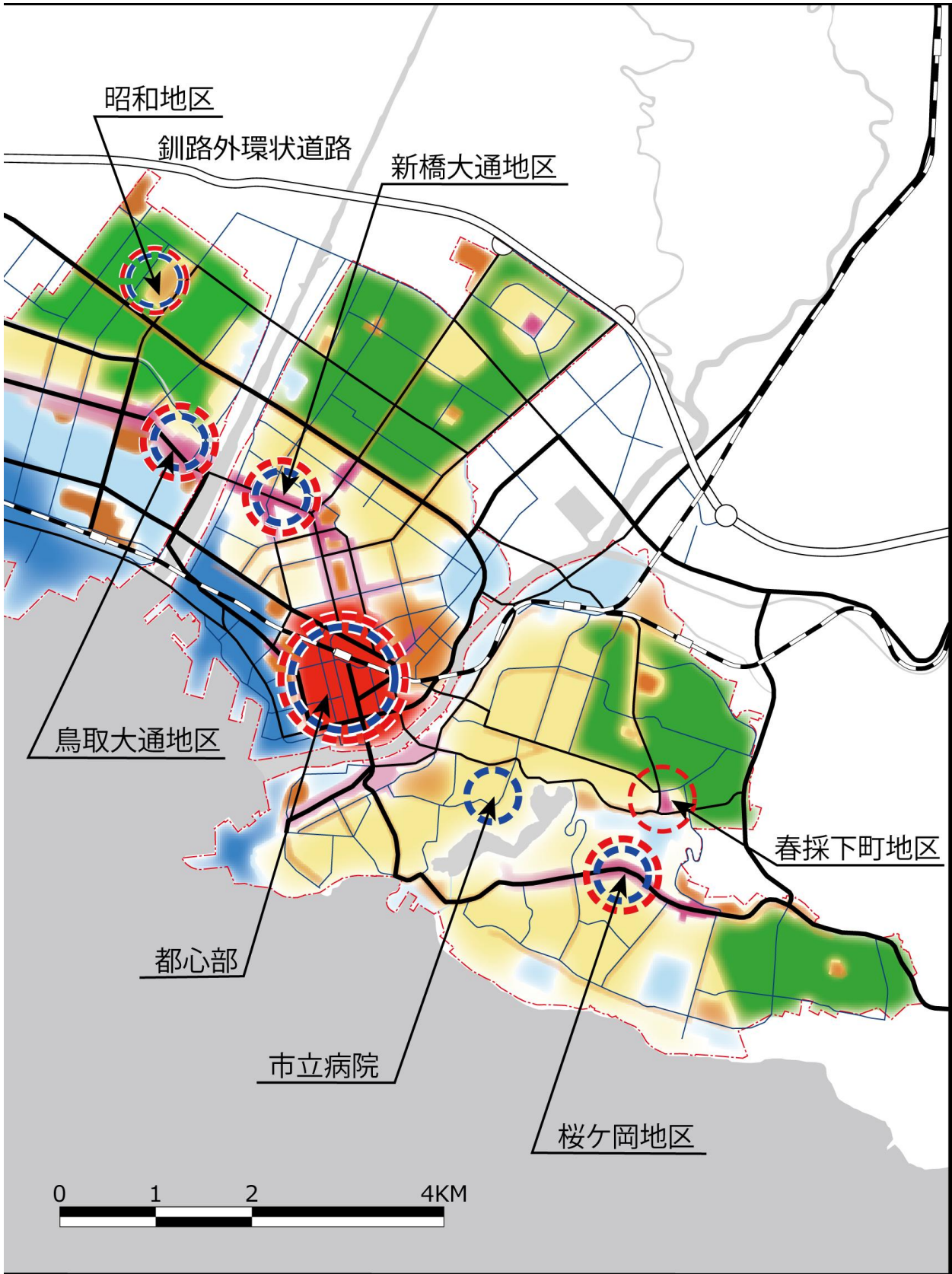
【西港地区】

【土地利用構想図(工業系)】



【土地利用構想図】 これまでに示した住居系、商業系、工業系それぞれの土地利用構想図をひとつにまとめると、次のとおりです。





## 2 交通体系整備方針

### (1) 基本的な考え方

交通施設の整備は、円滑で誰もが使いやすい交通ネットワークの形成のため、各交通手段が適切に役割分担した上で総合的かつ一体的に進めます。

また、社会情勢の変化に合わせ、各交通手段のあり方や整備方針などについて検討を行います。

### (2) 道路網

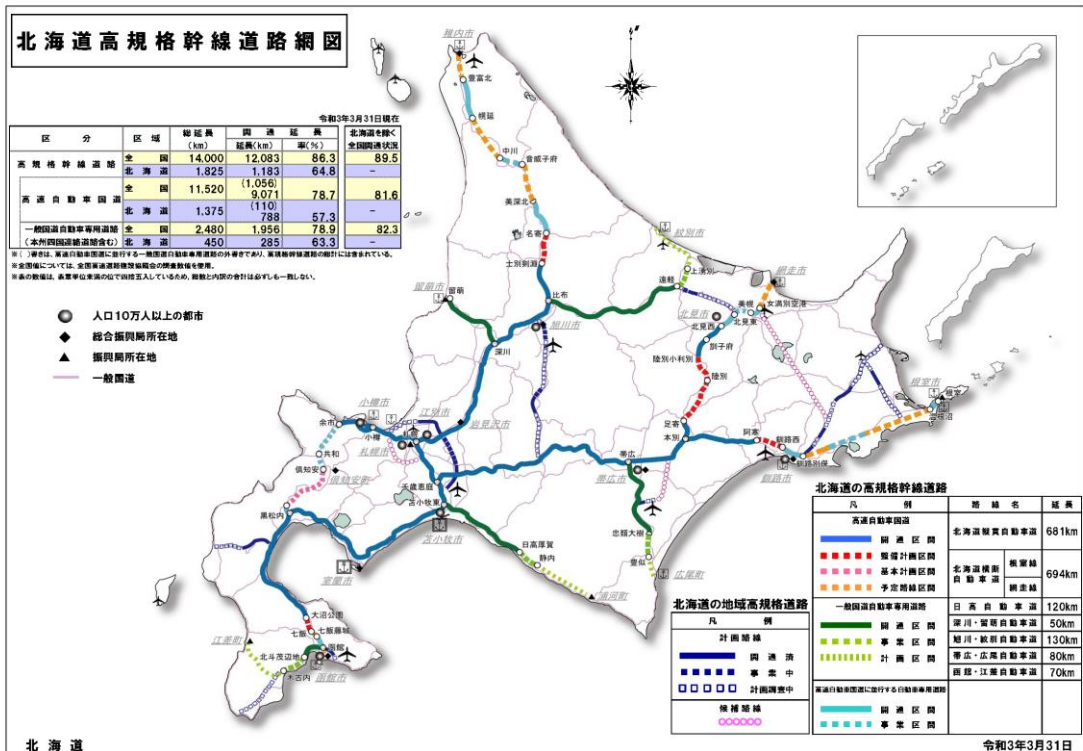
#### ① 高規格道路

道央圏などとの人的、物的交流機会の拡大に対応し、ひがし北海道における経済、産業、生活、文化、観光など圏域間連携を支えることを目的に、自動車が高速かつ安全に走行できる広域ネットワークの形成に努めます。このため、\*高規格幹線道路(北海道横断自動車道及び釧路外環状道路)や\*地域高規格道路(釧路中標津道路、根室中標津道路及び道東縦貫道路)の整備促進を図ります。



【釧路外環状道路】

#### 【北海道高規格幹線道路網図】



## ② 主要幹線道路

高規格道路と一体となり周辺都市圏とを結ぶ国道や道道は主要幹線道路として機能しており、地域間の産業、経済活動及び日常的生活における利用、景観や自然環境に配慮した\*シーニックバイウェイをはじめとした観光利用など、様々な活動を支えています。

また、本市の都市構造の骨格や都市内交通ネットワークとして重要な役割を果たすことから、道路機能の充実や形成を図ります。

## ③ 都市幹線道路及び補助幹線道路

市道の\*都市計画道路のうち、釧路都市圏の\*骨格道路交通網に位置づけされている道路を都市幹線道路とし、このほかの\*都市計画道路を補助幹線道路と位置づけます。

都市幹線道路及び補助幹線道路は、高規格道路や主要幹線道路を補完し日常生活や地域活動における快適な移動を支え、市民の暮らしに欠かせない重要な生活基盤であることから、計画的な道路網の整備や維持管理を図ります。

また、道路における周辺環境や将来交通量の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点などから、長期未整備の\*都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。さらに、交差点における右折車線確保や河川や鉄道との交差部の橋梁整備などにより交通の\*ボトルネック箇所の改善に努めるとともに、災害時の避難路や広域避難地までの誘導路を確保するための整備を図ります。



【長期未整備の都市計画道路】

## ④ 生活道路、歩道、自転車道

市民にとって身近に関わる生活道路や主要幹線道路などの歩道、広域的なネットワークを構成する自転車道については、\*ユニバーサルデザインの推進や無電柱化、自転車道における休憩施設の整備などを通じて高齢者や子供、障がい者などだれもが安心して快適に通行できる整備や維持管理に努めます。



【自転車歩行者専用道路】

【道路網構想図】





### (3) 公共交通(バス、鉄道)

バスについては、都心部、鳥取大通、桜ヶ岡などの\*乗換拠点としての機能を強化し、拠点を中心とした公共交通基幹軸の活性化や、居住と拠点を結ぶ生活交通の充実を図る再編の実施などにより、持続可能な公共交通網の形成に努めます。

鉄道については、通学や通院など地域住民の安心安全な生活を守りながら、道東地域における広域周遊観光に重要であるとともに、道内他都市を有機的に結び、地域の経済を支えていることから、関係機関と連携し、鉄道網の維持、活性化のための取組みを進めていきます。



【乗換拠点 待合室】

### (4) 港湾

釧路港は、ひがし北海道の生活、産業を支える物流拠点として重要な役割を担うとともに、背後圏の豊かな農畜水産資源を生かした食料供給基地機能を支えています。また、防災や観光に対しても果たす役割がますます高まると考えられます。

西港区では、\*外貿コンテナをはじめとする\*貨物のユニット化や船舶の大型化に対応した埠頭及び荷役機械の整備や港湾活動の安全確保のための外郭施設などの整備を進めます。整備に当たっては環境と共生する港湾の形成に努めます。



【耐震旅客船ターミナル】

東港区では、都心のシンボルゾーンに近接している特性を生かした港湾空間のにぎわいの創出をはじめとする人流機能の形成を図り、\*耐震旅客船ターミナルを核として市民などに親しまれる港づくりに努めます。

さらに、\*臨港地区内外と円滑な連携を図るための臨港道路を整備し、効率的な物流ネットワークの形成を進めます。

## (5) 空港

釧路空港は、ひがし北海道の航空輸送の拠点として重要な役割を果たしており、今後も空港機能の強化に努める必要があります。

また、災害発生時においては空港の輸送機能を維持するとともに、救援、支援の拠点としての機能を確保することが必要であることから、災害に強い空港づくりを推進します。

これら空港機能の強化を\*道内7空港一括民間委託を通じ進めるとともに、空港の国際化にとって重要となる\*CIQ体制の整備、充実を推進し、海外観光客などの増加を図り、釧路地域の豊かな自然を活用した観光振興や相互交流や物流の効率化による空港機能の充実に努めます。



【釧路空港】

## (6) 都心部における交通機能

### ① 都心部交通環境の改善

商業業務、行政など多様な\*都市機能の集積とバスや鉄道をはじめとする\*交通結節機能を有している都心部においては、広域交流連携や拠点連携の機能強化を図るため、将来交通需要に対応した都心部交通網の再編や\*バリアフリー化に配慮した駅前広場などの再配置について検討し、\*交通結節機能の強化を図ります。

### ② 駐車場の配置

都市計画駐車場である河畔駐車場及び錦町駐車場は、駐車需要の高い都心部において安定的な駐車環境を確保する役割を担っています。そのため、現況の駐車実態や将来の需要動向を把握し、官民の役割分担を踏まえながら各種施策を展開し適正配置に努めます。



【錦町駐車場】

### ③ 駐輪場の配置

駐輪場については、釧路駅周辺再整備や\*乗換拠点の強化による公共交通網の形成などに併せて検討し、良好な駐輪環境の確保に努めます。

### 3 緑(自然)の形成方針

#### (1) 基本的な考え方

市街地の背後に広がる良好な自然環境や身近にある公園などの整備、適切な維持管理及び利活用などによる良好な都市環境の形成を市民、事業者、行政が協働して進めます。



【春採公園】

#### (2) 面の緑

自然環境の維持保全に努めるエリアは、動植物の生息域として良好な自然環境が保全されており、今後もこれらの維持保全に努めます。

優良な農地の維持保全に努めるエリアは、牧歌的な農村景観を形成する地域であるとともに、保水や土砂流出防止など治水や治山機能の役割を担うことから、農業振興施策による農地の保全をはじめ防風林などの育成により自然環境と調和した美しい農村景観の育成に努めます。

豊かな森林の維持保全に努めるエリアは、野生生物の生息環境としての役割や良好な景観を形成していることなどの役割を担うことから、森林の維持保全を図ります。



【谷地坊主】

まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリアは、地域の多様な自然の保全を前提とし、周辺的环境に配慮した中で適切な土地利用や自然とのふれあいの場の形成を図ります。

これらのエリアにある良好な自然環境について関係機関や市民との協力や連携による維持保全を進めるとともに、各種制度などの適正な運用や土地利用の際における環境への配慮などの促進により、緑を守るための取組みを進めます。

### (3) 緑の大きな軸

緑の大きな軸として設定した新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川、舌辛川、音別川、柳町公園について、自然環境の管理及び保全を図るとともに安全で安心な環境の形成に努めます。

また、河川緑地などでは市民にとって親しみのある緑の保全を図ります。



【釧路川】

### (4) 身近な緑の拠点

市民や事業者、行政といった多様な主体が参加及び協力できる関係のもと、地域における花と緑の植栽による道路景観の向上などの緑化活動を推進します。

また、人口減少などの社会情勢やニーズの変化に対応した公園緑地などの適正配置や有効活用を実現する観点から、長期未整備である公園などの見直しや\*バリアフリー化への対応を含めた適切な維持管理に努めます。



【柳町公園 花壇づくり】

## 4 景観形成方針

### (1) 基本的な考え方

本市は、釧路湿原や阿寒湖、幣舞橋など数多くの魅力的な景観資源を有しており、これらは将来にわたって市民共通の財産であるとの認識を共有し、守り続けていく必要があります。

景観形成には配置、形態意匠、色彩などに基準を設け、統一を図る規制的手法がある一方で、特に都市的地域においては、過度な規制により事業者の経済活動が制限され、にぎわいが損なわれる恐れもあることから、その時代ごとの市民意識や社会状況など様々な要素を考慮し、バランスをとりながら良好な景観を形成することが求められます。

本市では、景観行政の周知や情報提供を行うことで一定のルールのもと釧路らしい景観への誘導を図っており、街並み景観と産業景観、自然景観が調和した質の高い景観の形成を進めていきます。

#### 基本理念(釧路市景観条例第3条)

- ・ 地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくり
- ・ 美しい自然を生かした景観づくり
- ・ 緑の保全、創出による景観づくり
- ・ 市民、事業者、市の協働による景観づくり
- ・ 次代の市民に引き継いでいく景観づくり

### (2) 魅力的な景観の形成に向けて

建築物や工作物が眺望や住みよい生活などを阻害しないよう、周辺環境と調和した景観形成の誘導を図ります。

### ① 街並み景観

- ・ 公共施設を整備する際には、必要に応じて緑地を確保するほか、色彩などに関しては、釧路らしい景観づくりの模範となるように努めます。
- ・ 歴史、文化的な景観資源について、価値や魅力を周知し、保全や活用を図ります。
- ・ 手入れのなされていない空き地や空き家は周囲の景観に悪影響を及ぼすことから、解消を促す施策を進めます。



【シビックコア地区】

### ② 産業景観

- ・ 国内有数の水揚げ量を誇る釧路港では、多くの港湾関連施設による特色ある景観が形成されていることから、これからも周辺環境と調和が図られるように努めます。
- ・ 酪農業などの農業関連産業と背後の自然が織りなす牧歌的な農村風景は、人々を惹きつける魅力の一部となっており、今後も維持保全を図ります。



【漁船が停泊する東港】

### ③ 自然景観

- ・ 釧路湿原、阿寒湖、パシクル沼、夕日などの美しい自然が生み出す景観について、今後も維持保全を図ります。
- ・ 景観の面からの魅力の向上や歩行空間の確保、発災時における安全性の向上が期待される道路の無電柱化については、関係機関と連携し検討を進めます。



【幣舞橋の夕日】

## 5 その他の都市施設等整備方針

### (1) 河川

治水機能の確保に向けた施設の整備とともに、市民に親しまれる水辺空間の確保を図ります。

整備に当たっては、緑化を推進し豊かな自然と都市を結ぶ緑の大きな軸の育成を図ります。

また、新釧路川及び釧路川は、消防水利の対応、\*釧路地区水防拠点など災害に対する危機管理を備えた川づくりを進めます。



【釧路川リバーサイド緑地】

#### ① 新釧路川

新釧路川においては「\*釧路川水系河川整備計画」により洪水対策や地震、津波対策を実施しています。これら治水事業の推進のほか、下流部の都市緑地として整備した施設の充実や上流部の湿原環境の保全を進めることで、水と緑のオープンスペースとしての活用を図ります。

#### ② 釧路川

釧路川は、下流部において地域のまちづくりと一体となって都心のシンボルゾーンとして市民や観光客が憩うことのできる水辺空間の保全に努めます。

#### ③ 仁々志別川、阿寒川、音別川

仁々志別川、阿寒川及び音別川は、洪水などによる被害を防止するため、関係機関との連携を図りながら、現況河畔林の保全や水辺空間の確保など自然と共存する川づくりを進めます。

#### ④ その他の河川

星が浦川は、整備済みの下流部に引き続き、鶴野地区や星が浦北地区の整備を進めます。市街地を流れるその他の河川についても、下水道の整備進捗状況や開発事業に合わせた改修を検討し、整備を進めます。

舌辛川は、豊かな自然の姿を地域の重要な資源として保全するとともに、関係機関との連携を図りながら、親水性を高めた地域の憩いの場となる河川環境の形成を図ります。

阿寒湖は、国の特別天然記念物に指定されているマリモの生育する貴重な湖であり、阿寒摩周国立公園の象徴的な存在となっています。この貴重な自然を保全するとともに、関係機関との連携を図りながら湖岸整備を進め、身近な水辺として親水性の向上を図ります。



【阿寒湖のマリモ】

春採湖については、多くの市民が利用する水辺の空間として貴重な存在であり、周辺の公園施設の充実とともに塩水流入防止をはじめとする水質浄化策の継続や湖畔林の育成などにより周辺環境の整備を行います。

パシクル沼については、一年を通じ市民の憩いの場となっており、水辺空間の特徴を生かした環境形成に努めます。

## (2) 下水道

将来の土地利用方針に基づく市街地開発との整合を図りながら、公共用水域の水質保全、浸水防止、生活環境の質的向上に向けて公共下水道の整備及び機能の保全を図ります。

- ・大雨時における市街地の浸水被害を防止するため、河川や道路の整備計画との整合を図りながら、未整備地区の雨水管整備を段階的に進めます。



【老朽管改築】

- ・下水道処理機能の維持管理を図るため、老朽化、劣化調査に基づく下水道施設の計画的な改築、更新を進めます。

- ・地震災害時においても最低限の\*ライフラインの機能を確保するため、耐震診断などに基づき下水道施設の耐震化を計画的に進めます。

- ・下水道汚泥の減量化と有効活用を図り、資源循環利用を促進します。

- ・下水道事業計画区域外の小規模集落や点在家屋などの公共下水道による集合処理が難しい地区の汚水処理については、個別処理による合併処理浄化槽の普及促進に努めます。



【古川下水終末処理場】

### (3) 水道

安定した水の供給、安全で良質な水の供給、水道サービスの向上を図るとともに、地震の多い釧路地方の特性を踏まえ、地震災害などに強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。

- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気、機械設備の改修、更新を進めるなど、水道施設の保全を図ります。
- ・断水や水圧低下の起こらない安定的な水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めます。



【愛国浄水場】

- ・地震災害などにおいても市民の\*ライフラインを確保するため、主要施設の耐震化などにより、災害に強い水道づくりを進めます。また、非常時における市民への給水を可能とするため、緊急貯水槽の活用、給水タンクの配備などの応急給水設備の充実を図ります。
- ・浄水汚泥の脱水処理による減量化と\*緑化基盤材としての有効活用を図ります。
- ・安全で清浄な水道水源の確保や水質管理体制の充実に努めます。
- ・中階層建物の給水の受水槽方式から直結給水方式への切り替えの検討や、検針、収納システムなどの改善を進めます。

#### (4) ごみ処理施設

本市のごみ処理施設は、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、廃棄物の減量化、再資源化を推進し安定した稼動に努め、施設の維持を図ります。

また、新規に処理施設が必要となった場合には、長期的な視点に立って周辺環境に配慮し、総合的な整備の検討を行います。

- ・ 釧路広域連合ごみ処理施設、釧路市資源リサイクルセンター、粗大ごみ処理センターについては、それぞれの施設の整備などに関する計画を踏まえて適正な維持管理又は整備などを行い、必要に応じて都市計画変更を行います。



【釧路広域連合ごみ処理施設】

- ・ ごみ焼却場及びごみ処理場の\*都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画などを踏まえて適切な位置に配置し、公益性及び恒久的な性格を有するものについては、必要に応じて都市計画決定に向けた検討を行います。

また、産業廃棄物処理関連施設については、\*市街化区域内の工業地に適切に立地するよう誘導を図ることとし、\*市街化調整区域に立地する場合には、周辺の土地利用や自然環境の保全に配慮した立地となるよう努めます。

## (5) 公営住宅

人口減少や少子高齢化など住宅施策を取り巻く課題を踏まえ、誰もが住み続けられる「安全・安心な住環境」の実現を目指し、「多様な世帯が住み続けられる住まいづくり」「安全で安心な住まいづくり」「釧路らしい住まいづくり」を推進します。



【美原公営住宅】

- ・子育て世帯向け住宅供給の促進に努め、子どもを生き育てやすい住まいづくりを推進します。
- ・\*シルバーハウジングの活用や\*ユニバーサルデザイン住宅の整備促進などに努め、高齢者や障がい者などが暮らしやすい住まいづくりを推進します。
- ・市営住宅における入居者の適正化を図り、適正な住宅セーフティネットづくりを推進します。
- ・地域木材の利用促進など、地域の特性に適した住まいづくりを推進します。
- ・\*釧路市立地適正化計画における居住誘導区域への公営住宅の建替場所の検討を行うなど、\*コンパクトなまちづくりとの調和を図ります。

## (6) その他の施設

その他の\*都市施設の更新や新設などについては、社会情勢や周辺環境の変化を勘案するなど長期的な視点に立ち、必要に応じて都市計画決定に向け検討を行います。

## 6 都市防災方針

### (1) 基本的な考え方

本市がこれまで経験してきた自然災害に加え、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害や、近い将来発生することが予測されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による地震・津波災害などから、市民の生命や財産を守り、安全な生活を確保するため、国や北海道の動向を見据え、自然災害などの予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進します。また、\*釧路市地域防災計画に基づいた具体的でより実践的な防災体制の確立を図ります。



【釧路市役所防災庁舎】

### (2) 火災対策

集団的防火規制として\*防火地域及び\*準防火地域を適切に指定し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、消防活動及び救急活動の円滑化とともに、避難場所や火災延焼防止の機能をもつ公園などの公共空地の配置を進めます。

### (3) 震災対策

公共建築物は、避難、救護、物資保管、医薬品備蓄など応急対策活動の拠点となる施設であることから、耐震性、耐火性に配慮してその機能を維持するとともに、建築物の被害を軽減するため、耐震化の促進に努めます。また、大規模に盛土造成された宅地などにおいては、安全な宅地を目指して防災、減災対策に努めます。

### (4) 土砂災害対策

\*急傾斜地崩壊危険区域及び\*土砂災害警戒区域などについては、関係機関との連携による崩壊対策事業の実施など安全の確保を目指していくとともに、危険宅地やがけ地の防災、減災対策に努めます。また、災害が想定される区域においては、防災対策の状況や地域特性などを考慮しながら、適正な土地利用を図ります。



【土砂災害対策工事】

### (5) 浸水対策

低地における大雨時の浸水については、河川整備や下水道整備により対策を進めるほか、河川の氾濫については、集水域、河川区域を含めた流域全体で災害の未然防止、被害の軽減に努めます。

また、海岸保全施設の整備に努めるとともに、広報活動や防災訓練などを通じた市民への啓発を進めます。

### (6) 臨港地区防災対策

\*臨港地区に配置されている油槽所に隣接する緑地などについては、防火緩衝地帯としての維持保全に努めます。

予防については、防災教育や防災訓練の実施により安全対策を進めるとともに、今後の土地利用の状況に応じて、防災上必要な諸施設の設置を進めます。

### (7) 火山防災対策

阿寒湖温泉地域に所在する雌阿寒岳は、「ポンマチネシリ」と「中マチネシリ」を主体とする活動度の高い火山で、今後も火山活動による降灰、泥流、火砕流などの被害が想定されます。そのため、市民や観光客の安全を確保するための災害予防については、稼働中の火山監視システムの整備充実や\*ハザードマップを活用した防災教育及び広報活動を行うなど、防災知識の普及、啓発に努めます。



【雌阿寒岳火口】

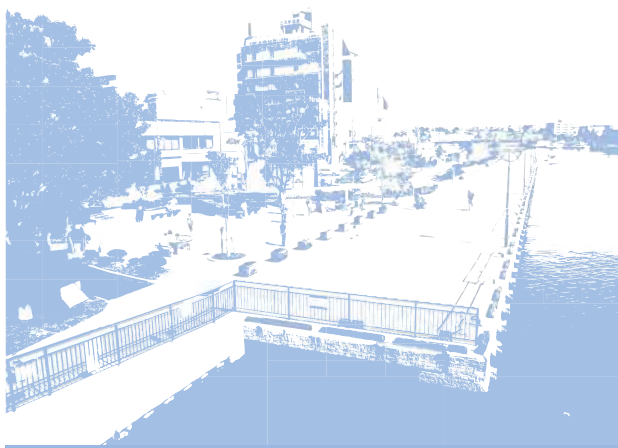
### (8) 避難路、輸送路、\*ライフラインの整備

災害時の避難路や緊急物資の輸送路となる主要幹線道路などの整備、維持管理とともに、災害時の物流及び人流機能を確保するための\*耐震旅客船ターミナルの機能維持、釧路空港の強化に努めます。

電気やガスなどの\*ライフラインについては、民間事業者と連携し、耐震性の確保といった安全、安心な暮らしを維持するための取組みを進めます。

また、発災時には防災行政無線、FMコミュニティラジオ、ホームページなどによる周知を迅速に行い、市民が速やかに避難できる体制を確立します。





## 第2章

### 全体構想

#### 第4節 都心部まちづくり

## 第4節 都心部まちづくり

### 1 都心部の整備方針

都心部においては、ひがし北海道の拠点都市にふさわしい都心機能の充実や魅力の向上、にぎわいの創出を目指します。

- ・ 都心部周辺地区、その他の地区など各商業業務地区との役割分担のもとで商業業務機能を強化するとともに、都心居住の推進により、生活の豊かさが実感できるまちづくりを進めます。
- ・ 都心部の\*低未利用地を有効活用することにより、これまでに整備した都市基盤施設の効率的な利用を図ります。
- ・ 土地の高度利用と\*都市機能の更新のための\*市街地開発事業を促進します。
- ・ 全ての人々に使いやすい交通環境整備や空間形成により、だれもが安心して訪れることができ、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 釧路駅周辺の再整備により拠点性を高める機能を誘導するとともに、都心部の回遊性を高めるネットワークづくりによって、活気に満ち何度でも訪れたいくなるまちづくりを進めます。
- ・ 都心部と地域交流拠点、生活拠点などを結ぶ公共交通の機能や、釧路駅を中心とした\*交通結節機能の充実を図ります。
- ・ 旅行需要の積極的な取込みや食を楽しむ魅力的な空間づくりなどにより、都市型観光の推進を図ります。
- ・ 港町釧路を演出し、都心部にふさわしい風格ある景観づくりにより、その価値を高め、良好な景観を次代に引き継いでいきます。
- ・ 行政機能や業務機能の充実、強化により、多種多様なサービスが受けられるなど便利で快適に暮らせる環境の整備を図ります。

## 2 都心部のゾーニング

都心部における土地利用の推移やプロジェクトの展開状況を踏まえ、土地利用のゾーニングを行います。また、それぞれのゾーンの個性や特徴を明確にし、都心部の魅力を創出する機能の集積及び充実を図ります。

### (1) ゲートウェイ(ひがし北海道の玄関口)

ひがし北海道の玄関口となる釧路駅周辺の地区は、人々を呼び込みまちへ送り出す\*交通結節点とにぎわいの拠点として位置づけます。機能の充実に向けて、鉄道、バス、タクシーといった公共交通や自家用車、自転車、歩行者などの\*交通結節点の強化や、拠点性を高める機能の誘導などの施策を推進します。こうした機能を発揮するため、鉄道高架化、交差道路、土地区画整理などによるまちづくりの検討を進めます。

### (2) にぎわい交流ゾーン

北大通を中心とした地区は、商業業務などのにぎわい機能が連続し、人々が憩い楽しむ都心部のシンボル軸となる空間として位置づけます。機能の充実に向けて、道路の再構築による歩行空間の利活用促進や、北大通沿道の遊休不動産などの\*既存ストック活用のための施策を推進します。

### (3) 行政・業務ゾーン

釧路市役所、釧路警察署といった公共施設などがまとまって立地する地区は、ひがし北海道の拠点となる行政、業務機能が集積し、公共空間が充実したビジネス空間として位置づけます。

機能の充実に向けて、公共施設などの\*既存ストックの活用や適正配置を検討し、\*コンパクトなまちづくりを推進します。また、釧路地方合同庁舎、こども遊学館などが立地する\*シビックコア地区については、オープンスペースや道路空間の活用のための施策を推進するとともに、都心部の回遊性を高める緑あふれる憩いの空間を形成します。



【こども遊学館】

#### (4) 商業・業務ゾーン

「にぎわい交流ゾーン」の東側に位置し、個人経営の店舗(飲食店など)やオフィスが点在する地区は、多様な商業業務機能が集積する空間として位置づけます。機能の充実に向けて、商業業務機能の利便性向上に資する環境づくりのための施策を推進します。

#### (5) 観光・交流・文化ゾーン

観光国際交流センター、道立釧路芸術館や\*耐震旅客船ターミナルなどが立地し、海からの観光客の玄関口となるこの地区は、市民や観光客が憩い、楽しみ、交流する空間として位置づけます。機能の充実に向けて、港の空間資源と防災機能を生かした施策を推進します。



【道立釧路芸術館】

#### (6) 食遊ゾーン

繁華街が立地する地区は、釧路の食と道東一の歓楽街の魅力を楽しんでもらうことにより、釧路らしさを感じられる空間として位置づけます。機能の充実に向けて、公共空間などの活用による交流やにぎわいの場づくりを推進します。

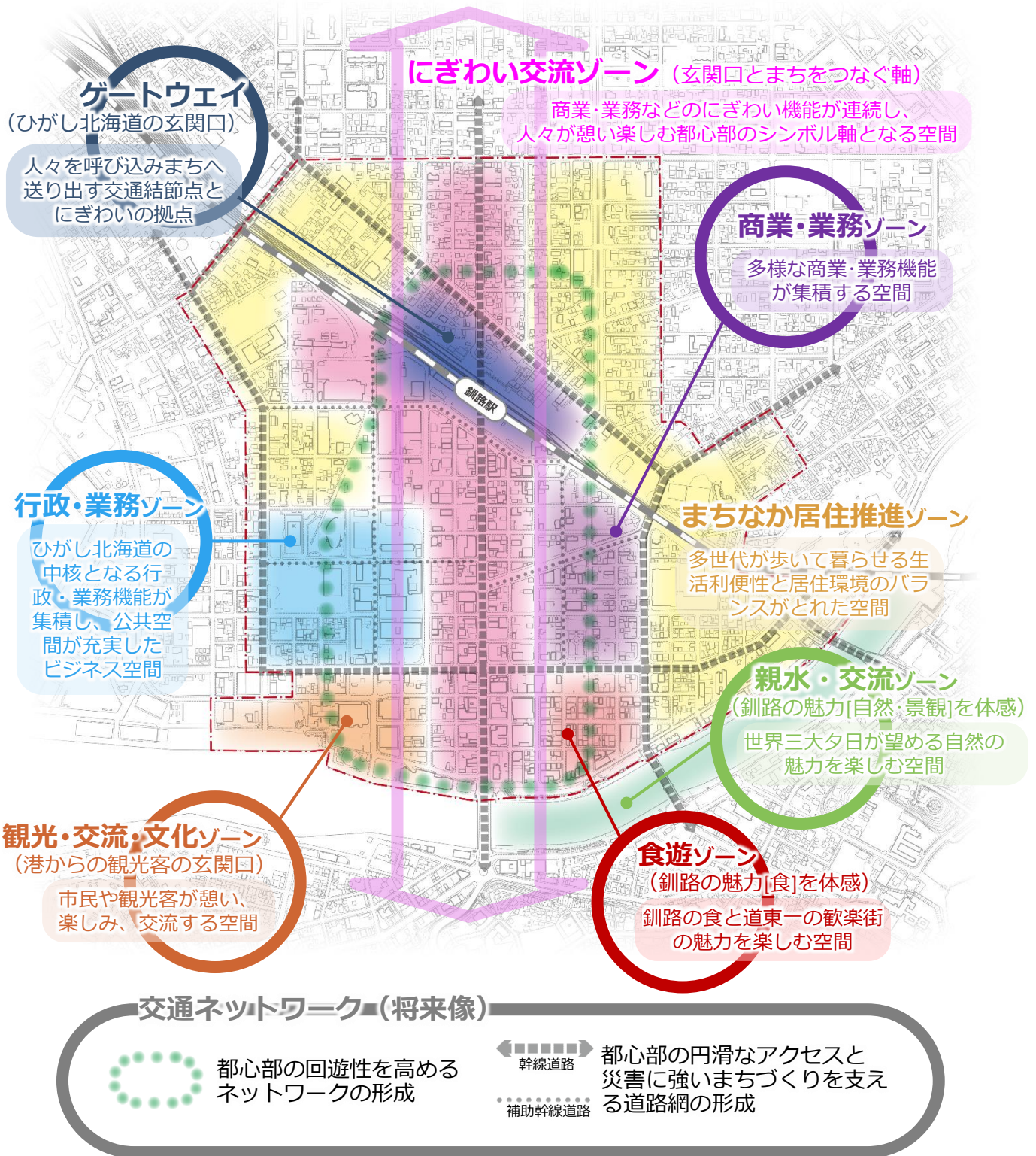
#### (7) 親水・交流ゾーン

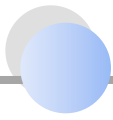
都心部のシンボルであり、自然豊かな釧路川沿いの地区は、世界三大夕日が見られる自然の魅力を楽しむことができる空間として位置づけます。機能の充実に向けて、都心部に滞在する魅力づくりを推進します。

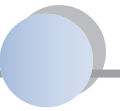
#### (8) まちなか居住推進ゾーン

都心部周辺の住宅地は、多世代が歩いて暮らせる生活利便性と居住環境のバランスがとれた空間として位置づけます。機能の充実に向けて、良質な住宅供給の促進と\*生活利便施設の持続的な確保に向けた施策や、安全、安心に暮らせる都市基盤の整備を推進します。

【都心部ゾーニング図】







# 第3章

## 地域別構想

## 第3章 地域別構想

### 1 地域別構想とは

全体構想に示した整備方針を踏まえ、地域住民とともに地域の特性や課題を整理し、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものです。

### 2 地域別構想の内容

#### (1) 地域区分の考え方

下図に示すように、行政区域全体を釧路西部、釧路中部、釧路東部、阿寒及び音別の5地域に区分します。

#### 【地域区分図】



地理院地図（国土地理院）を加工して作成

\*都市計画区域の指定の有無を基本とし、生活の圏域、地形などの自然的条件やこれまでの行政の経緯を考慮して区分します。

\*都市計画区域である釧路地域は、人口が多く\*都市施設が集積しているため、土地利用や拠点の配置などを考慮し、地域を貫流する釧路川及び新釧路川を境に3つの地域区分を設定します。

\*都市計画区域を指定していない阿寒地域及び音別地域は、各拠点の既成市街地が郊外の農地や森林での生産活動などを支えているように、拠点と郊外が密接な関わりをもつことから、全域に地域区分を設定します。

## 【地域区分ごとの概要一覧】

都市計画区	地域区分	地域の面積 (市街化区域面積)	2020年(令和2年) 国勢調査人口	2020年(令和2年) 国勢調査人口割合
都市計画 区域内	釧路 西部地域	※1 16,508ha (2,203ha)	46,648人	28.26%
	釧路 中部地域	※1 2,481ha (1,343ha)	59,667人	36.14%
	釧路 東部地域	※1 3,198ha (1,733ha)	52,696人	31.92%
都市計画 区域外	阿寒地域	※2 73,925ha	4,390人	2.66%
	音別地域	※2 約40,140ha	1,676人	1.02%
合 計		※3 136,329ha (5,279ha)	165,077人	100%

※1：GISによる計測

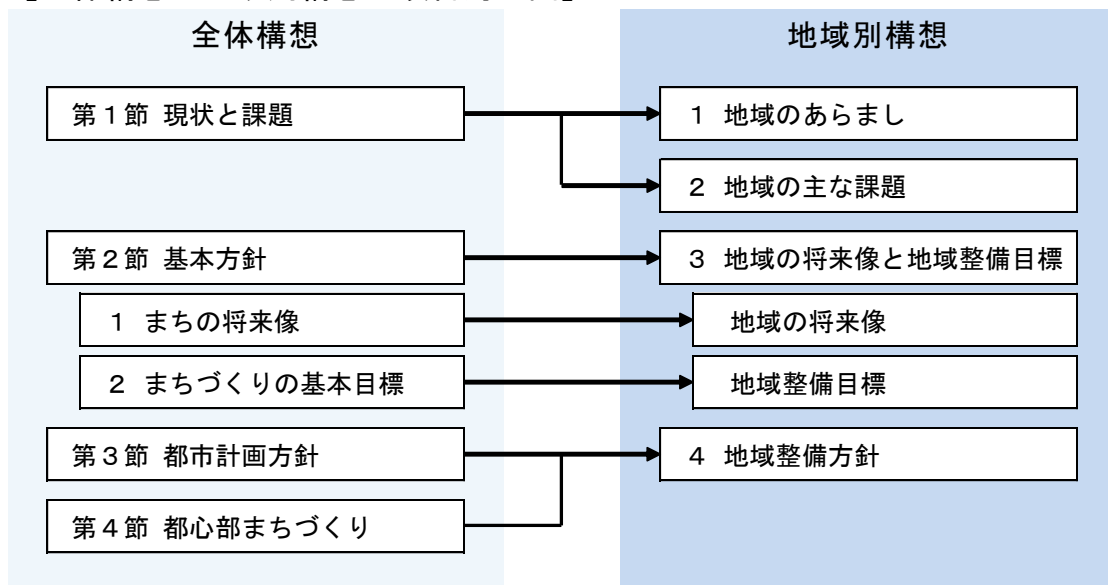
※2：国土交通省国土地理院平成17年全国都道府県市町村別面積調による

※3：国土交通省国土地理院令和3年全国都道府県市町村別面積調による（市街化区域面積の合計はGISによる計測）

## (2) 全体構想との関係

地域別構想では、全体構想で掲げた全市的な課題や方針を、各地域の課題や方針に具体化するために、全体構想の各節に対応する項目を設けることとします。

## 【全体構想と地域別構想の項目対応図】



(3) まちづくりの基本目標との関係

地域別構想では、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するために、各地域の「地域整備目標」を次のとおり定めます。

( 凡 例 )

全体構想「まちづくりの基本目標」

地域別構想「地域整備目標」

(当てはまる地域区分)

安全で心地よく暮らせるまちづくり

**あんしん** 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(釧路西部地域、釧路中部地域、釧路東部地域、阿寒地域、音別地域)

豊かな自然を身近に感じる持続可能なまちづくり

**くらし** 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

(釧路西部地域、釧路中部地域、釧路東部地域、阿寒地域、音別地域)

産業を支えるまちづくり

**みなとしごと** 港湾や空港を活用した物流、交流機能の強化と産業集積地の形成

(釧路西部地域)

**しごと** 釧路市の活力を生み出す産業集積地の形成

(釧路中部地域、釧路東部地域)

**しごと** 自然を生かした産業の振興

(音別地域)

地域の価値が高まり多様な結びつきが生まれるまちづくり

**まんなか** 釧路市全体やひがし北海道を支える拠点の形成

(釧路中部地域)

**ふれあいしごと** 自然を生かした観光業や農林水産業の振興

(阿寒地域)

都市軸

強化

機能

連携

軸及び

南北

連絡

軸の

充実

による

都市

軸(※)の

交通

体系

地域

をつ

な

く

交通

体系

の

整備

(阿

寒地

域、

音

別地

## ※ 都市軸

本市の交通の骨格を踏まえ、\*都市計画区域である釧路地域において、次の2つの軸からなる都市軸を定めます。

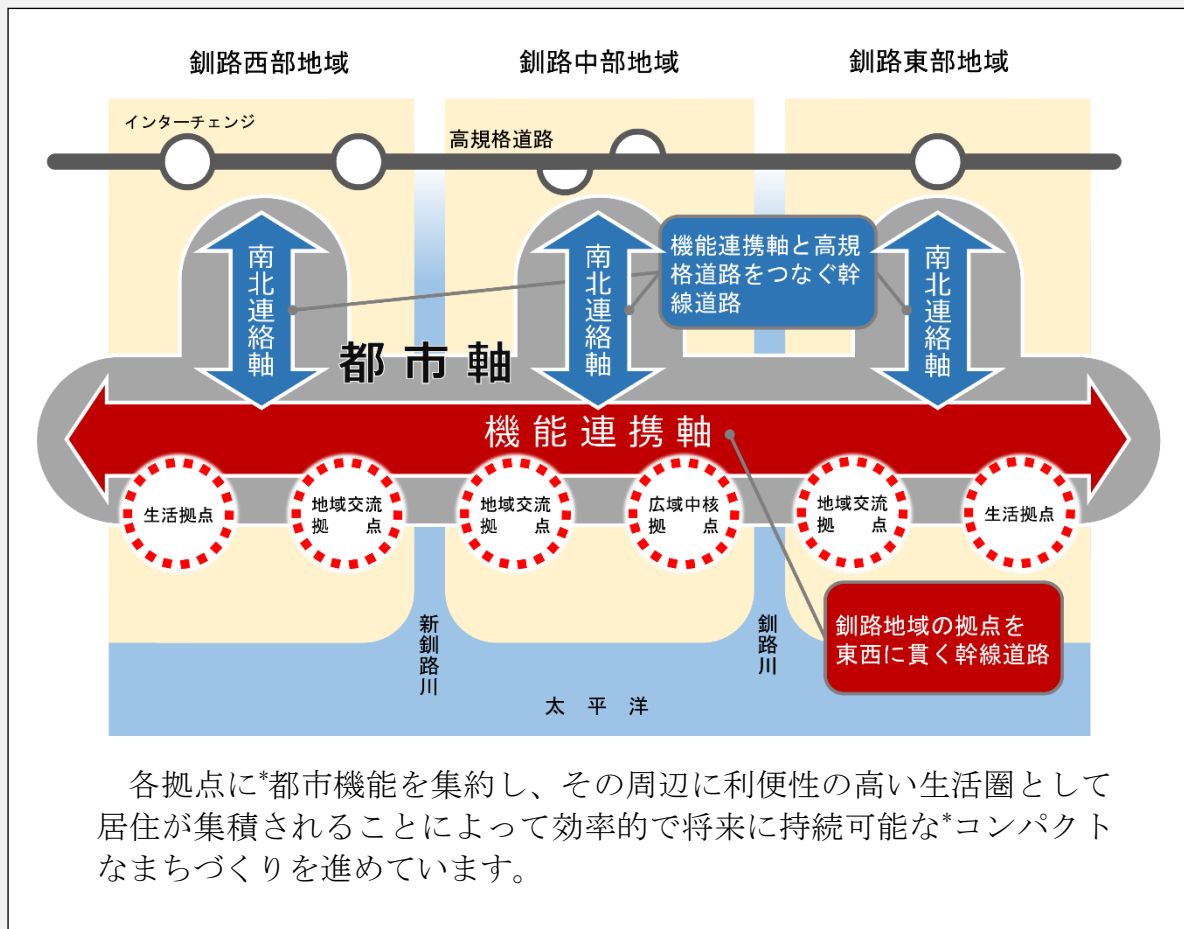
### ア 機能連携軸

釧路地域の\*都市計画区域を東西に貫く幹線道路を「機能連携軸」に位置づけます。機能連携軸の充実により、\*市街化区域内の広域中核拠点、地域交流拠点及び生活拠点が互いに強く結びつくことで、拠点のもつ医療、福祉、商業などの\*都市機能のメリットを効果的に受けられる市街地の形成を図ります。

### イ 南北連絡軸

機能連携軸と高規格道路のインターチェンジをつなぐ幹線道路を「南北連絡軸」に位置づけます。南北連絡軸は、近隣の市町村間の広域移動などを円滑にし、災害時には避難路や緊急物資の輸送路となります。

## 【都市軸のイメージ】



### 3 地域別構想策定の流れ

5つの地域の特性を踏まえた上で、地域別構想に住民意見を反映するための意見交換会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催をやむを得ず取りやめ、代替措置として本市ホームページを通じての動画配信及びDVDの配付並びに希望する団体への個別の説明会を行い、意見をいただきました。

その他、これまで本市が実施してきた各種アンケート調査（「\*釧路市まちづくり基本構想など策定に向けたアンケート」「釧路市の今後のまちづくりに関するアンケート」）の結果及び市政懇談会、地域協議会での意見によって取りまとめた住民意見から、地域の課題を導き出しました。

地域の課題を解決し、地域整備目標を達成するために、住民意見を踏まえ、地域のまちづくりの基本的な考え方となる地域の将来像及び地域整備方針について検討を進めました。

### 4 地域別構想の検証

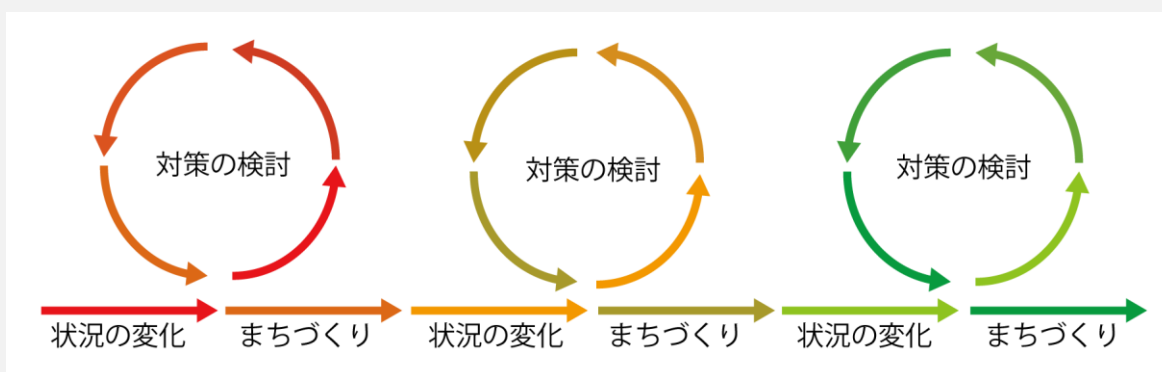
#### (1) 検証の考え方

各地域の課題解決に向け、策定した整備方針の取組み状況について、具体的な進捗を管理するため、毎年検証作業を行い、公表します。

#### (2) 臨機応変なまちづくり

社会や経済システムにおいて「\*グレート・リセット(問題を解決するために、これまでのシステムを一度リセットすること)」が必要であると提唱されるなか、本市を取巻く情勢も大きく変化しており、その変化に対応しながら持続可能なまちづくりを進めていかななくてはなりません。そのため、社会経済状況やまちの状況の変化に対して、\*アジャイルな(必要に応じて臨機応変に対策を検討し、機動的かつ柔軟に取り組む)まちづくりを進めていきます。

#### 【アジャイルなまちづくりのイメージ】



## 5 地域主体のまちづくり ～まちのツボ～

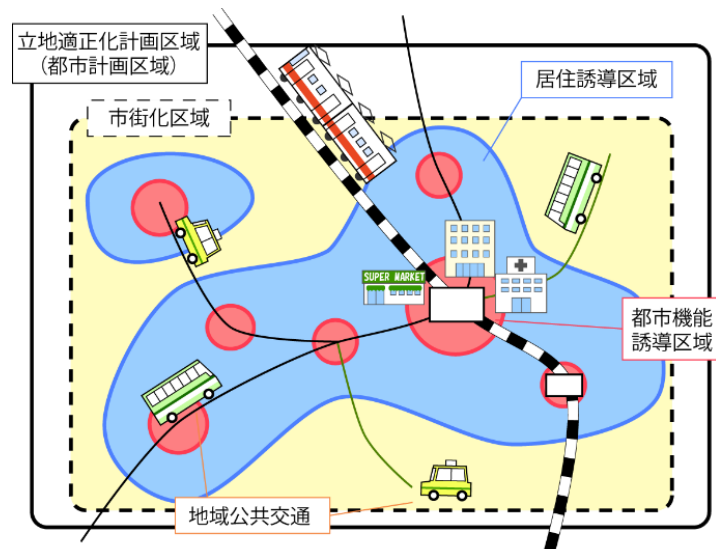
今後、人口減少、高齢化が進むことで、市街地の人口密度が低下し、日常生活に身近な医療や買い物などのサービスを受けることが難しくなることが懸念されます。今後のまちづくりは、一定の人口密度を保ちながら、生活に必要な\*都市機能を維持し、効率的に進めることが重要となります。

このようなことから、\*釧路

市立地適正化計画を策定し、\*都市機能が集積している地区に、拠点を構築し効率的で将来に持続的なまちづくりが可能となるような取組みを進めています。

一方、こうした課題に対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、地域住民一人一人がまちづくりに参加する意識を持った上で、まちの課題解決に取り組む、「地域主体のまちづくり」が必要不可欠となっています。地域別構想の5つの地域区分にこだわらず、地域がイキイキとする「まちのツボ」を探しながら、地域主体のまちづくりを目指します。

### 【コンパクトなまちづくりイメージ】



### ～「まちのツボ」とは～

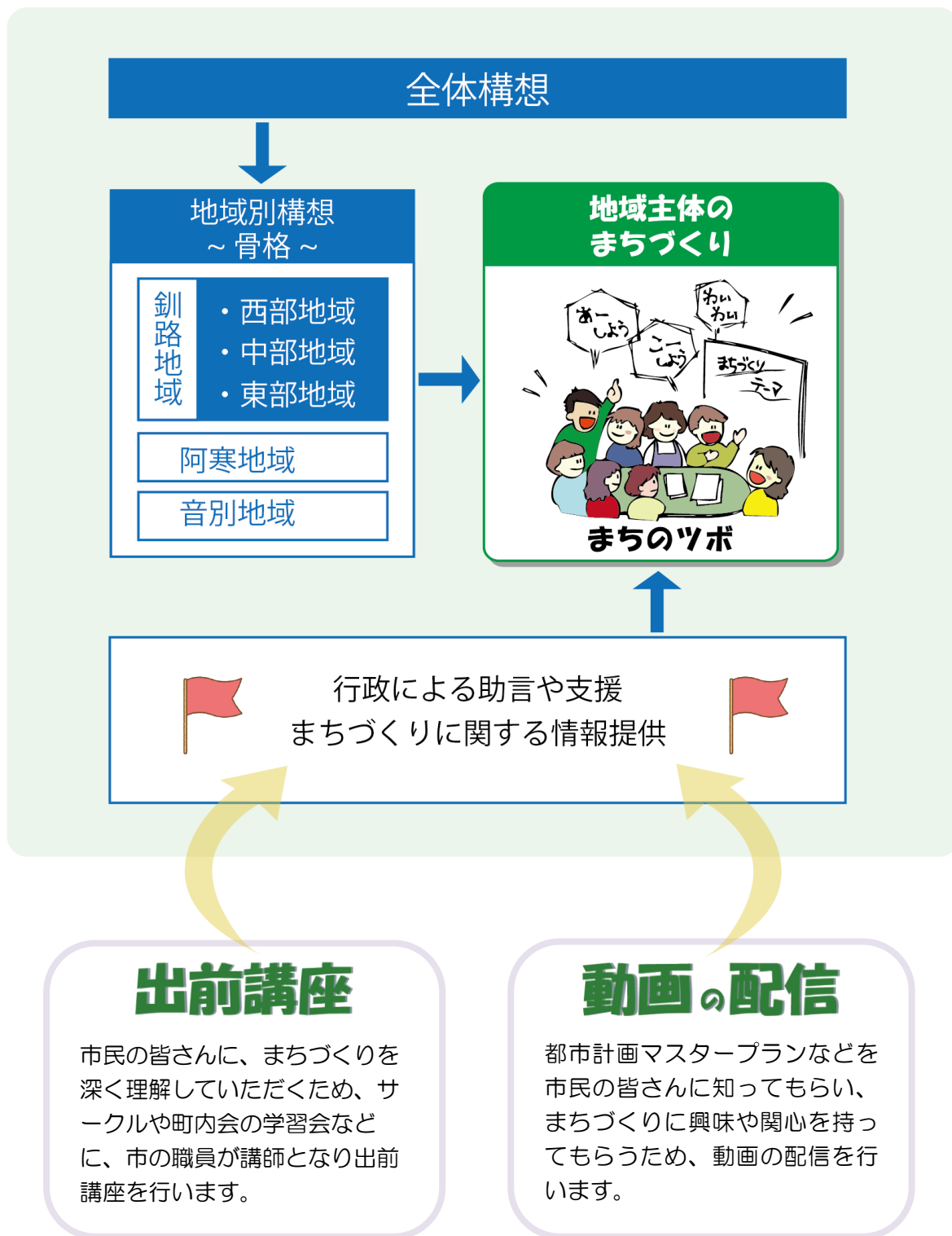
- 人体には、ある場所を刺激すると痛みが治まり、新陳代謝が高まるなどの相乗効果が期待できる「ツボ」があります。



- この人体の「ツボ」のように、刺激するとまち全体がイキイキする場所が「まちのツボ」です。
- 「まちのツボ」を押すのは、地域に住む住民や企業、市民団体などが考えられます。

地域が主体となって「まちのツボ」を探しだし、地域の特徴を生かした個性あるまちづくりが行えるように、「地域別構想」を地域のまちづくりの骨格として位置づけ、行政による助言や支援、まちづくりに関する情報提供のサポートをしていきます。

【地域主体のまちづくりのイメージ】



**出前講座**

市民の皆さんに、まちづくりを深く理解していただくため、サークルや町内会の学習会などに、市の職員が講師となり出前講座を行います。

**動画の配信**

都市計画マスタープランなどを市民の皆さんに知ってもらい、まちづくりに興味や関心を持ってもらうため、動画の配信を行います。

## 6 まちづくりを推進するための支援

本市では、魅力ある地域づくりを進めるための制度が設けられており、地域が主体となったまちづくりを推進します。

### 【まちづくりの支援措置の一例】

地域づくり事業(都市計画課)	
目 的	都市計画マスタープラン地域別構想の将来像の実現に向け、地域住民が主体となり、個性的で魅力ある地域づくりを進めることを目的としている。
補 助 金	地域づくり事業に要する経費のうち100分の90以内 (本市以外からの補助金などを受けている場合は、その額を減じた額)
事例紹介	<p>《新橋大通地域まちづくり事業》 利便性が高く、安全、安心で誰もが住みよい「魅力あるまち」とすることを目指し、子育て支援や高齢者福祉などの公共機能を設置する拠点性能の向上に向けた社会実験の実施を行いました。</p> <p>その他、津波発生時に避難可能な施設の選定、協力要請、避難経路や避難方法などを検討し、地域防災避難マップの作成を行いました。</p> <p>《橋南地区花と緑の回廊整備事業》 橋南西部連合町内会が中心となって「花と緑の回廊」整備事業が実施されました。当該事業では、入舟5丁目の旧臨港鉄道跡地のハマナス街道の整備及び芝桜の植栽、入舟6丁目地区の市道沿いにフラワーボックスの設置、道道歩道植樹マスや大町公園、啄木ゆめ公園などへの施肥などを行いました。</p>



【防災避難マップ作製検討会議】



【フラワーボックスの設置】

	<p>《大楽毛地域づくり事業》</p> <p>都市計画マスタープランの地域の将来像「釧路市の西の玄関口にふさわしい交流を図るまち」を実現するために自分たちで何ができるのか話し合い、地域の企業、学校、連合町内会や市民団体の「産、学、民」で構成される「大楽毛地域づくり協議会」が設立され、地域の将来像の実現に向けて大型歓迎看板の設置や憩いの場の造成、地域資源マップの作成などを行いました。</p>
--	--



【歓迎看板の設置】

輝くまちづくり交付金(市民協働推進課)	
目的	市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化を図ることを目的としている。
交付金	交付金総額 300万円 (本市からの他の補助金などを受けていない事業)
事例紹介	<p>《安心して暮らせる コミュニティ都市を目指して》</p> <p>高齢社会で安心して暮らしていくことや、コミュニティの大切さを理解してもらうため、地域食堂に併せ、昭和歌謡ショーや講演会を実施しました。</p> <p>《くしろ輝く日曜朝市》</p> <p>釧路の食文化は、市場からはじまるといっても過言ではないと考え、「市場による釧路活性化」の実現に向け、その活動の一步として、「くしろ輝く日曜朝市」を開催しました。</p>



【福祉施設での講演会】



【くしろ輝く日曜朝市】

## 市内の大学生からのまちづくりに対する意見

次代を担う若い人たちのまちづくりに対する意識を把握するため、市内の大学生の皆さんにいただいた意見の一部を紹介するとともに、それらの意見が本計画のどこに関連しているかを示します。

### ○北海道教育大学釧路校 まちづくり意見発表会

2021年(令和3年)7月14日(水)

意見：防災訓練や\*ハザードマップを持ってまち歩きを実施し、防災意識を高める機会を増やしてはどうか。

都市マス：6 都市防災方針（1）基本的な考え方 P68

「\*釧路市地域防災計画に基づいた具体的でより実践的な防災体制の確立を図ります。」

意見：末広周辺への集客につなげるために、リバーサイドのイルミネーションを拡大してはどうか。

都市マス：釧路中部地域 P109

「都心部においては、旅行需要の積極的な取込みのほか、\*まちなか観光周遊促進など、都市型観光の活性化を図ります。」

意見：春採湖ネイチャーセンターや博物館と連携した春採湖周辺の自然体験学習ができる拠点にするため、旧柏木小学校を宿泊施設として活用してはどうか。

都市マス：釧路東部地域 P119

「春採公園や武佐の森緑地については、身近な緑と接する体験学習の拠点として活用するとともに、自然環境の保全を推進します。」

意見：空きビルのリノベーションを行い、その中に学習スペースを確保するなど学生が利用しやすい環境を整備してはどうか。

都市マス：2 都心部のゾーニング（2）にぎわい交流ゾーン P73

「北大通の遊休不動産などの\*既存ストック活用のための施策を推進します。」

意見：駅や北大通に気軽に来られるように無料の駐車場や駐輪場の整備をしてはどうか。

都市マス：2 交通体系整備方針（6）都心部における交通機能 P57



【北海道教育大学釧路校 意見発表会】

#### ②駐車場の配置

「現況の駐車実態や将来の需要動向を把握し、官民の役割分担を踏まえながら各種施策を展開し適正配置に努めます。」

#### ③駐輪場の配置

「駐輪場については、釧路駅周辺再整備や\*乗換拠点の強化による公共交通網の形成などに併せて検討し、良好な駐輪環境の確保に努めます。」

○釧路公立大学 第2次釧路市都市計画マスタープラン説明会、ワークショップ  
2021年(令和3年)7月15日(木)

意見：他都市と比べると夏は涼しく、冬は雪が少なくて住みやすいし、釧路湿原をはじめとした素晴らしい自然が魅力的。

都市マス：1 釧路市の現状(1)本市の位置づけ②気候、自然 P12

「夏季は冷涼で冬季は日照時間が長く、積雪が比較的少ないという特色を持っているほか、～省略～、世界三大夕日と謳われる釧路の夕日、阿寒湖の温泉などの豊かな地域資源が国内外からの高い関心を得ており、多くの人々を引きつけています。」

意見：釧路の夏は避暑に最適であることや、霧のまちとしての魅力をもっと市内外にPRしたほうが良い。

都市マス：2 まちづくりの基本目標(4)地域の価値が高まり多様な結びつきが生まれるまちづくり①釧路ファンを増やす取組みの推進 P29

「また、自宅以外の地域で生活するスタイルの受け皿として、涼しい夏季の気候を生かした長期滞在の受入や、地域の魅力に触れながら働ける\*二地域居住の推進など、\*交流人口や\*関係人口の創出を図ります。」

意見：車は回り道をしなければ釧路駅の南北への移動ができないのは不便。

都市マス：釧路中部地域 P108

「都心部については、徒歩避難の円滑化や交通混乱の低減を図るため、鉄道高架下に複数の道路を整備するなど、防災や減災に資する道路網の再編を進めます。」

意見：海のまちである事を感じられれば、もっと釧路市の魅力を発信できるのではないか。

都市マス：1 都心部の整備方針 P72

「港町釧路を演出し、都心部にふさわしい風格ある景観づくりにより、その価値を高め、良好な景観を次代に引き継いでいきます。」

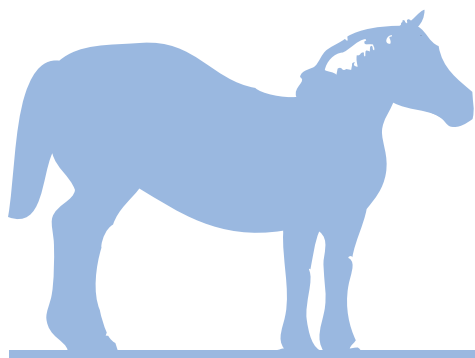
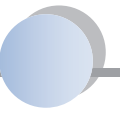
意見：スーパーや薬局などが固まって立地しており、買い物が楽。

都市マス：5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～ P83



【釧路公立大学 ワークショップ】

「今後、人口減少、高齢化が進むことで、市街地の人口密度が低下し、日常生活に身近な医療や買い物などのサービスを受けることが難しくなることが懸念されます。今後のまちづくりは、一定の人口密度を保ちながら、生活に必要な\*都市機能を維持し、効率的に進めることが重要となります。このようなことから、\*釧路市立地適正化計画を策定し、\*都市機能が集積している地区に、拠点を構築し効率的で将来に持続的なまちづくりが可能となるような取組みを進めています。」



# 第3章

## 地域別構想

### 第1節 釧路西部地域

## 第1節 釧路西部地域

### 地域づくり方針体系図

#### 地域の将来像

豊かな自然環境のもと  
便利に暮らすことができ、旺盛な生産活動を支える地域

#### 地域の特徴

市街化区域の北部では、昭和地区の大型ショッピングセンターをはじめとした店舗や医療福祉施設、公共施設などの生活利便施設が多い

JR大楽毛駅や新大楽毛駅周辺に人口の集積が見られるものの、生活利便施設が少なく、都市機能が集積した他の地域と離れている

沿道から離れた一部の居住地では運行本数の多いバス停が徒歩圏内がない

国道幹線通(国道38号)沿道は、星が浦大通や鳥取大通に店舗や医療施設などの都市機能が立地する利便性の高い居住地

大規模な工場敷地が広がる一方で未利用地が存在

南部は地域内の通勤移動が多く他地域からの移動も集中している

市街化調整区域の阿寒川流域では酪農、市街地周辺では野菜栽培が盛ん

昭和地区や鶴野東地区などの新興住宅地では、年少人口の割合が比較的高い

北海道が示した津波浸水想定が市街化区域全域や市街化調整区域の一部に広がる

#### 主な住民意見

身近にスーパーやコンビニがなく不便／近所に病院(内科)がなく将来に不安／地区会館の活性化

車がなくても生活できるように／鶴見橋の渋滞緩和／バスの便が少ない／高齢ドライバーが多い／住み慣れた地域ですと暮らしたい／移動販売車があると便利

大型店が近くにあり日常生活の不便さはない／最も必要な移動手段は自家用車とする住民の割合が大きい

高速道路や港湾を生かした物流活性化／若年層の流失を食い止める働ける場所づくり

夏の冷涼な気候を生かした食料基地を目指しては

子供が安心して遊べる環境／自転車などアクティビティの充実／恵まれたウォーキング環境／冬に高齢者が運動できる場所がほしい／鳥取10号公園を中心に市民と連携したまちづくりを進めてほしい

住民が参加した防災訓練／津波が来た時の避難場所がなく不安／大津波発生時に車で避難できる環境整備／鶴野地区の水害対策が必要

釧路西部地域の地域づくり方針体系図は、地域の将来像を達成するため、「地域の特徴」や「主な住民意見」を踏まえてまとめた「地域の主な課題」のほか、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」から導き出された「地域整備目標」について、それぞれ解決や達成するために示す「主な地域整備方針」を表したものです。

### 地域の主な課題

くらし

拠点における生活利便施設などの適正な配置の誘導

都市軸

拠点周辺での移動利便性の確保に向けた交通環境の維持、充実

都市軸

国道幹線通(国道38号)に立地する多様な沿道サービス施設を生かした地域づくり

みなと  
しごと

釧路港、釧路空港に近い地の利を生かした産業の振興

くらし

農林業の振興と集落における生活環境の維持、保全

くらし

地域の施設を活用した子育て支援や余暇、レクリエーション活動の促進

あんしん

沿岸部及び低地における災害リスクに対応した流域治水対策や津波対策の向上

### 地域整備目標

あんしん

安心して心地よく暮らせる地域づくり

くらし

地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

みなと  
しごと

港湾や空港を活用した物流、交流機能の強化と産業集積地の形成

都市軸

機能連絡軸及び南北連絡軸の充実による都市軸の強化

### 主な地域整備方針

- 流域治水対策の促進(新釧路川、仁々志別川、阿寒川)
- 星が浦川の整備(鶴野地区、星が浦北地区)
- 海岸保全による災害の防止
- 避難困難地域の対策を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討

- 雄鉄線通をはじめとした幹線道路沿道などにおける住環境の保全と利便性が高まる施設の充実
- 鳥取地区の国道幹線通(国道38号)と仁々志別通の間、大楽毛地区における中高層住宅地としての良好な住環境の形成
- 昭和地区、鶴野東地区における閑静でゆとりある低層住宅地としての良好な住環境の形成と保全
- 山花地区などの農業集落における良好な生活環境の維持保全
- 類いまれな景観を有する釧路湿原の保全、活用
- 鶴野東2号公園及び昭和20号公園並びに昭和東公園の整備

- 釧路工業団地地区、大楽毛地区、星が浦南地区及び西港地区の工業地域における広域的な産業拠点の形成
- 都市計画提案制度など、都市計画制度の柔軟な運用の検討
- 農業生産基盤の計画的な整備と優良な農用地の保全
- 森林の整備、保全
- 北海道横断自動車道 阿寒IC～釧路西IC間、釧路空港IC(仮称)の整備促進
- 釧路新道の4車線化に向けた整備促進
- 釧路港西港区における臨港道路などの港湾施設整備や維持管理
- 道道釧路阿寒自転車道線の適切な維持管理の促進

- 昭和地区と文苑地区をつなぐ橋梁の新設
- 長期未整備の都市計画道路における計画見直しなどの検討

## 1 地域のあらし

釧路西部地域は、北部に阿寒川流域の丘陵地帯や釧路湿原の一部を含み、南部を太平洋に挟まれ、西の白糠町との行政界から東の新釧路川に至る面積16,508haの地域であり、そのうち\*市街化区域は2,203haとなっています。

2020年(令和2年)の地域の人口は46,648人で、本市の総人口の28.26%に相当します。

\*市街化区域は本地域の南部に位置し、釧白工業団地のほか、釧路港西港区の港湾機能を背景に新富士、大楽毛間の臨海地帯で製紙工場や流通業などの工業系の土地利用がされており、本地域を東西に走る国道幹線通(国道38号)の沿道には大型駐車場を備えた郊外型の店舗が、雄鉄線通と釧路環状通、鳥取東通の交点周辺には大型の商業施設などが出店しています。



【国道幹線通沿道の店舗群】

国道幹線通(国道38号)の北部に位置する昭和地区や鶴野東地区、鳥取北地区では、一定の人口集積が保たれています。



提供：釧路開発建設部 釧路港湾事務所

【釧路港背後に広がる工業地帯】

\*市街化調整区域は本地域の北部に位置し、西部は農業が盛んで、阿寒川流域の酪農と市街地周辺の野菜栽培を主として発展してきた地域であり、東部には釧路湿原を擁しています。

道路網については、\*市街化区域を国道幹線通(国道38号)、\*市街化区域の外縁部を釧路新道(国道38号)及び高規格道路が東西に貫いており、西部には、阿寒地域へと至る国道240号が走っています。

本地域には\*釧路市立地適正化計画の地域交流拠点である鳥取大通地区があるほか、生活拠点として大楽毛地区、星が浦大通地区、昭和中央地区があります。

## 2 地域の主な課題

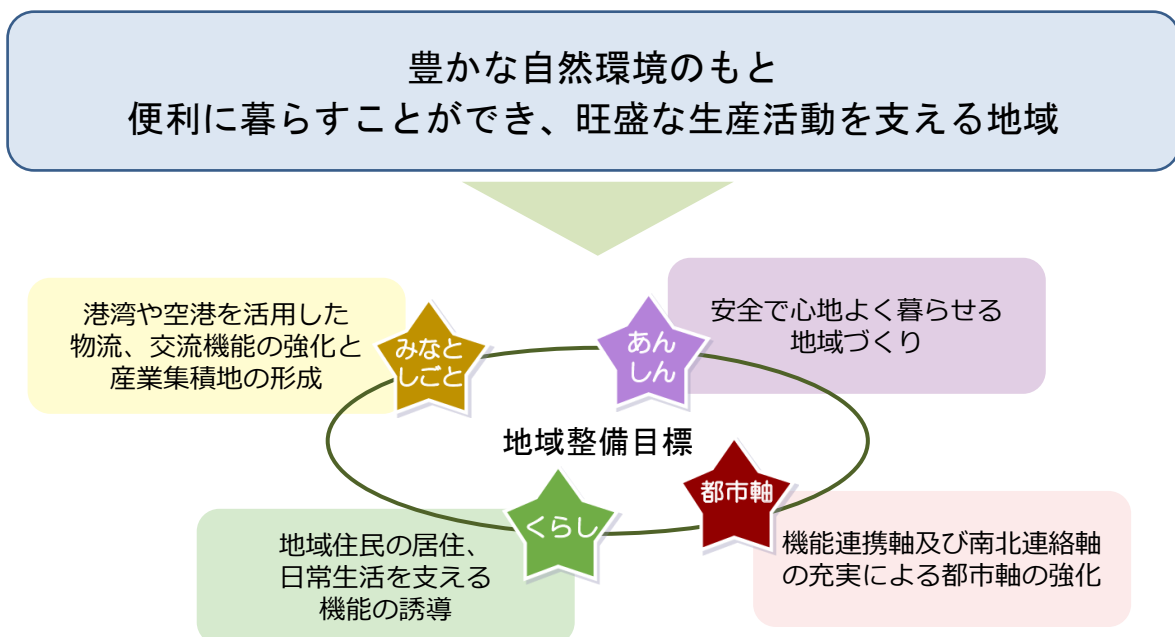
これまでの釧路市都市計画マスタープランや\*釧路市立地適正化計画などから抽出した「地域の特徴」、市民を対象とした各種アンケート調査の結果や地域懇談会、意見募集などを踏まえてまとめた「地域の主な課題」は次のとおりです。

- 拠点における\*生活利便施設などの適正な配置の誘導が必要です。
- 拠点周辺での移動利便性の確保に向けた交通環境の維持、充実が必要です。
- 国道幹線通(国道38号)に立地する多様な沿道サービス施設を生かした地域づくりが求められています。
- 釧路港、釧路空港に近い地の利を生かした産業の振興が求められています。
- 農林業の振興と集落における生活環境の維持、保全が求められています。
- 地域の施設を活用した子育て支援や余暇、レクリエーション活動の促進が求められています。
- 沿岸部及び低地における災害リスクに対応した流域治水対策や津波対策の向上が必要です。

## 3 地域の将来像と地域整備目標

基本的な考え方となる「地域の将来像」を次のとおり定めるとともに、地域の主な課題を踏まえ、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するための「地域整備目標」を定めます。

### 地域の将来像



## 4 地域整備方針

前項で示した地域整備目標ごとの「地域整備方針」を示します。



### 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(交通体系)

- 新釧路川及び仁々志別川に架かる橋梁において、安全性を高める長寿命化修繕などを進めます。

(都市環境)

- 新釧路川、仁々志別川及び阿寒川においては、治水安全度の向上を図るための流域治水対策を促進するとともに、星が浦川は、整備済みの下流部(北海道管理区間)に引き続き、鶴野地区や星が浦北地区の上流部(釧路市管理区間)の整備を進めます。

(都市防災)

- 低地などにおける大雨時の浸水については、河川整備や下水道整備などによる流域治水対策を進めます。
- 海岸浸食のおそれのある区域は、海岸保全に努め災害の防止を図ります。
- 北海道が示した津波浸水想定が\*市街化区域全域や\*市街化調整区域の一部に広がる地域であることから、避難困難地域の対策を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討を進めます。



### 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

(土地利用)

- 生活拠点の大楽毛地区、星が浦地区及び昭和地区には、近隣住民の生活利便機能を誘導することとします。また、地域交流拠点の鳥取大通地区には、こうした機能に加え、経済活動や交通及び医療などを支える機能の誘導を図ります。
- 雄鉄線通をはじめとした幹線道路沿道などについては、周辺住宅地の住環境の保全に配慮しつつ、近隣住民の利便性が高まる施設の充実を図ります。

- 鳥取地区の国道幹線通(国道38号)と仁々志別通の間、大楽毛地区については、中高層住宅地として良好な住環境の形成を図ります。

- 昭和地区、鶴野東地区については、閑静でゆとりある低層住宅地として良好な住環境の形成とその保全を図ります。



【昭和地区】

- 工業や港の緑地帯を生かした憩いの場の整備など、住宅地と調和した工業地域の形成を図ります。

- 山花地区などの農業集落については、周辺環境に配慮しながら地域の実情にあった良好な生活環境の維持保全を図ります。

- \*市街化調整区域については、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持形成のため、\*地区計画活用の可能性を検討します。

(都市環境)

- 類いまれな景観を有する釧路湿原の保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。
- 公園や道路、川の両岸などは、市民や行政、事業者の協力による緑化活動を推進します。
- 児童の安全な遊び場や地域住民の憩いと安らぎの場を確保し、住環境の向上を図るため、鶴野東2号公園及び昭和20号公園並びに昭和東公園の整備を進めます。
- 整備の完了した公園については、ニーズの変化に対応した有効活用を実現するため、官民連携を含む適切な維持管理を進めます。

## 港湾や空港を活用した物流、交流機能の強化と産業集積地の形成

(土地利用)

- 釧白工業団地地区、大楽毛地区、星が浦南地区及び西港地区の工業地域については、生産性を向上させる良好な環境の維持により広域的な産業拠点の形成を図ります。
- 西港地区及びその周辺、星が浦南地区、鳥取南地区の工業地域については、港湾や主要幹線道路、鉄道などとの連携により流通機能の充実強化を図ります。



【釧白工業団地】

- 鳥取大通地区や鳥取南地区をはじめとした工場関連跡地の土地利用については、都市計画の提案制度など、都市計画制度の柔軟な運用を検討します。
- 本地域北西部の農業地域については、農用地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に進めます。また、自然環境や国土の保全などの多面的な機能の維持、増進を図るため、優良な農用地の保全を進めます。
- 本地域北西部の森林地域については、木材生産などの経済的機能のほか、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止及び市民の保健の向上などの公益的機能を高度に発揮するため、森林の整備、保全を進めます。

(交通体系)

- 広域ネットワークの形成を進めるため、北海道横断自動車道 阿寒 I C～釧路西 I C間及び釧路空港 I C (仮称)の整備並びに主要幹線道路である釧路新道の4車線化を促進します。
- 釧路港西港区内外と円滑な連携を図り、効率的な物流ネットワークの形成を進めるため、\*外貿コンテナをはじめとする\*貨物のユニット化や船舶の大型化に対応した係留施設、さらには、港湾活動の安全確保のための外郭施設など、臨港道路を含めた港湾施設の整備や維持管理を進めます。

- 本地域の昭和地区から山花地区を經由し阿寒本町地域を結ぶ道道釧路阿寒自転車道線について、舗装補修など適切な維持管理を促進します。



【道道釧路阿寒自転車道線】

## 都市軸

## 機能連携軸及び南北連絡軸の充実による都市軸の強化

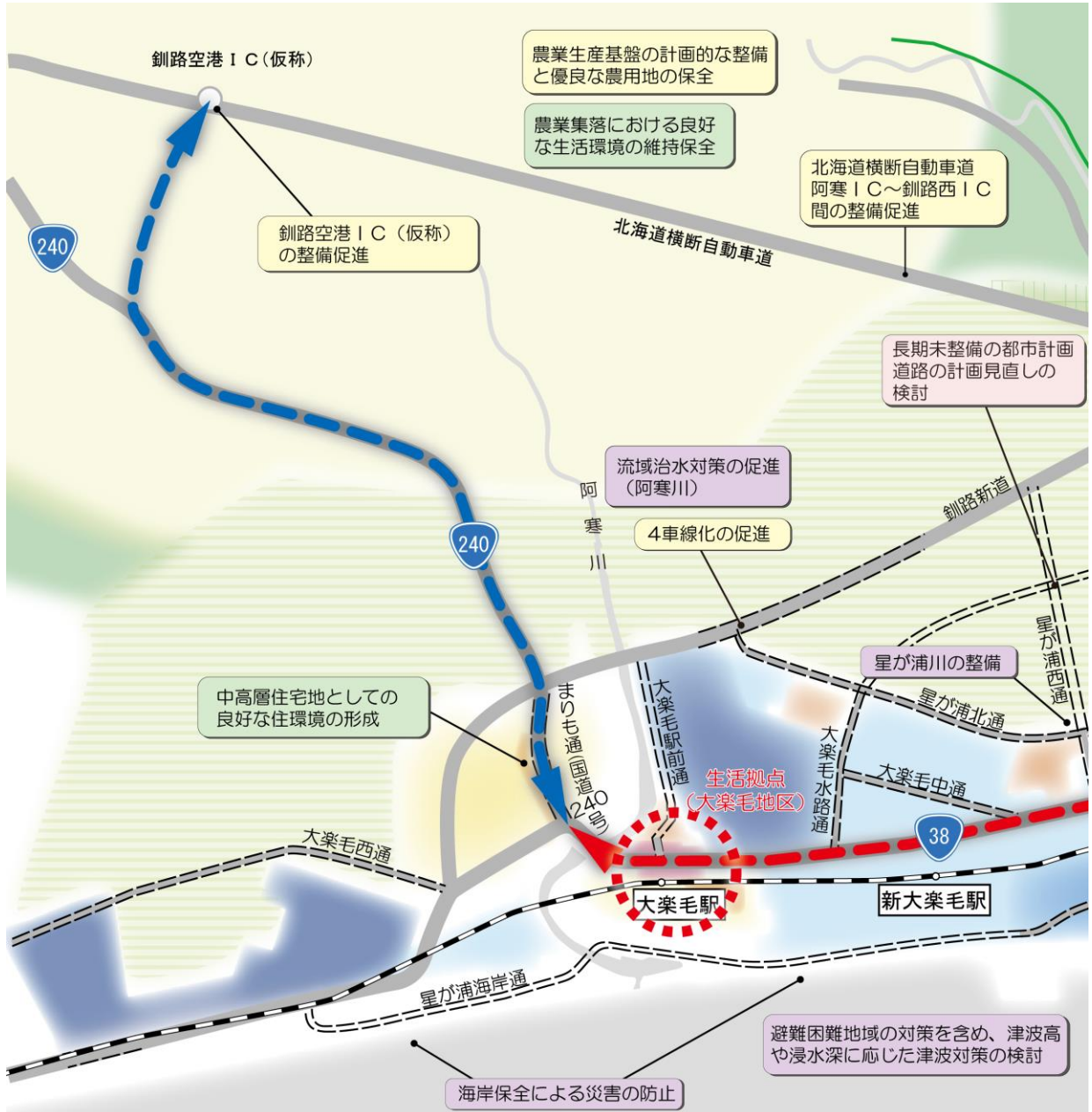
(交通体系)

- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、南北連絡軸に位置付けている愛国北園通については、昭和地区と文苑地区をつなぐ橋梁の新設を促進します。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、都市軸を形成する路線や、都市軸と一体となって機能を発揮する路線などについては、必要性や実現性を踏まえ整備の検討を進めます。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、昭園通の全区間については、周辺環境や将来交通量の変化、地域住民の意見などを踏まえつつ、計画の見直しを検討するとともに、\*都市計画道路によらない整備手法の検討など柔軟な対応を進めます。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、北園通の全区間並びに星が浦海岸通、星が浦西通、雄鉄線通、鳥取公園通、鳥取西通及び釧路環状通の一部区間については、計画の見直しを含めた検討を進めます。
- バスについては、持続可能な公共交通網の形成のため、大楽毛地区や星が浦大通地区をはじめとした住宅地と拠点をつなぐ路線の維持や結節機能の充実に努めます。

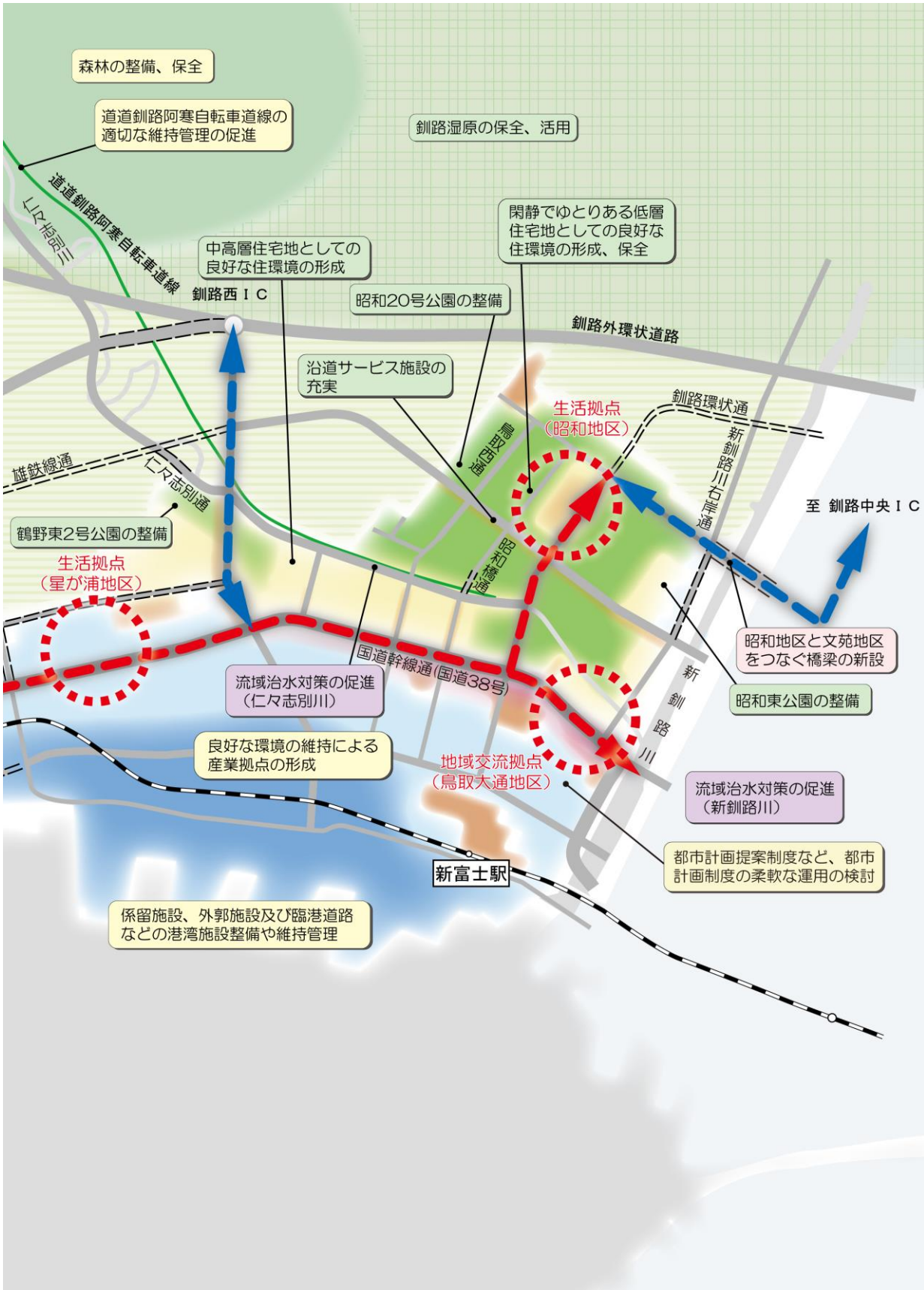


【循環バス「ぐるっと」】

**【整備方針図】** 整備方針図とは、全体構想で示した土地利用構想図などに、地域別構想で示した都市軸の考え方と主な地域整備方針を表した図です。



凡例			
都市的土地利用を図るエリア			
	自然環境の維持保全に努めるエリア		高度利用住宅地区
	優良な農地の維持保全に努めるエリア		一般住宅地区
	豊かな森林の維持保全に努めるエリア		専用住宅地区
	まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア		中心商業業務地区
			地域商業業務地区
			沿道商業業務地区
			都市機能の拠点
			機能連携軸
			南北連絡軸
			長期未整備の都市計画道路(区間)



## 釧路西部地域をこうしたい！

○地域を活性化させるためにどんなことをしたらいいか、83ページの「5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～」を参考に市民の皆さんも考えてみましょう。

《特徴》ここはどんな地域(地区)か？

《課題》この地域(地区)にはどんな問題がある？

《目的、目標》この地域(地区)をどうしたい？

《何をする》目標を達成するためにどんなことをする？

短期的な取組み

長期的な取組み

《フリースペース》



# 第3章

## 地域別構想

### 第2節 釧路中部地域

## 第2節 釧路中部地域

### 地域づくり方針体系図

#### 地域の将来像

四季を感じる美しい風景を臨みながら  
便利で安心して暮らせる釧路市の顔であり続ける地域

#### 地域の特徴

都心部には行政、業務施設が  
集積している

都心部の空き店舗増加など  
求心力が低下

釧路駅の北口と南口、バスターミナルがそれぞれ離れており、利便性が低い

釧路駅やバスターミナル、耐震旅客船ターミナルがあり、来訪者が多い

本市が誇る世界三大夕日を幣舞橋から望むことができる

柳橋通沿道など多くの店舗や医療福祉施設、公共施設などの生活利便施設が立地している

都心部は市内他地域からの移動が最も集中している

都心部や住宅地から都心部に続く橋はラッシュ時に通過交通による混雑がみられる

文苑地区などの新興住宅地では、年少人口の割合が比較的高い

美原地区などの計画的に造成された住宅地が多く、緑あふれる美しい街並みを形成

北海道が示した津波浸水想定が市街化区域全域や市街化調整区域の一部に広がる

都心部では老朽化した空きビルがみられる

#### 主な住民意見

都心部は土日が休みの店が多い／釧路駅に商店や行政施設を集積してほしい／北大通に空きテナントが多い／MOO、EGGを利活用してほしい／駅、バスターミナル、タクシープールなどが一体となるような整備をしてほしい／若者向けの貸しテナントがほしい／市営住宅などの集合住宅を集積してほしい

北大通の散策は見所が多いのもっとPRを／釧路を代表する食が楽しめる／外国語の表記やフリーWi-Fiのスポットを増やした方がよい／夏が涼しい釧路のアピール／駐車場や駐輪場を充実してほしい／釧路の特長や海産物を生かした市場や飲食店がある観光施設がほしい

スーパーや病院が近く便利に暮らせる／どこの地域に行くにもアクセスしやすい／土地が平坦で暮らしやすい

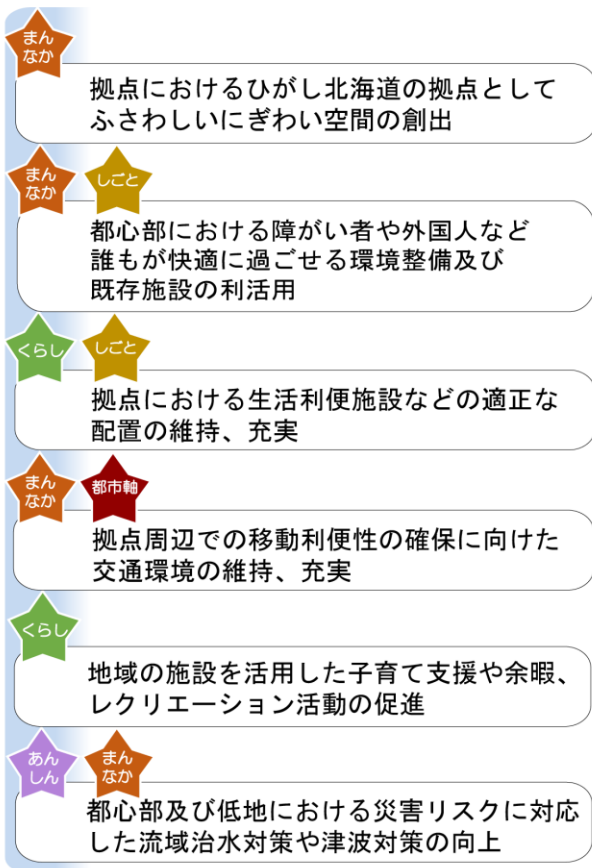
バスの路線をわかりやすくしてほしい／バスダイヤを充実してほしい／渋滞の対策をしてほしい／文苑から昭和方面へ橋を架けてほしい／車で移動する際に駅の南北を跨線橋まで回り道せずに通行できるようにしてほしい

遊具の充実など子どもが楽しめる公園に／小学校の校区が広すぎるのでスクールバスを導入／文苑は子供が多いので街灯を増やしてほしい／柳町公園の緑化を進め、環境を良くしてほしい

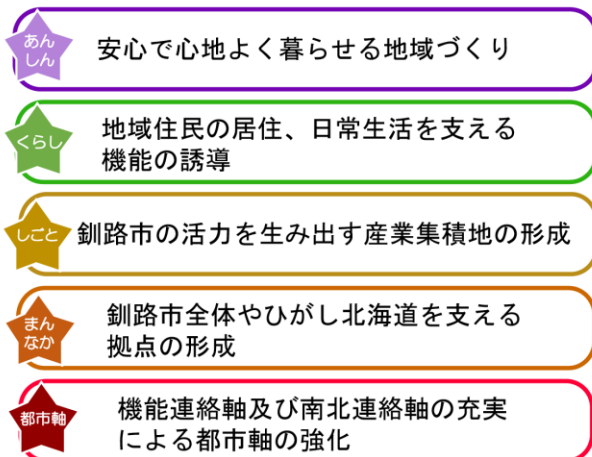
津波が来た時に高台がなく不安／街中に高層の市営住宅を建てて上層階を津波避難施設にして欲しい／空きビルが地震時に倒壊しないか不安／駅に防災機能を持たせてほしい

釧路中部地域の地域づくり方針体系図は、地域の将来像を達成するため、「地域の特徴」や「主な住民意見」を踏まえてまとめた「地域の主な課題」のほか、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」から導き出された「地域整備目標」について、それぞれ解決や達成するために示す「主な地域整備方針」を表したものです。

### 地域の主な課題



### 地域整備目標



### 主な地域整備方針

- 本地域と東西を結ぶ橋梁における長寿命化修繕の促進
  - 都心部をはじめとした老朽化が進む大規模空き建築物などを解消する取組みの推進
  - 耐震旅客船ターミナルの機能維持
  - 新釧路川左岸通の整備(緊急避難用道路)
  - 都心部の国道における無電柱化の促進
  - 適正な指定緊急避難場所の配置を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討
- 市営住宅の整備など、まちなか居住の推進
  - 鉄北地区における中高層住宅地としての良好な住環境の形成
  - 雄鉄線通、柳橋通、愛国北園通、共栄橋通などの幹線道路における住環境の保全と利便性が高まる施設の充実
  - 愛国地区、芦野地区、文苑地区、美原地区における閑静でゆとりある低層住宅地としての良好な住環境の形成と保全
  - 文苑5号公園の整備
- 都心部などにおける空き店舗の有効活用
  - 釧路港東港区の副港地区における魚揚場の再整備
  - 釧路港東港区の中央埠頭の再編検討
  - 釧路港東港区における臨港道路などの港湾施設の適切な維持管理
- 広域中核拠点の都心部における商業、業務機能、行政機能、観光交流機能の誘導
  - 鉄道高架下に複数の道路を整備するなど、防災や減災に資する道路網の再編
  - 市街地再開発事業などの支援
  - シビックコア地区における緑あふれる憩いの空間づくりの推進
  - 都心部におけるまちなか観光周遊促進など、都市型観光の活性化
- 都市軸を形成する路線等の沿道における生活利便施設等の充実(共栄新橋大通など)
  - 文苑地区と昭和地区をつなぐ橋梁の新設
  - 長期未整備の都市計画道路における計画の見直し等の検討

## 1 地域のあらまし

釧路中部地域は、北部を釧路湿原、南部を太平洋に挟まれ、東の釧路川から西の新釧路川に至る面積2,481haの地域であり、そのうち\*市街化区域は1,343haとなっています。2020年(令和2年)の地域の人口は59,667人で、本市の総人口の36.14%に相当します。

北大通を中心とした都心部では中心商業業務地区が配置され、その周辺に高度利用住宅地区が配置されているほか、美原地区及び文苑地区では専用住宅地区が配置されており、比較的人口密度が高い地域となっています。

\*市街化区域は釧路川と新釧路川に挟まれた地域のうち、海岸線から6km程度までに位置し、釧路駅及び北大通を中心とした都心部では、ひがし北海道の拠点都市にふさわしい、活気あるまちとなるよう商業、業務などの\*高次都市機能の集積及び高密度での土地利用を図るほか、幹線道路沿道をはじめ、地域内の多くに店舗及び医療施設などが立地する利便性の高い地域となっています。一方で都心部では空き店舗が増加しており、求心力の低下がみられます。本地域は集合住宅の割合が比較的高い地域となっており、都心部の周辺では古くから住宅地が形成されているほか、柳町公園より北側の地域では文苑地区など比較的新しい住宅地が形成されています。

\*市街化調整区域は本地域の北部に位置し、釧路湿原を擁しており、湿原の保護、保全を図る観点から、\*市街化区域の北限は\*水際線より6km程度とした考え方を引き続き守り、豊かな自然環境に配慮した土地利用を行います。

本地域については、釧路駅があり、交通の拠点となるほか、道路網については、釧路駅から幣舞橋までを臨む北大通のほか、釧路環状通(国道44号)や\*市街化区域の外縁部を釧路外環状道路が東西に貫いています。

本地域には\*釧路市立地適正化計画の広域中核拠点である都心部があるほか、共栄新橋大通と柳橋通の交点を中心に地域交流拠点である新橋大通地区があります。



【釧路市子ども遊学館】



【文苑地区】

## 2 地域の主な課題

これまでの釧路市都市計画マスタープランや\*釧路市立地適正化計画などから抽出した「地域の特徴」、市民を対象とした各種アンケート調査の結果や地域懇談会、意見募集などを踏まえてまとめた「地域の主な課題」は次のとおりです。

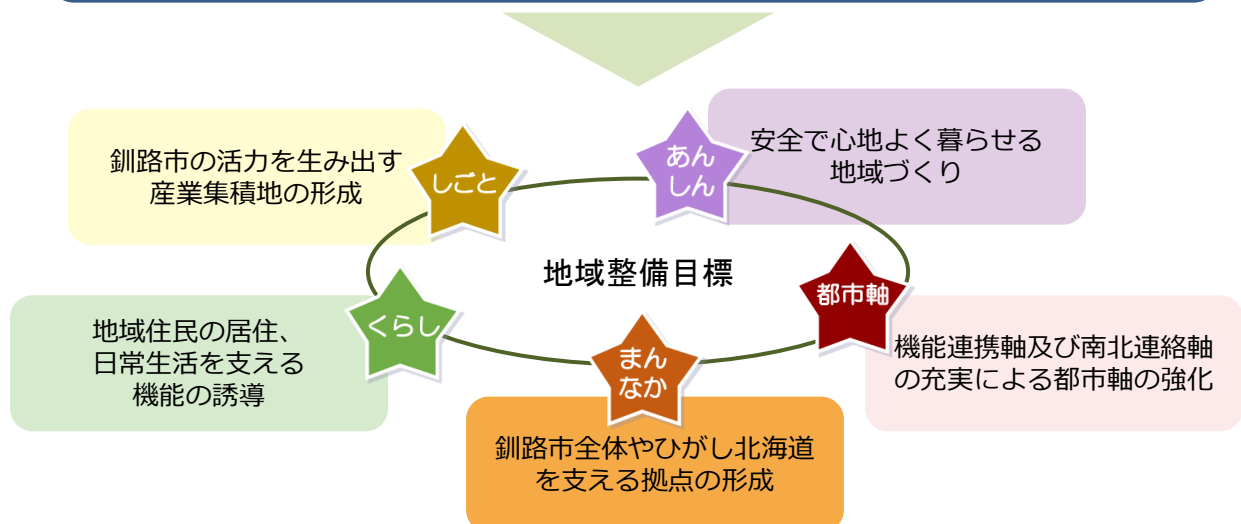
- 都心部においては、ひがし北海道の拠点としてふさわしいにぎわい空間の創出が必要です。
- 都心部においては、障がい者や外国人など誰もが快適に過ごせる環境整備及び既存施設の利活用が求められています。
- 拠点における\*生活利便施設などの適正な配置の維持、充実が必要です。
- 拠点周辺では移動利便性の確保に向けた交通環境の維持、充実が必要です。
- 地域の施設を活用した子育て支援や余暇、レクリエーション活動の促進が求められています。
- 都心部及び低地における災害リスクに対応した流域治水対策や津波対策の向上が必要です。

## 3 地域の将来像と地域整備目標

基本的な考え方となる「地域の将来像」を次のとおり定めるとともに、地域の主な課題を踏まえ、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するための「地域整備目標」を定めます。

### 地域の将来像

四季を感じる美しい風景を臨みながら  
便利で安心して暮らせる釧路市の顔であり続ける地域



## 4 地域整備方針

前項で示した地域整備目標ごとの「地域整備方針」を示します。



### 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(交通体系)

- 新釧路川及び釧路川に架かる橋梁において、安全性を高める長寿命化修繕などを進めます。

(都市環境)

- 愛国浄水場については、水道水の安定した供給の維持及び安全性を高める機能の増進を図るため、施設更新を進めます。
- 都心部をはじめ、本地域における老朽化が進む大規模空き建築物などを解消するため、改善措置の指導などの取組みを進めます。

(都市防災)

- \*耐震旅客船ターミナルは、災害時に緊急物資を輸送する防災拠点になるため、機能維持に努めます。
- 新釧路川左岸通においては、\*釧路市地域防災計画での避難路の指定に基づいた道路整備を進めます。
- 都心部の国道においては、防災機能の向上、安全性や快適性の確保、良好な景観形成の観点から無電柱化を促進します。
- 北海道が示した津波浸水想定が\*市街化区域全域や\*市街化調整区域の一部に広がる地域であることから、適正な指定緊急避難場所の配置を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討を進めます。



【無電柱化が進む都心部の国道】



## 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

(土地利用)

- 地域交流拠点の新橋大通地区には、近隣住民の生活利便機能や経済活動や交通及び医療などを支える機能を誘導することとします。
- 都心部及び新橋大通地区の拠点とその周辺では、市営住宅の整備などにより、\*まちなか居住の推進を図ります。
- 鉄北地区などについては、中高層住宅地として良好な住環境の形成を図ります。
- 雄鉄線通、柳橋通、愛国北園通及び共栄橋通などの幹線道路については、周辺住宅地の住環境の保全に配慮しつつ、近隣住民の利便性が高まる施設の充実を図ります。



【新川北団地】

- 愛国地区、芦野地区、文苑地区及び美原地区については、閑静でゆとりある低層住宅地として良好な住環境の形成とその保全を図ります。
- \*市街化調整区域については、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持形成のため、\*地区計画活用の可能性を検討します。

(都市環境)

- 釧路大規模運動公園及び柳町公園などは、市民や行政、事業者が協力し、地域交流やにぎわいの場としての活用を図ります。
- 公園や道路、川の両岸などは、市民や行政、事業者の協力による緑化活動を推進します。
- 児童の安全な遊び場や地域住民の憩いと安らぎの場を確保し、住環境の向上を図るため、文苑5号公園の整備を進めます。



【釧路大規模運動公園】

- 整備の完了した公園については、ニーズの変化に対応した有効活用を実現するため、官民連携を含む適切な維持管理を進めます。

しごと

### 釧路市の活力を生み出す産業集積地の形成

#### (土地利用)

- 都心部などにおけるにぎわい創出を図るため、空き店舗の有効活用に努めます。
- 釧路港東港区及びその周辺の工業地域については、港湾や主要幹線道路、鉄道などとの連携により流通機能の充実強化を図ります。
- 釧路港東港区の副港地区においては、安全で高品質な水産物の生産や流通を確保するため、魚揚場の再整備を進めます。

#### (交通体系)

- 釧路港東港区の北地区においては、大型化する旅客船の受入れに向けて、中央埠頭の再編を検討します。
- 釧路港東港区内外と円滑な連携を図るため、臨港道路を含めた港湾施設の適切な維持管理を行い、港湾機能の確保に努めます。

まんなか

### 釧路市全体やひがし北海道を支える拠点の形成

※都心部まちづくりの整備方針については、P72 に掲載。

#### (土地利用)

- 広域中核拠点の都心部には、ひがし北海道の中核都市としてふさわしい広域的都市機能の充実のため、商業、業務機能、行政機能及び観光交流機能の誘導を図ります。
- 都心部については、徒歩避難の円滑化や交通混乱の低減を図るため、鉄道高架下に複数の道路を整備するなど、防災や減災に資する道路網の再編を進めます。
- 都心部については、土地の有効活用のため、民間が行う市街地再開発事業などの支援を図ります。

(都市環境)

- \*シビックコア地区については、緑あふれる憩いの空間づくりを進めます。
- 都心部においては、旅行需要の積極的な取込みのほか、\*まちなか観光周遊促進など、都市型観光の活性化を図ります。

都市軸

### 機能連携軸及び南北連絡軸の充実による都市軸の強化

(土地利用)

- 共栄新橋大通などの都市軸及び都市軸と一体となって機能を発揮する路線などの沿道に広がる小売店舗連たん地区については、近隣住民の\*生活利便施設などの充実を図ります。

(交通体系)

- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、南北連絡軸に位置付けている愛国北園通については、文苑地区と昭和地区をつなぐ橋梁の新設を促進します。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、都市軸を形成する路線や、都市軸と一体となって機能を発揮する路線などについては、必要性や実現性を踏まえ整備の検討を進めます。

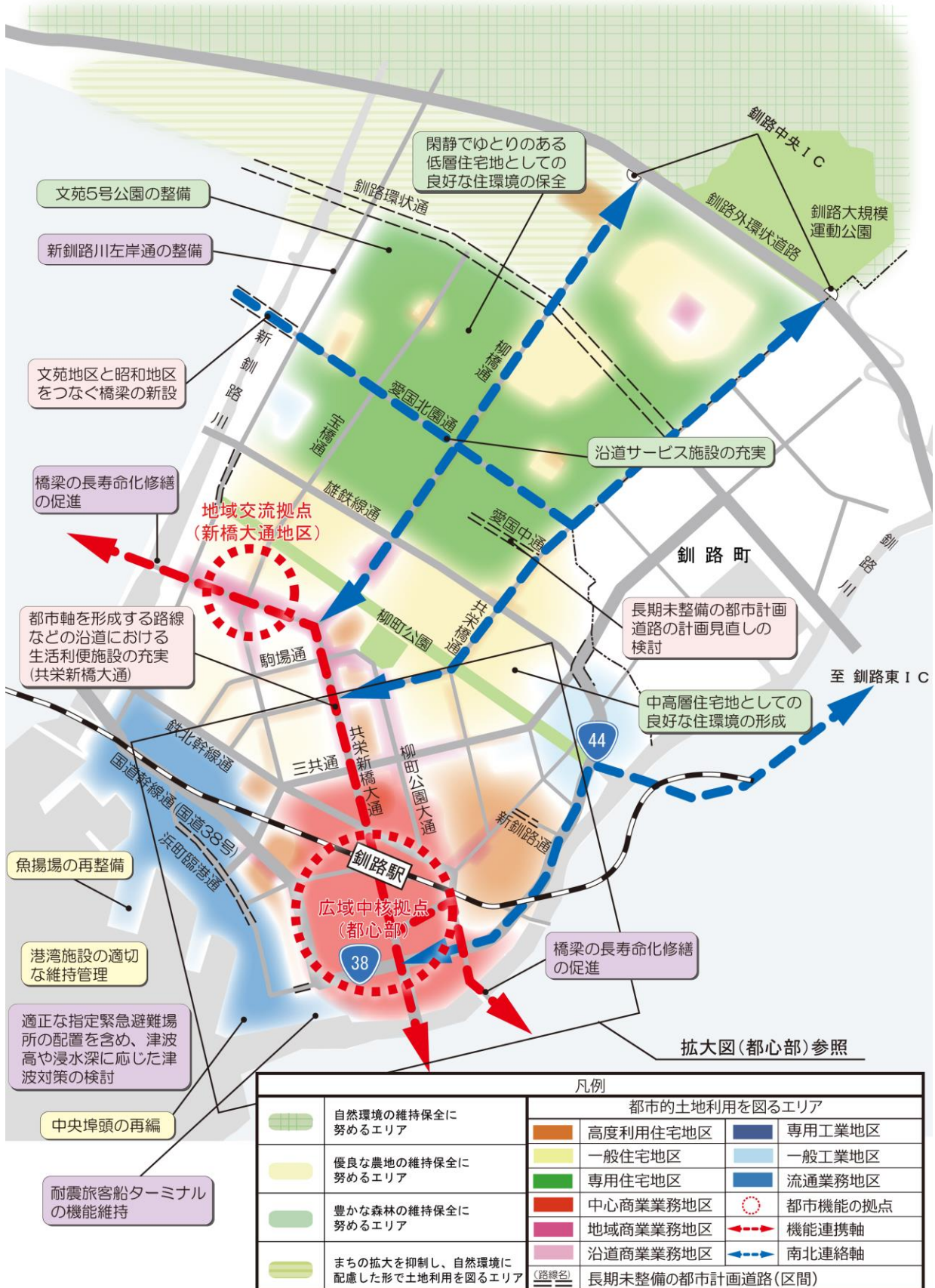


【橋梁の新設予定(愛国北園通)】

- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、宝橋通、愛国中通、新釧路通及び市役所横通の一部区間については、計画の見直しを含めた検討を進めます。
- バスについては、持続可能な公共交通網の形成のため、文苑地区や美原地区をはじめとした住宅地と拠点を結ぶ路線の維持や結節機能の充実に努めます。

【整備方針図】

整備方針図とは、全体構想で示した土地利用構想図などに、地域別構想で示した都市軸の考え方と主な地域整備方針を表した図です。



【都心部】



凡例	
	まちなか居住を推進するエリア
	都心部

- ※ \*まちなか居住を推進するエリアとは、利便性が高い環境として、居住の推進、誘導を図る拠点とその周辺の範囲。
- ※ 図中での都心部とは、釧路駅を中心とした商業、業務機能、行政機能、観光交流機能、\*交通結節点機能など、様々な\*都市機能が集積し、行政の中核機能や、市内全体及び広域的な機能を果たす公共施設が立地している地区。

## 釧路中部地域をこうしたい！

○地域を活性化させるためにどんなことをしたらいいか、83ページの「5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～」を参考に市民の皆さんも考えてみましょう。

《特徴》ここはどんな地域(地区)か？

《課題》この地域(地区)にはどんな問題がある？

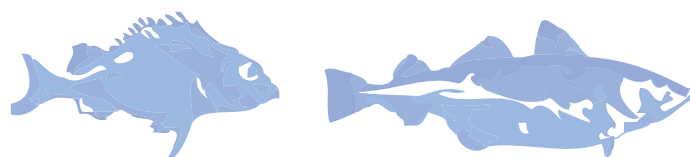
《目的、目標》この地域(地区)をどうしたい？

《何をする》目標を達成するためにどんなことをする？

短期的な取組み

長期的な取組み

《フリースペース》



# 第3章

## 地域別構想

### 第3節 釧路東部地域

## 第3節 釧路東部地域

### 地域づくり方針体系図

#### 地域の将来像

子どもから高齢者までが、  
安全で安心して快適に住み続けられる地域

#### 地域の特徴

炭鉱関連施設を中心に古くから市街地が形成している

富士見坂桜ヶ岡通沿道には、様々な都市機能が集積

地域の西部は、商業施設が少ない

高等学校や大学が立地し、市街地の他の地域からも通学の移動が集中

自然環境に恵まれた公園や遺跡等が多い

沿岸漁業の生産拠点漁港である千代ノ浦、桂恋漁港を有している

丘陵地には景勝ポイントがあるほか、春採公園や武佐の森緑地など市街地の自然が豊か

住宅地は、昭和40年代に開発された所が多い

釧路発祥の地として官公署や歴史、文化を感じさせる建造物が点在している

北海道が示した津波浸水想定が海岸線や釧路川付近などの低地部に広がる

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等に指定されている

大規模盛土造成地が存在する

他の地域に比べ、高齢化率が高い

起伏があり、坂道が多い

#### 主な住民意見

メディカルビルの誘致／屋内で遊べる場所が少ない／買い物難民／公共施設の集約化／高齢者が多いので温泉がほしい

子育て世代に優しい公園／スポーツができる公園／公園がキレイで満足／武佐の森の保全と利用／春採湖は釧路の宝

台風や雪の少なさ、高台を生かした企業誘致／第一次産業の推進／食料基地の機能強化

高台に海と湿原が見渡せる展望台／釧路川昼夜の美観／植物で美しく








空き家、空き店舗の老朽化／空き家や更地が多く子供が心配／閉校した学校の跡地利用

災害時の施設を増やしてほしい／東日本大震災で津波被害に遭い恐ろしかった／災害(特に地震、津波)に強いまちづくり／高齢で車も無いので避難に不安





免許返納後の移動手段が不安／バスの増便／利便性向上のためのマイクロバス／坂道が多く冬道が危ない

釧路東部地域の地域づくり方針体系図は、地域の将来像を達成するため、「地域の特徴」や「主な住民意見」を踏まえてまとめた「地域の主な課題」のほか、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」から導き出された「地域整備目標」について、それぞれ解決や達成するために示す「主な地域整備方針」を表したものです。

### 地域の主な課題

-  高齢社会に対応した生活利便施設などの適正な配置の誘導
-  春採公園や武佐の森緑地など、自然環境の保全
-  千代ノ浦漁港や桂恋漁港の整備、漁業集落の生活環境の維持保全
-  高台などの地形的特徴を生かしたまちづくり
-  空家等対策の推進による居住環境の改善
-  土砂災害などの自然災害に対応した安全なまちづくり
-  拠点周辺での移動利便性の確保に向けた交通環境の維持、充実

### 地域整備目標

-  安心で心地よく暮らせる地域づくり
-  地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導
-  釧路市の活力を生み出す産業集積地の形成
-  機能連絡軸及び南北連絡軸の充実による都市軸の強化

### 主な地域整備方針

- 市立釧路総合病院の機能充実
- 地域の特徴である丘陵を生かした景観形成の推進
- 大規模盛土造成地の安全性把握のための取組み
- 丘陵斜面地や樹林地の保全
- 空家等の適切な管理に関する取組みの推進
- 災害時に備えた社会基盤整備やライフラインの機能確保
- 海岸浸食のおそれのある区域の災害防止
- 適正な指定緊急避難場所の配置を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討
- 工業地域が指定されている貝塚地区の住居系への用途転換の検討
- 漁業集落の良好な生活環境の維持保全
- 春採公園や武佐の森緑地の体験学習の拠点としての活用や自然環境の維持保全
- 釧路川リバーサイド緑地の維持保全
- 港町及び知人町地区の工業地域における広域的な産業拠点の形成
- 益浦軽工業団地地区や炭鉱関連の土地における都市計画提案制度など、都市計画制度の柔軟な運用の検討
- 千代ノ浦漁港及び桂恋漁港の整備
- 釧路港東港区における臨港道路などの港湾施設の適切な維持管理
- 都市軸を形成する路線などの整備検討（貝塚中央幹線通など）
- 長期未整備の都市計画道路における計画見直し等の検討
- デマンド型交通の導入などによる生活の足の確保

## 1 地域のあらし

釧路東部地域は、釧路川以東の丘陵地であり、北部及び東部は、釧路町の行政界に接し、南部は太平洋に面する面積3,198haの地域であり、そのうち\*市街化区域は1,733haとなっています。

2020年(令和2年)の地域の人口は52,696人で、本市の総人口の31.92%に相当します。

\*市街化区域は本地域の西部に位置し、釧路発祥の地として、官公署や釧路の歴史、文化を感じさせる神社や仏閣などの建造物、大学や博物館などの文教施設が点在しています。本地域を東西に走る富士見坂桜ヶ岡通(主要道道釧路環状線)の沿道には、炭鉱の発展と共に商店街が形成され、\*都市機能が集積しています。

地域全体に人口が分布しており、特に春採、武佐地区などの公営住宅周辺は人口密度が高くなっていますが、他の地域に比べ人口減少、高齢化率が高い地域となっています。



【釧路市立博物館】

\*市街化調整区域は本地域の東部に位置し、アップダウンが多い丘陵地となっており、夜景や海岸線を見渡せる景勝ポイントがあるほか、海岸沿いの低地部には沿岸漁業の生産拠点漁港の一つである桂恋漁港があります。

道路網については、\*市街化区域を久寿里橋通(市道久寿里橋通)、富士見坂桜ヶ岡通(主要道道釧路環状線)が東西に貫いており、南北を貫く桂恋武佐通(主要道道釧路環状線)によって、釧路外環状道路などを通じた釧路地域全体への\*バイパス機能を有しています。

また、本地域には\*釧路市立地適正化計画の地域交流拠点である桜ヶ岡地区があるほか、生活拠点として春採下町地区があります。

## 2 地域の主な課題

これまでの釧路市都市計画マスタープランや\*釧路市立地適正化計画などから抽出した「地域の特徴」、市民を対象とした各種アンケート調査の結果や地域懇談会、意見募集などを踏まえてまとめた「地域の主な課題」は次のとおりです。

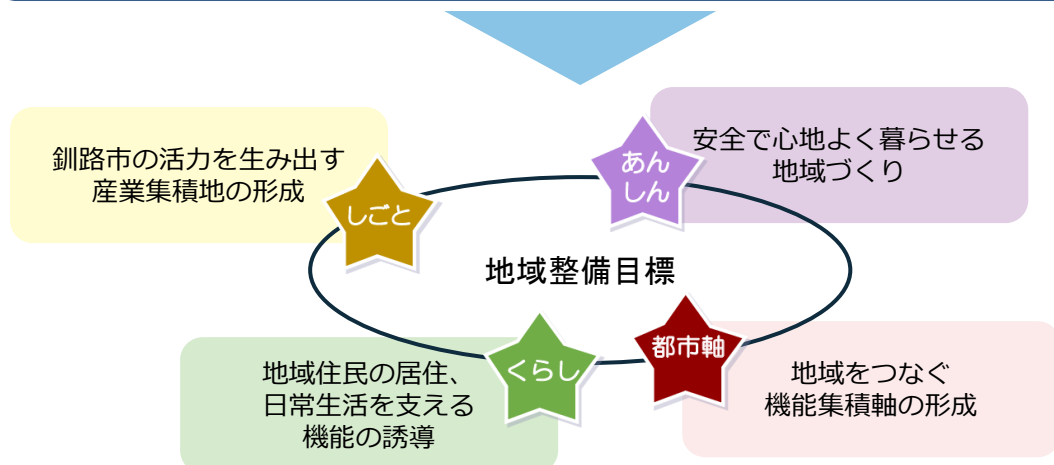
- 高齢社会に対応した\*生活利便施設などの適正な配置の誘導が必要です。
- 憩いの場として親しまれている春採公園や手付かずの自然が残されている武佐の森緑地など、自然環境の保全が求められています。
- 地域の漁業生産拠点として重要な役割を果たしている千代ノ浦漁港や桂恋漁港の整備や、漁業集落の生活環境の維持保全が求められています。
- 高台などの地形的特徴を生かしたまちづくりが求められています。
- 古くから形成された市街地のため\*空家等が多く、防災や防犯、景観面における住環境の悪化などから、\*空家等対策の推進による居住環境の改善が求められています。
- 土砂災害などの自然災害に対応した安全なまちづくりが求められています。
- 拠点周辺での移動利便性の確保に向けた交通環境の維持、充実が必要です。

## 3 地域の将来像と地域整備目標

基本的な考え方となる「地域の将来像」を次のとおり定めるとともに、地域の主な課題を踏まえ、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するための「地域整備目標」を定めます。

### 地域の将来像

子どもから高齢者までが、  
安全で安心して快適に住み続けられる地域



## 4 地域整備方針

前項で示した地域整備目標ごとの「地域整備方針」を示します。



### 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(交通体系)

- 釧路川に架かる橋梁において、安全性を高める長寿命化修繕などを進めます。

(都市環境)

- 釧路・根室第三次\*医療圏の拠点としての役割や、災害拠点病院としての役割を担うため、市立釧路総合病院の機能充実を図ります。



【花時計】

- 地域の特徴である丘陵を生かした景観形成を進めます。

(都市防災)

- \*大規模盛土造成地の宅地被害を防止するため、大規模盛土造成地マップを活用し、宅地防災に対する理解を深めるほか、安全性把握のための取組みを進めます。
- 斜面の崩壊や土砂流出などを防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図ります。
- \*空家等の自発的な改善がなされるように、適切な管理に関する取組みを推進します。
- 災害時に備えた社会基盤整備や\*ライフラインの機能確保などの取組みを進めます。
- 海岸浸食のおそれのある区域は、海岸保全に努め災害の防止を図ります。
- 北海道が示した津波浸水想定が海岸線や釧路川付近などの低地部に広がる地域であることから、適正な指定緊急避難場所の配置を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討を進めます。



## 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

### (土地利用)

- 生活拠点の春採下町地区には、近隣住民の生活利便機能を誘導することとします。また、地域交流拠点の桜ヶ岡地区には、こうした機能に加え、経済活動、交通及び医療などを支える機能の誘導を図ります。
- 工業地域が指定されている貝塚地区において、住宅地としての土地利用が進行している地域については、住居系への用途転換を検討します。
- 本地域東部の漁業集落については、地域の実情にあった良好な生活環境の維持保全を図ります。
- \*市街化調整区域については、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持形成のため、\*地区計画活用の可能性を検討します。

### (都市環境)

- 春採公園や武佐の森緑地については、身近な緑と接する体験学習の拠点として活用するとともに、自然環境の保全を推進します。
- 釧路川を眺めることのできる釧路川リバーサイド緑地については、地域の憩いの場としての維持保全に努めます。



【釧路川リバーサイド緑地】

しごと

## 釧路市の活力を生み出す産業集積地の形成

### (土地利用)

- 港町及び知人町地区の工業地域については、生産性を向上させる良好な環境の維持により広域的な産業拠点の形成を図ります。
- 港町及び知人町地区及びその周辺の工業地域については、港湾や主要幹線道路などとの連携により流通機能の充実強化を図ります。
- 益浦軽工業団地地区及び炭鉱関連の土地利用については、都市計画の提案制度など、都市計画制度の柔軟な運用を検討します。
- 地域の漁業生産拠点である千代ノ浦漁港及び桂恋漁港の整備を推進します。

### (交通体系)

- 釧路港東港区内外と円滑な連携を図るため、臨港道路を含めた港湾施設の適切な維持管理を行い、港湾機能の確保に努めます。



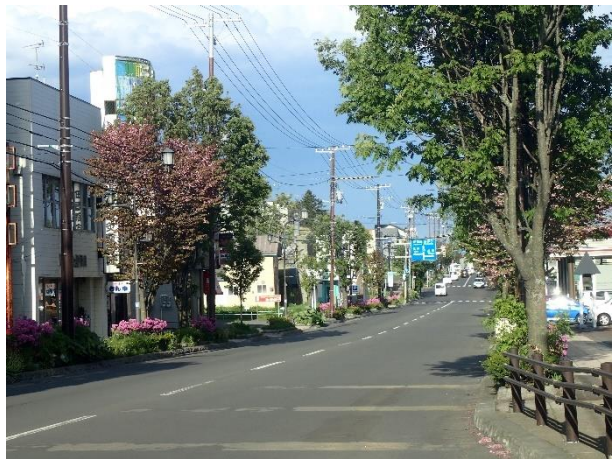
【桂恋漁港】

## 都市軸

## 機能連携軸及び南北連絡軸の充実による都市軸の強化

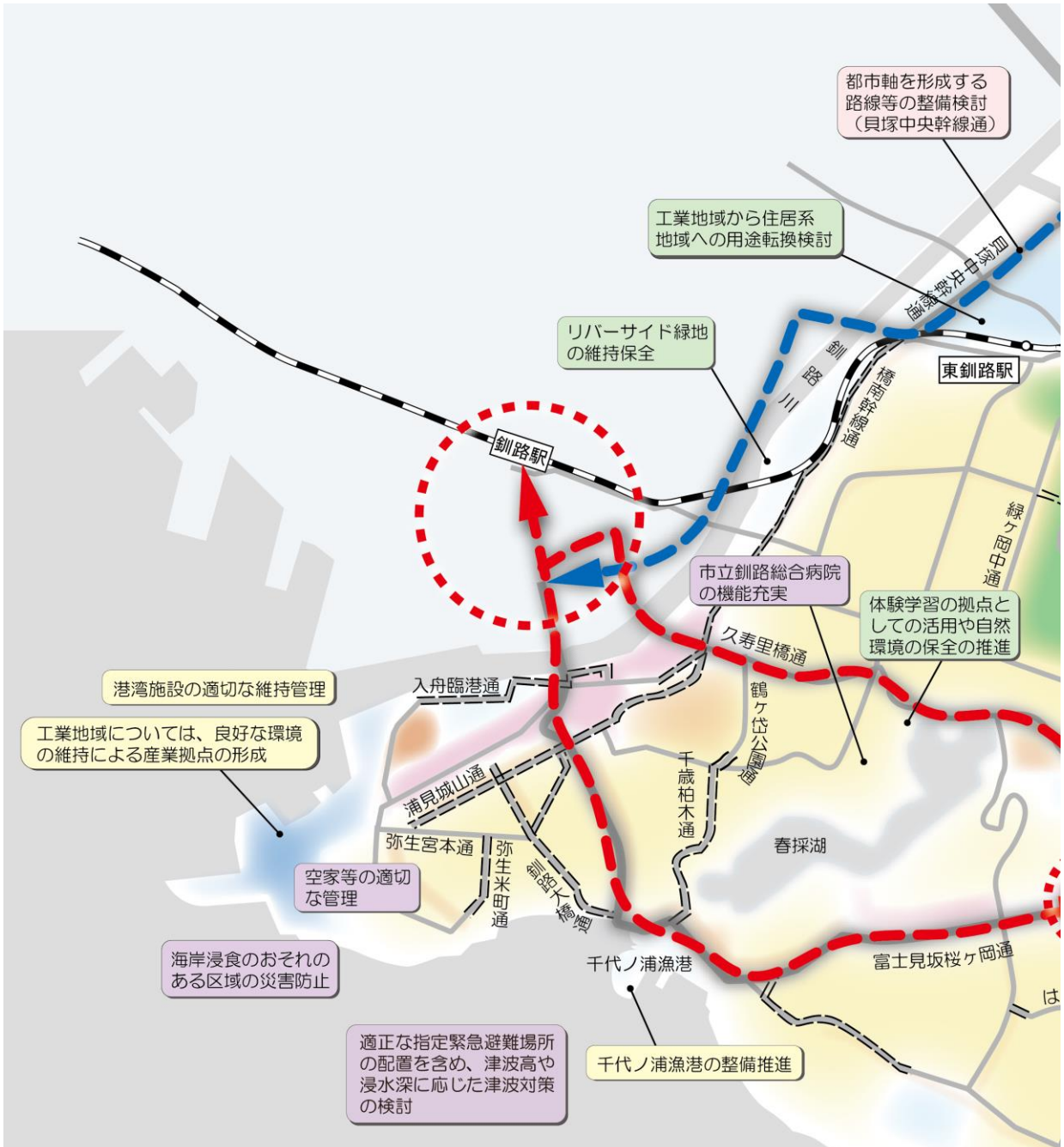
(交通体系)

- 長期未整備の都市計画道路のうち、都市軸を形成する路線や、都市軸と一体となって機能を発揮する路線などについては、必要性や実現性を踏まえ整備の検討を進めます。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、浦見城山通及び千歳柏木通の全区間並びに入舟臨港通、弥生宮本通、弥生米町通、釧路大橋通、興津通、はまなす通、鶴ヶ岱公園通、緑ヶ岡若草通、橋南幹線通、緑ヶ岡中通及び桂恋武佐通の一部区間については、周辺環境や将来交通量の変化、地域住民の意見などを踏まえつつ、計画の見直しを検討するとともに、\*都市計画道路によらない整備手法の検討など柔軟な対応を進めます。
- 長期未整備の\*都市計画道路のうち、白樺台通及び白樺台南通の一部区間については、計画の見直しを含めた検討を進めます。
- バスについては、持続可能な公共交通網の形成のため、武佐地区や白樺台地区をはじめとした住宅地と拠点を結ぶ路線の維持や結節機能の充実に努めます。
- 桂恋、三津浦地区などについては、需要に応じた柔軟な移動手段である\*デマンド型交通の導入などにより生活の足の確保に努めます。

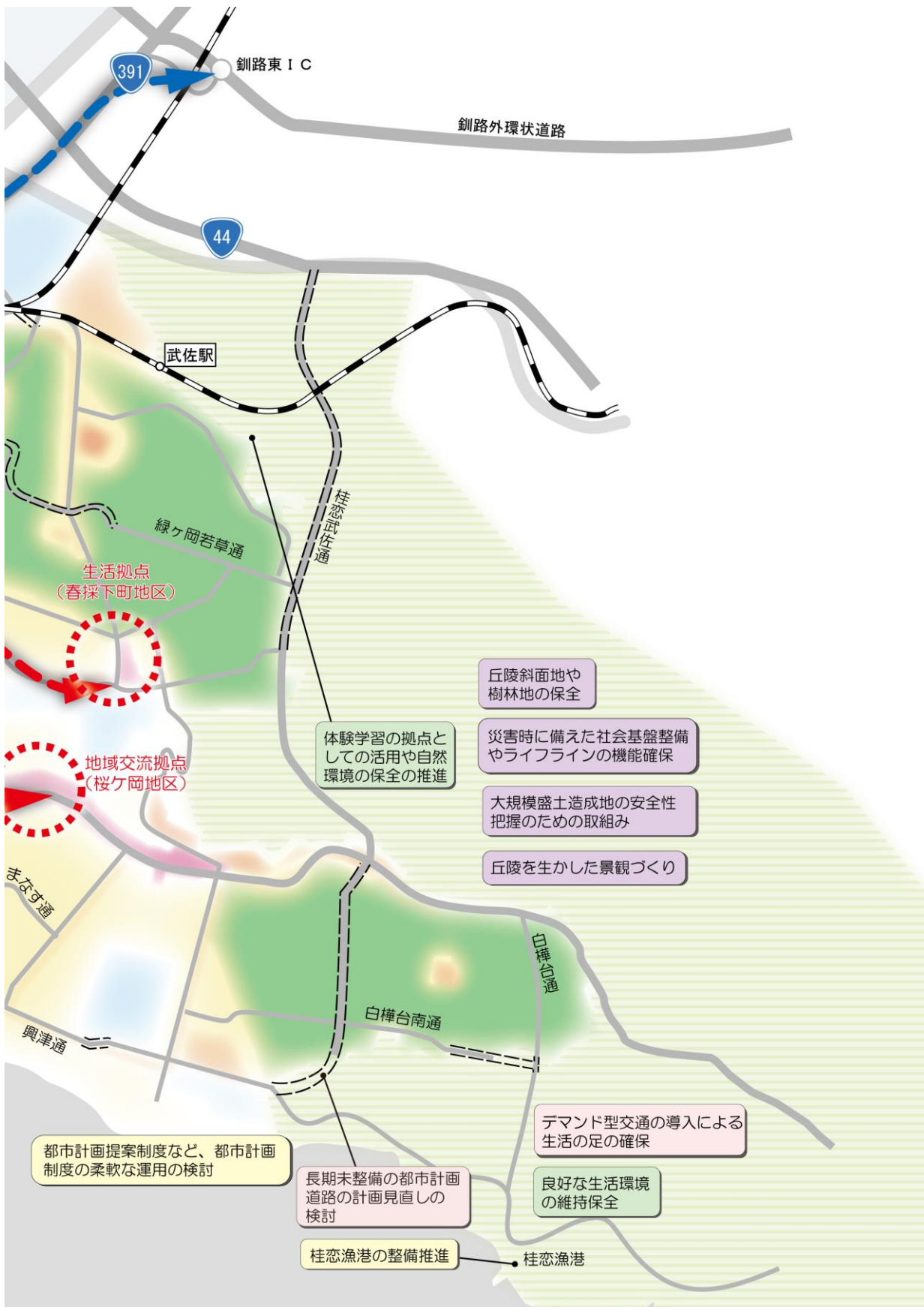


【富士見坂桜ヶ岡通】

**【整備方針図】** 整備方針図とは、全体構想で示した土地利用構想図などに、地域別構想で示した都市軸の考え方と主な地域整備方針を表した図です。



凡例			
都市的土地利用を図るエリア			
	自然環境の維持保全に努めるエリア		高度利用住宅地区
	優良な農地の維持保全に努めるエリア		一般住宅地区
	豊かな森林の維持保全に努めるエリア		専用住宅地区
	まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリア		専用工業地区
			一般工業地区
			流通業務地区
			都市機能の拠点
			機能連携軸
			南北連絡軸
			(路線名) 長期未整備の都市計画道路(区間)



## 釧路東部地域をこうしたい！

○地域を活性化させるためにどんなことをしたらいいか、83ページの「5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～」を参考に市民の皆さんも考えてみましょう。

《特徴》ここはどんな地域(地区)か？

《課題》この地域(地区)にはどんな問題がある？

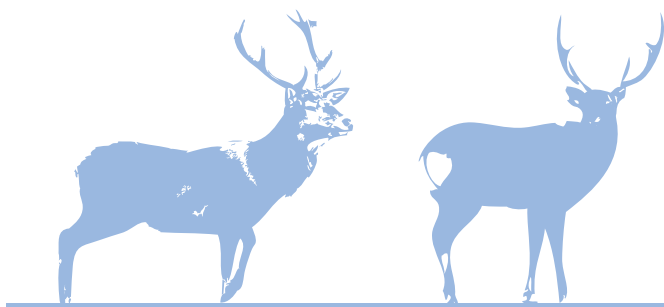
《目的、目標》この地域(地区)をどうしたい？

《何をする》目標を達成するためにどんなことをする？

短期的な取組み

長期的な取組み

《フリースペース》



# 第3章

## 地域別構想

### 第4節 阿寒地域

## 第4節 阿寒地域

### 地域づくり方針体系図

#### 地域の将来像

地域の資源を活かしながら  
自然、文化、産業が調和した住みよい地域

#### 地域の特徴

阿寒本町地区は国道240号沿いに行政、商業、医療、福祉などの機能が集積された阿寒地域の拠点

釧路地域と比較して人口減少率が高い

釧路地域と比較して公共交通の利便性が低い

地域内を流れる阿寒川、舌辛川などの各河川流域の平野部は、肥沃な土地が広がっており、農耕牧畜の好適地

徹別、仁々志別地域は、酪農を主体とした農業が基幹産業であり、豊かな自然環境と調和した農村地帯

阿寒摩周国立公園をはじめとする豊かな自然を有し、余暇活動など交流の場が形成

阿寒湖のアイヌ文化の特徴である高い工芸技術を継承、伝承していく必要がある

地域の特色を生かした観光産業に力を入れており、訪日外国人宿泊者数は釧路地域を上回るなど海外の関心が高い

マリモで有名な阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、雌阿寒岳や雄阿寒岳などの雄大な原生林に囲まれ、優れた自然環境に恵まれた地域

活火山である雌阿寒岳周辺は、近年も数年おきに小規模な噴火が発生

市街地に近い阿寒川、舌辛川は過去に氾濫による浸水被害が発生

土砂災害警戒区域等に指定されている

#### 主な住民意見

コンビニだけでは不安／車のない人も買い物に困らないまちに／道路の舗装がガタガタ／子供の遊び場が欲しい／バスの本数が少ない／高齢になっても車を手放しにくい／観光だけでなく住民も使いやすい交通

仕事のための住宅確保／地域の維持には農業振興が不可欠／地域の産品を加工する工場を誘致してはどうか／一次産業従事者不足への対策／市営牧場の機能向上

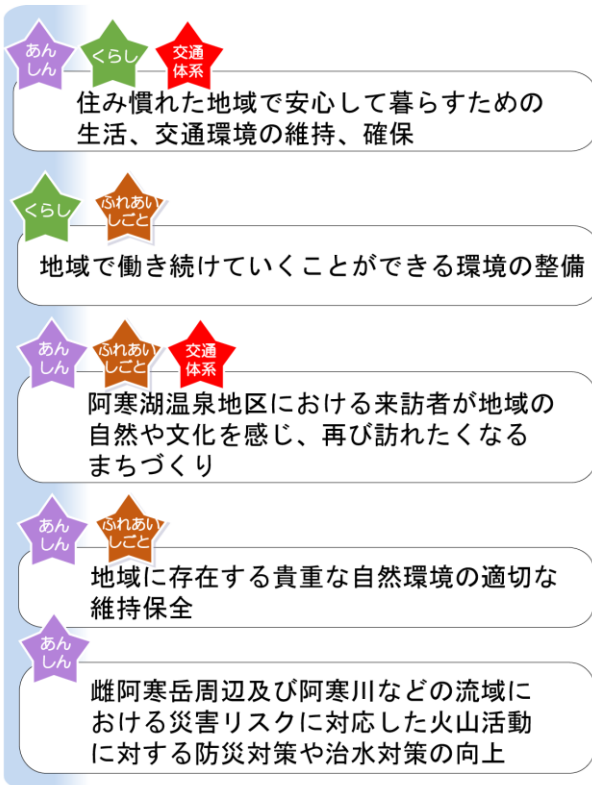
インターロッキングの浮き沈みがある／荒れた道路は観光地にとってマイナス／自然を生かした観光客の誘致

阿寒川と舌辛川に挟まれており、万が一の時不安／地域全体でマリモの研究、再生を

阿寒は災害に強いと思いきむ人が多い／防災無線が聞こえにくい／阿寒ICを災害時に活かしては／災害備蓄の確保を

阿寒地域の地域づくり方針体系図は、地域の将来像を達成するため、「地域の特徴」や「主な住民意見」を踏まえてまとめた「地域の主な課題」のほか、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」から導き出された「地域整備目標」について、それぞれ解決や達成するために示す「主な地域整備方針」を表したものです。

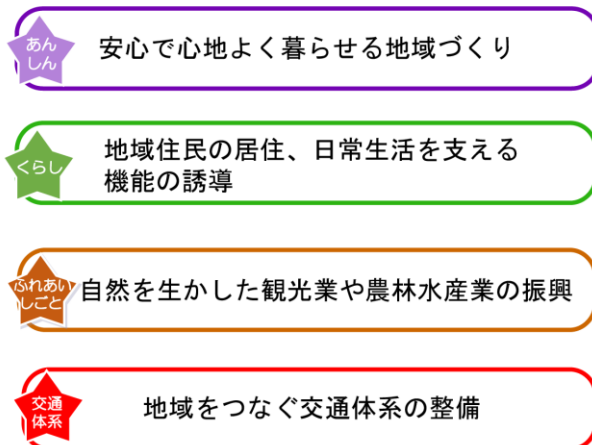
### 地域の主な課題



### 主な地域整備方針

- 国道240号における危険性の高い区間の安全対策の促進
- アイヌ文化の保存、継承、発展に資する環境整備
- 安全かつ地域の憩いの場となる河川環境の形成のための治水対策の促進
- 安定した水道水供給のため、浄水場の機能向上や機器設備などの改築
- 地域の衛生的な生活環境確保のため、下水道施設の計画的な改築、更新
- 雌阿寒岳の火山活動に対する防災対策
- 丘陵斜面地や樹林地の保全
- 豊かな自然環境の保全と調和した生活環境の維持
- 生活に密着した道路等の計画的な舗装補修や排水整備
- 地域で暮らし続けるための住宅整備をはじめとした取組みの推進
- 阿寒湖温泉地区の価値を高める観光振興策の充実
- 道道釧路阿寒自転車道線の舗装補修など適切な維持管理の促進
- 阿寒湖温泉地区へのアクセス向上
- 農業生産基盤の整備や優良な農用地の保全
- 森林の整備、保全
- 阿寒湖のマリモ、タンチョウなど貴重な動植物の保護
- 阿寒湖温泉地区中心部の道路における地域産業に根ざした公共インフラ整備の検討
- 北海道横断自動車道 阿寒IC～釧路西IC間の整備促進
- デマンド型交通などによる生活の足の確保

### 地域整備目標



## 1 地域のあらし

阿寒地域は、北部に阿寒摩周国立公園が広がり、南部に平野部が広がる面積73,925haの地域です。本地域には\*都市計画区域は指定されていません。

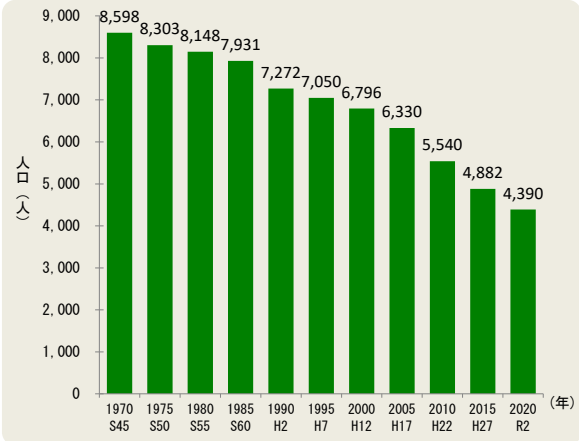
2020年(令和2年)の本地域の人口は4,390人で、本市の総人口の2.66%に相当します。

### 【阿寒地域の範囲】



色別標高図を加工して作成

### 【人口の推移】



出典：国勢調査

本地域の市街地が位置する阿寒本町地区は、国道240号沿いに市街地が形成され、行政、商業、医療、福祉などの機能が集積しています。

また、布伏内、徹別、仁々志別地区は豊かな自然環境、森林資源を有し、酪農を中心とした農家などが点在しているほか、北部に位置する阿寒湖温泉地区は、阿寒摩周国立公園をはじめとする豊かな自然を有し、余暇活動など交流の場の形成が図られています。



【阿寒本町地区市街地】

本地域には阿寒連山や魅力ある農村風景、阿寒川や舌辛川の昔ながらの自然が残る河川環境などがあり、豊かな自然が身近に感じられます。

また、マリモで有名な阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、雌阿寒岳、雄阿寒岳などの雄大な原生林に囲まれ、優れた自然環境に恵まれた地域です。なお、活火山である雌阿寒岳周辺は、近年も数年おきに小規模な噴火が発生しています。



【冬の阿寒湖と雄阿寒岳】

近年では地域の特色を生かした観光産業に力を入れており、観光入込客数は北海道横断自動車道 阿寒ICの開通などの影響により2017年(平成29年)に約163万人を記録しました。また、訪日外国人宿泊者数は釧路地域を上回り続けており、海外からの関心が高い地域となっています。

【阿寒地域の観光入込客数などの推移】



出典：釧路市観光振興室資料

## 2 地域の主な課題

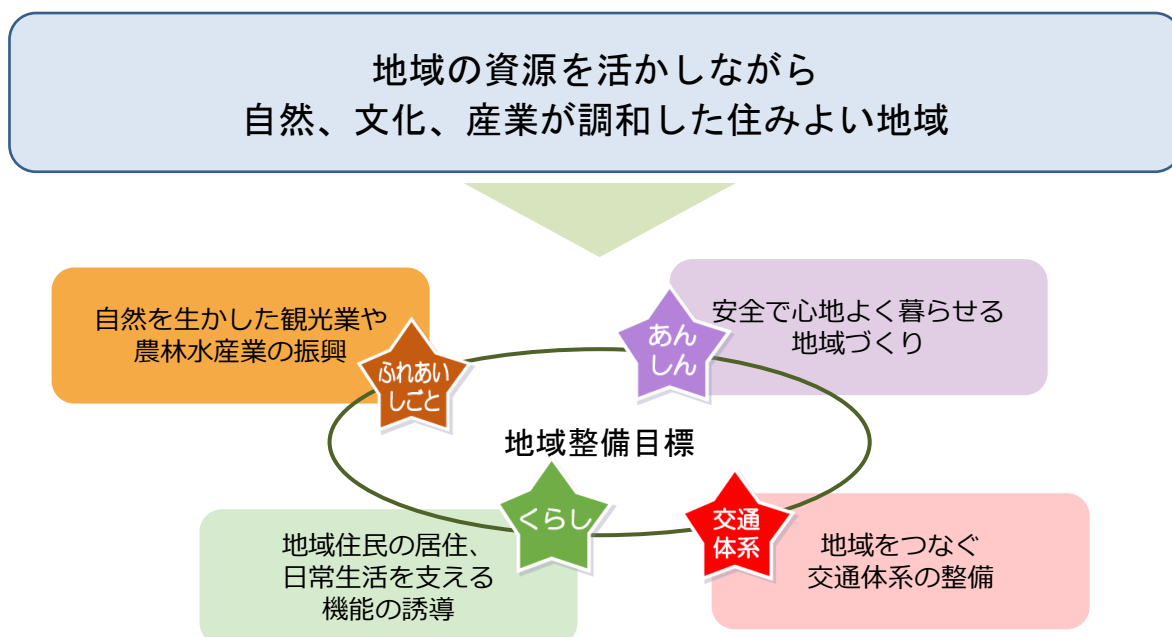
これまでの釧路市都市計画マスタープランや\*雌阿寒岳火山防災計画などから抽出した「地域の特徴」、市民を対象とした各種アンケート調査の結果や地域懇談会、意見募集などを踏まえてまとめた「地域の主な課題」は次のとおりです。

- 少子高齢化が進行するなかでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化や\*生活利便施設、交通環境の維持、確保が求められています。
- 産業や都市活動を支える上で重要な地区である本地域の市街地及び阿寒湖温泉地区では、地域で働き続けていくことができる環境の整備が求められています。
- 阿寒湖温泉地区においては、来訪者が地域の自然や文化を感じ、再び訪れたいくなるまちづくりが求められています。
- 本地域に存在する貴重な自然環境について、適切な維持保全が求められています。
- 雌阿寒岳周辺及び阿寒川などの流域における災害リスクに対応した火山活動に対する防災対策や治水対策の向上が求められています。

## 3 地域の将来像と地域整備目標

基本的な考え方となる「地域の将来像」を次のとおり定めるとともに、地域の主な課題を踏まえ、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するための「地域整備目標」を定めます。

### 地域の将来像



## 4 地域整備方針

前項で示した地域整備目標ごとの「地域整備方針」を示します。



### 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(交通体系)

- 国道240号における交通事故の危険性が高い区間の安全対策を促進します。

(都市環境)

- 地域の伝統的なアイヌ文化を生かしたまちづくりによる地域振興を図るため、文化の保存、継承、発展に資する環境整備を進めます。
- 緑の大きな軸である仁々志別川、阿寒川及び舌辛川においては、安全かつ地域の憩いの場となる河川環境の形成を図るため、浚渫や河畔林の伐採などの治水対策を促進します。



【阿寒湖アイヌシアター イコロ】

- 安定した水道水の供給や衛生的な生活環境を確保するため、上水道については浄水場の機能向上や機器設備などの改築、更新を進めるほか、下水道については施設の計画的な改築、更新を進めます。

(都市防災)

- 雌阿寒岳の火山活動における市民や観光客、登山客の安全を確保するための取組みについては、稼働中の火山監視システムの整備充実を推進するとともに、\*ハザードマップなどを活用した、防災知識の普及、啓発を推進します。
- 斜面の崩壊や土砂流出などを防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図ります。



## 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

(土地利用)

- 既成市街地については、豊かな自然環境の保全と調和しながら地域の生産活動を支える生活環境の維持を図ります。
- 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域については、地域の環境を適正に保持するため、準都市計画などの都市計画制度の活用を検討します。

(都市環境)

- 良好な生活環境の実現のため、生活に密着した道路や地域で重要な役割を果たす道路において、計画的な舗装補修や排水整備などを進めます。
- 地域で暮らし続けるための市営住宅の整備をはじめとした取り組みを効率的に進めます。



【国道 240 号沿いの桜並木】



## 自然を生かした観光業や農林水産業の振興

(土地利用)

- 観光、交流拠点である阿寒湖温泉地区が今後さらに価値を高め、国内外の観光客に選ばれるよう、関連施設の整備、受入環境の強化及び情報発信の取り組みを進めます。

(交通体系)

- 釧路西部地域と阿寒本町地域を結ぶ道道釧路阿寒自転車道線について、舗装補修など適切な維持管理を促進します。
- 阿寒湖温泉地区と釧路空港を結ぶ交通手段の維持確保など、アクセスの向上に努めます。

(都市環境)

- 農業地域については、農用地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に進めます。また、自然環境や国土の保全などの多面的な機能の維持、増進を図るため、優良な農用地の保全を進めます。
- 森林地域については、木材生産などの経済的機能のほか、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止及び市民の保健の向上などの公益的機能を高度に発揮するため、森林の整備、保全を進めます。
- 阿寒摩周国立公園に代表される原始的な自然環境の保全を促進するほか、阿寒湖のマリモ、タンチョウなど貴重な動植物を保護する取組みを進めます。
- 阿寒湖温泉地区中心部の道路については、防災機能の向上、安全性や快適性の確保、良好な道路景観形成の観点から、地域産業に根差した公共インフラ整備の検討を進めます。

交通  
体系

### 地域をつなぐ交通体系の整備

(交通体系)

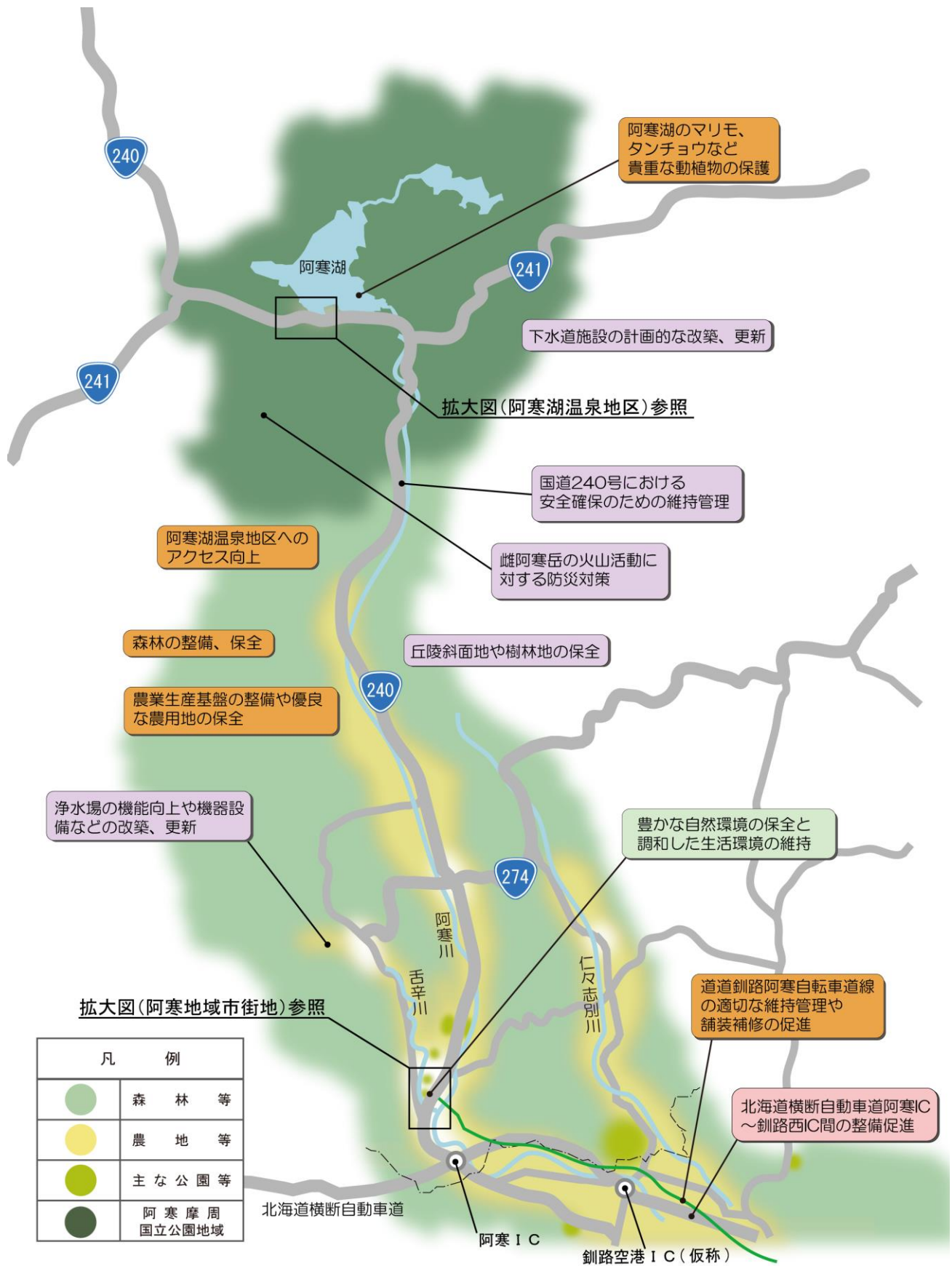
- 広域ネットワークの形成を進めるため、北海道横断自動車道阿寒IC～釧路西IC間の整備を促進します。
- 需要に応じた柔軟な移動手段である\*デマンド型交通などにより、生活の足の確保に努めます。



【高速道路の親子現場見学会の様子】

【整備方針図】

整備方針図とは、全体構想で示した緑(自然)の構造図に、地域別構想で示した主な地域整備方針を表した図です。

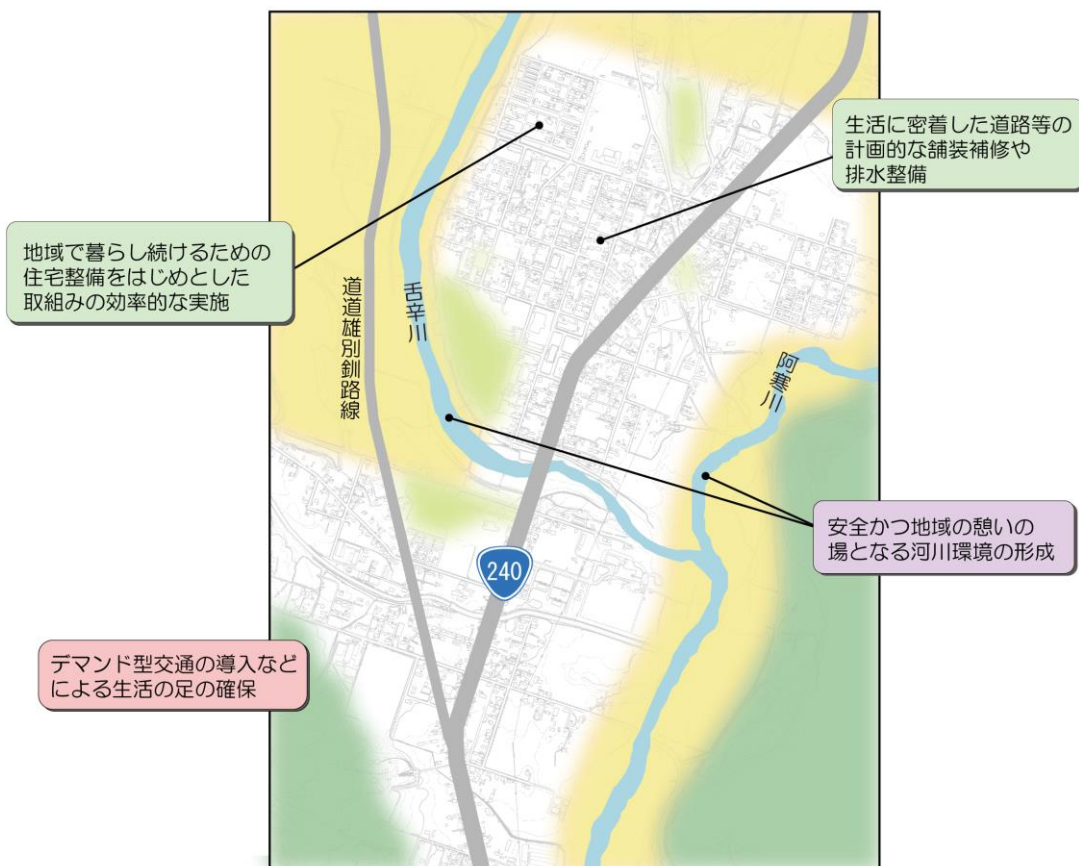




【阿寒湖温泉地区】



【阿寒地域市街地】



## 阿寒地域をこうしたい！

○地域を活性化させるためにどんなことをしたらいいか、83ページの「5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～」を参考に市民の皆さんも考えてみましょう。

《特徴》ここはどんな地域(地区)か？

《課題》この地域(地区)にはどんな問題がある？

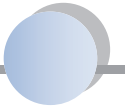
《目的、目標》この地域(地区)をどうしたい？

《何をする》目標を達成するためにどんなことをする？

短期的な取組み

長期的な取組み

《フリースペース》



# 第3章

## 地域別構想

### 第5節 音別地域

## 第5節 音別地域

### 地域づくり方針体系図

#### 地域の将来像

豊かな自然に恵まれ、  
生活環境と生産環境が調和した住みよい地域

#### 地域の特徴

購買力の流失により小売販売額は減少傾向

人口減少率が他の地域よりも高い

酪農業では、高齢化などにより従業者が減少する一方で、機械の大型化や生産体制の向上により農業所得は増加

林業では、生産組織における従業者の不足や取扱事業の減少に伴い、経営環境は厳しい

良質な水に育まれた落やその皮を材料とした富貴紙(ふきがみ)は、地域の代表的な特産品であり、ほかにもキクイモ、エミューオイルなどの商品化事業を展開

自然豊かで地域の四季が感じられる風景として「音別新八景」が選定され、地域が誇れる魅力的な場所がある

地域の特色ある街路灯の設置や通学路への街路樹の整備などのゆとりある街路景観づくりを進めてきた

北海道が示した津波浸水想定が市街地全域に広がる

#### 主な住民意見

昔に比べ店が減っている／高齢者が地域の行事など役割を担っている／若い人が音別に定着できるように／少年団の団員減少／地域でリハビリを行う体制を充実してほしい

酪農家の離農を食い止める／長期的視点に立った林業の雇用の確保






地域内の雇用が少ない／富貴紙の工房があるとよい／憩いの森をグランピングの拠点に／溪流釣りが盛ん／地域資源の売り込みを効果的に

廃屋や空き家が気になる





住民のコミュニケーションを深めたい／避難マニュアルの作成や防災訓練を充実してほしい

音別地域の地域づくり方針体系図は、地域の将来像を達成するため、「地域の特徴」や「主な住民意見」を踏まえてまとめた「地域の主な課題」のほか、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」から導き出された「地域整備目標」について、それぞれ解決や達成するために示す「主な地域整備方針」を表したものです。

### 地域の主な課題

-  住み慣れた地域で安心して暮らすための生活、交通環境の維持、確保
-  主産業である酪農業や林業の振興
-  自然資源や地場産品などの地域資源の活用
-  釧路市の西の玄関口にふさわしい景観形成
-  沿岸部及び低地における災害リスクに対応した流域治水対策や津波対策の向上

### 地域整備目標

-  安心して心地よく暮らせる地域づくり
-  地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導
-  自然を生かした観光業や農林水産業の振興
-  地域をつなぐ交通体系の整備

### 主な地域整備方針

- 国道沿いへの植花や道道の桜並木の適正管理など、公園や工場の緑地帯などと結びつけた緑の空間づくり
  - 本市の西の玄関口としての美しい景観の形成
  - 洪水などの被害防止及び自然と共生する川づくりの推進(音別川、尺別川、直別川)
  - パシクル沼やキナシバツ湿原の維持保全
  - 安定した水道水供給のため、浄水場の機能向上や機器設備などの改築、更新
  - 地域の衛生的な生活環境確保のため、下水道施設の計画的な改築、更新
  - 河川整備などによる低地における大雨時浸水対策の推進
  - 海岸保安林の整備促進
  - 避難困難地域の対策を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討
- 豊かな自然環境の保全と調和した生活環境の形成
  - 地域拠点としての商業業務、公共公益、文化機能などの維持
  - 様々な機能を集積させた地域の拠点となる施設の整備
  - 地域で暮らし続けるための住宅整備をはじめとした取組みの推進
- 農業生産基盤の計画的な整備
  - 優良な農用地の保全
  - 森林の整備、保全
  - 富貴紙の文化伝承と普及促進や生産拠点の整備
  - 地域振興や災害対策など大手飲料メーカーと連携した取組み
- 主要幹線道路(国道、道道)における道路機能の充実促進
  - 生活道路における適正な維持管理
  - デマンド型のコミュニティバスの運行などによる生活の足の確保
  - 地域住民の生活を支える鉄道網の維持、活性化

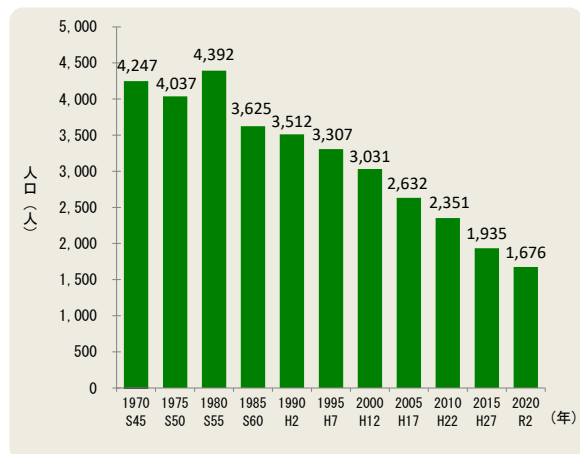
## 1 地域のあらまし

音別地域は、釧路管内の最西端に位置しており、阿寒山系の山麓に属する丘陵地帯が北西から南東に向かって広がる面積40,140haの地域で、そのうちの85%を森林が占めています。音別、尺別、直別、パシクルの各河川流域には平坦地が広がっています。本地域には\*都市計画区域は指定されていません。

2020年(令和2年)の本地域の人口は1,676人で、本市の総人口の1.02%に相当します。

本地域の市街地が位置する音別原野は、音別川に沿って平地が形成され、太平洋岸に開けた平地に住宅や商店、工場が立ち並び市街地をつくっています。市街地の北方や尺別原野、直別原野及びキナシベツには、川沿いに農家が点在し冷涼な気候を生かした酪農地帯が広がっており、旧直別駅前に小連たんの市街地があります。

【人口の推移】



出典：国勢調査

本地域は飛び地で、釧路西部地域とは、国道38号及び根室本線(音別駅)によって連絡しています。また、地域の中央を道道本流音別停車場線が北部に伸びており、これらが地域の骨格を形成しています。



【音別市街地】



【市街地区の周辺に広がる酪農地帯】

## 2 地域の主な課題

これまでの釧路市都市計画マスタープランや\*釧路市地域防災計画などから抽出した「地域の特徴」、市民を対象とした各種アンケート調査の結果や地域懇談会、意見募集などを踏まえてまとめた「地域の主な課題」は次のとおりです。

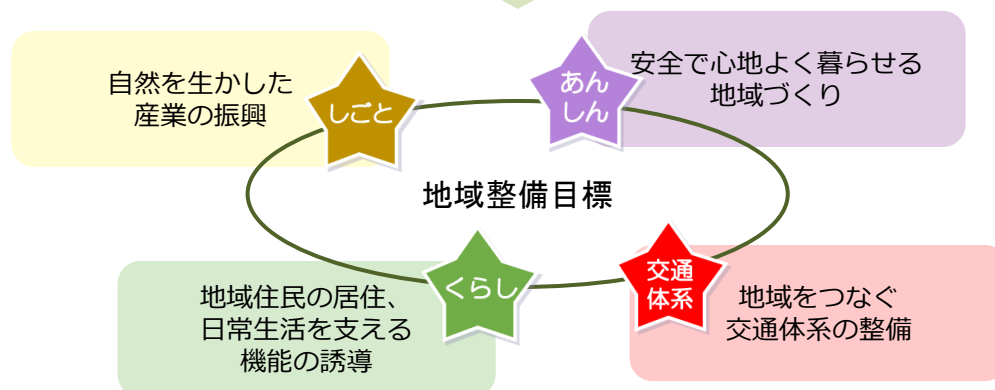
- 少子高齢化が進行するなかでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化や\*生活利便施設、交通環境の維持、確保が求められています。
- 本地域の主要産業である酪農業や林業の振興が求められています。
- 水と緑が広がるキナシベツ湿原やパシクル沼、大手飲料メーカーの原水源である音別川の清流、豊富な木質資源が眠る森林などの自然資源に加え、フキ、キクイモ、エミューなどの地場産品といった地域資源を活用した取組みの推進が求められています。
- 本市の西の玄関口にふさわしい景観形成が必要です。
- 沿岸部及び低地における災害リスクに対応した流域治水対策や津波対策の向上が必要です。

## 3 地域の将来像と地域整備目標

基本的な考え方となる「地域の将来像」を次のとおり定めるとともに、地域の主な課題を踏まえ、全体構想で掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するための「地域整備目標」を定めます。

### 地域の将来像

豊かな自然に恵まれ、  
生活環境と生産環境が調和した住みよい地域



## 4 地域整備方針

前項で示した地域整備目標ごとの「地域整備方針」を示します。



### 安全で心地よく暮らせる地域づくり

(都市環境)

- 国道38号沿いの花植えや、道道本流音別停車場線の桜並木を適正に管理するなど、公園や工場の緑地帯などと結びつけた緑の空間づくりを進めます。
- 本市の西の玄関口として美しい沿道の景観形成を進めます。
- 音別川、尺別川及び直別川については、洪水などによる被害を防止するため、関係機関との連携を図りながら、現況河畔林の保全や水辺空間の確保など自然と共存する川づくりを進めます。
- パシクル沼やキナシベツ湿原については、水辺空間と調和した海岸風景の維持保全を図ります。
- 安定した水道水の供給や衛生的な生活環境を確保するため、上水道については浄水場の機能向上や機器設備などの改築、更新を進めるほか、下水道については施設の計画的な改築、更新を進めます。

(都市防災)

- 低地などにおける大雨時の浸水については、河川整備などによる流域治水対策を進めます。
- 飛砂や風害を防ぐとともに、津波の被害軽減効果が期待される海岸保安林の整備を促進します。
- 北海道が示した津波浸水想定が市街地全域に広がる地域であることから、避難困難地域の対策を含め、津波高や浸水深に応じた津波対策の検討を進めます。



### 地域住民の居住、日常生活を支える機能の誘導

(土地利用)

- 既成市街地については、豊かな自然環境の保全と調和しながら地域の生産活動を支える生活環境の維持を図ります。

- 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域については、地域の環境を適正に保持するため、準都市計画などの都市計画制度の活用を検討します。

(都市環境)

- 地域拠点として、地域住民の居住、日常生活を支える商業業務、身近な公共公益、文化機能などの維持を図るとともに、様々な機能を集積させた地域の拠点となる施設の整備を進めます。
- 地域で暮らし続けるための市営住宅の整備をはじめとした取組みを効率的に進めます。



## 自然を生かした産業の振興

(土地利用)

- 農業地域については、農用地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に進めます。
- 自然環境や国土の保全などの多面的な機能の維持、増進を図るため、優良な農用地の保全を進めます。
- 森林地域については、木材生産などの経済的機能のほか、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止及び市民の保健の向上などの公益的機能を高度に発揮するため、森林の整備、保全を進めます。



【蕎麦(ふき)の収穫圃場】

(都市環境)

- 本地域の特産品である蕎麦(ふき)を活用した全国で唯一の和紙「富貴紙(ふきがみ)」の紙すき文化の伝承と普及促進、生産拠点の整備を進めます。



【富貴紙を用いた扇子】

- 地域振興や災害対策などについて、本地域に立地する大手飲料メーカーと連携した取組みを進めます。

交通  
体系

地域をつなぐ交通体系の整備

(交通体系)

- 道道本流音別停車場線における歩道の拡幅など、主要幹線道路の機能の充実を促進するほか、生活道路では、だれもが安心して快適に通行できるよう、適切な維持管理を進めます。
- 需要に応じた柔軟な移動手段である\*デマンド型交通などにより、生活の足の確保を図ります。
- 鉄道については、乗り継ぎを考慮したコミュニティバスの運行ダイヤの設定など、関係機関と連携し、鉄道網の維持、活性化のための取組みを進めていきます。



【生活道路】

# 音別新八景

本市では、「音別の新たな魅力を発掘しよう」と題し、音別地域の四季折々の風景などの写真募集を行い、平成27年12月に音別新八景を選定しています。



【小音別川上流の滝】



【ふれあいの森】



【上音別桜並木街道】



【音別川のタンチョウ】



【三滝の沼】



【パシクル湖畔の夕日】



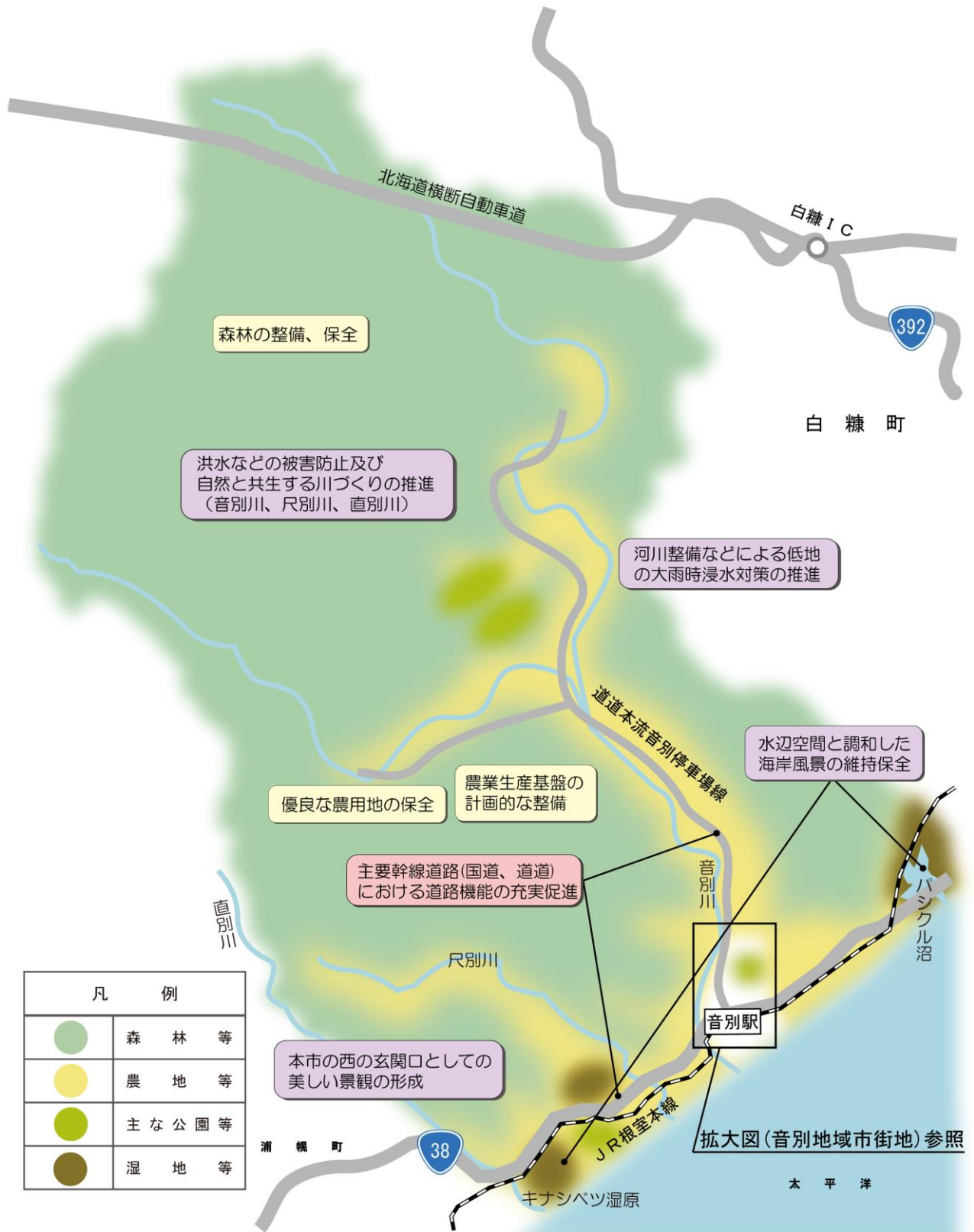
【音別の丘からの眺望】



【尺別の丘からの眺望】

【整備方針図】

整備方針図とは、全体構想で示した緑(自然)の構造図に、地域別構想で示した主な地域整備方針を表した図です。



【音別地域市街地】



## 音別地域をこうしたい！

○地域を活性化させるためにどんなことをしたらいいか、83ページの「5 地域主体のまちづくり～まちのツボ～」を参考に市民の皆さんも考えてみましょう。

《特徴》ここはどんな地域(地区)か？

《課題》この地域(地区)にはどんな問題がある？

《目的、目標》この地域(地区)をどうしたい？

《何をする》目標を達成するためにどんなことをする？

短期的な取組み

長期的な取組み

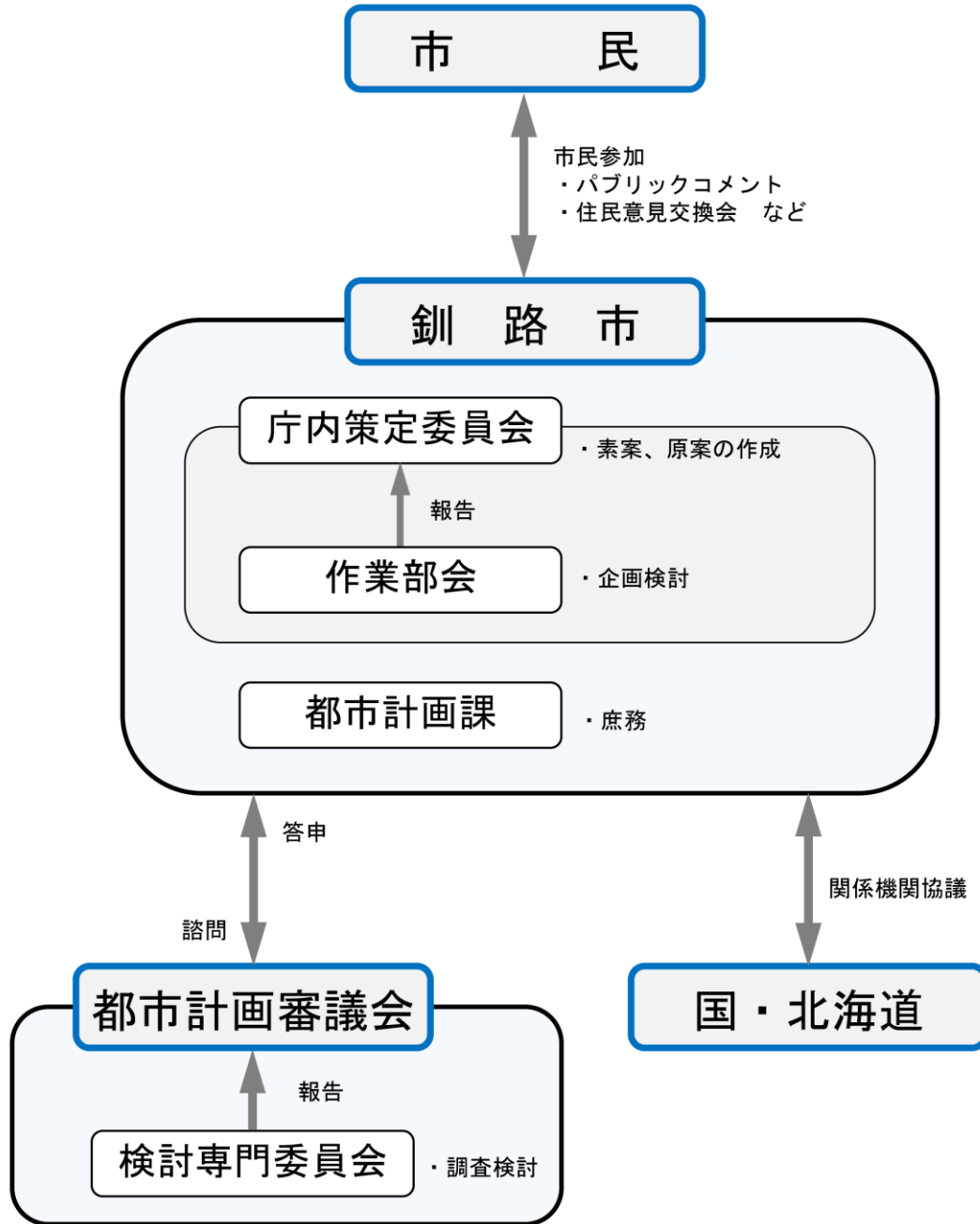
《フリースペース》



# 資料編

# 資料編

## 1 策定組織概略図



## 2 釧路市都市計画審議会委員名簿

2022年(令和4年)2月現在

委員	構成	氏名	役職など
会長	学識経験者	山口 隆	釧路市教育委員会 教育委員
副会長	学識経験者	川村 修一	釧路商工会議所 専務理事
委員	学識経験者	酒井 多加志	北海道教育大学釧路校 教授
委員	学識経験者	東 裕三	釧路公立大学 准教授
委員	学識経験者	金子 ゆかり	一般社団法人北海道建築士会釧路支部 女性委員長
委員	学識経験者	伊藤 明日佳	弁護士法人 笠井・伊藤法律事務所 弁護士
委員	学識経験者	梅崎 明生	阿寒町商工会 副会長
委員	学識経験者	荻原 秀一	音別町商工会 理事
委員	学識経験者	福西 範	釧路市農業委員会 農業委員
委員	学識経験者	照井 滋晴	釧路自然保護協会 幹事
委員	学識経験者	高田 義人	NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 専務理事
委員	学識経験者	渡邊 登志子	釧路市女性団体連絡協議会 会員
委員	市議会議員	秋田 慎一	釧路市議会経済建設常任委員会 委員長
委員	市議会議員	大越 拓也	釧路市議会経済建設常任委員会 副委員長
委員	北海道職員	藤田 大	北海道警察釧路方面本部 釧路警察署 交通官
委員	北海道職員	梅津 健夫	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 事業室地域調整課 課長
委員	関係行政機関	石山 巖	釧路市消防本部 消防長

※ 順不同、敬称略

### 3 釧路市都市計画審議会条例

平成17年10月11日

釧路市条例第208号

改正 平成22年3月23日条例第2号

令和3年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者及び市議会議員のうちから、市長が任命する。

- 2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは北海道の職員又は本市の住民のうちから委員を任命することができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。
- 7 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住宅都市部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 4 検討専門委員会名簿

2021年(令和3年)10月現在

委員	氏名	役職など	備考
委員長	小林 英嗣	一般社団法人都市・地域共創研究所 代表理事 北海道大学 名誉教授	専門委員
職務代理	川村 修一	釧路商工会議所 専務理事	都市計画 審議会委員
委員	金子 ゆかり	一般社団法人北海道建築士会釧路支部 女性委員長	都市計画 審議会委員
委員	酒井 多加志	北海道教育大学釧路校 教授	都市計画 審議会委員
委員	高野 伸栄	北海道大学 教授	専門委員
委員	畑 由規子	三ッ輪運輸株式会社 経営企画室 室長	専門委員
委員	湯城 誠	釧路不動産鑑定コンサルティング CEO 不動産鑑定士	専門委員

※ 順不同、敬称略

## 5 検討専門委員会要綱

### 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に設置することとした都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会（以下「検討専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 検討専門委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関すること。
- (2) その他、審議会の会長が指示する事項。

#### (組織)

第3条 検討専門委員会は、審議会の委員及び専門委員から、審議会会長が指名する者をもって組織する。

- 2 検討専門委員会の委員は、7人とする。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

#### (委員長)

第5条 検討専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会会長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 検討専門委員会は、審議会会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討専門委員会が行った調査検討の結果は、委員長が審議会に報告する。

#### (庶務)

第7条 検討専門委員会の庶務は、住宅都市部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月16日から施行する。

## 6 策定委員会要綱

### 釧路市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画庁内策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画の見直しに当たり設置する、釧路市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画庁内策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織並びに運営について、必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画の素案、原案の策定に関すること。
- (2) その他、委員長が必要と認める事項。

#### (組織等)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員を補充することができる。
- 5 委員長は、策定委員会を招集し、会議の議長となる。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認めた時は、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

#### (作業部会の設置)

第4条 策定委員会に、作業部会を設け、策定委員会の所掌する事務の推進に関し必要な事項の企画検討を行い、その結果を策定委員会に報告する。

#### (作業部会の組織等)

第5条 作業部会は、委員が所属する部署の職員のうち、課長補佐職又は係長職にある者をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、同項以外の職員を作業部会に参加させることができる。
- 3 委員長は、作業部会の運営上必要があると認めた時は、構成員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

## (設置期間)

第6条 策定委員会の設置期間は、釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画が策定されるまでとする。

## (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住宅都市部都市計画課において行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成10年11月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年1月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区 分	職 名
委 員	総務部防災危機管理課長
	総合政策部都市経営課長
	総合政策部都市経営課政策推進主幹
	財政部市有財産対策室長
	市民環境部環境保全課長
	市民環境部環境事業課長
	福祉部障がい福祉課長
	福祉部介護高齢課長
	産業振興部商業労政課長
	産業振興部商業労政課中心市街地活性化主幹

産業振興部産業推進室長
産業振興部観光振興室長
産業振興部阿寒観光振興課長
産業振興部農林課長
水産港湾空港部水産課長
水産港湾空港部港湾空港課長
住宅都市部都市計画課都市開発指導主幹
住宅都市部住宅課長
住宅都市部建築指導課長
都市整備部都心部まちづくり推進室長
都市整備部公園緑地課長
都市整備部道路河川課長
都市整備部阿寒建設課長
都市整備部音別建設課長
阿寒町行政センター地域振興課長
阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室長
音別町行政センター地域振興課長
上下水道部水道整備課長
上下水道部下水道建設管理課長
上下水道部阿寒上下水道課長
上下水道部音別上下水道課長
生涯学習部生涯学習課長
市立釧路総合病院事務部総務課長

## 7 策定経過

### 釧路市都市計画審議会の開催

- 報告：2019年(令和元年)5月22日 令和元年度第1回釧路市都市計画審議会  
報告第2号「都市計画マスタープラン」の見直しについて
- 2020年(令和2年)2月19日 令和元年度第3回釧路市都市計画審議会  
報告第4号「都市計画マスタープラン」の策定について
- 2020年(令和2年)10月2日 令和2年度第1回釧路市都市計画審議会  
報告第1号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 予備審査：2020年(令和2年)11月4日 令和2年度第2回釧路市都市計画審議会  
議案第13号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 本審査：2021年(令和3年)2月9日 令和2年度第3回釧路市都市計画審議会  
議案第13号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 予備審査：2021年(令和3年)11月16日 令和3年度第1回釧路市都市計画審議会  
議案第1号 第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)の策定につ  
いて
- 本審査：2022年(令和4年)2月7日 令和3年度第2回釧路市都市計画審議会  
議案第1号 第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)の策定につ  
いて

### 検討専門委員会の開催

- 第1回：2019年(令和元年)6月13日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の見直しについて
- 第2回：2019年(令和元年)8月26日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第3回：2019年(令和元年)10月17日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第4回：2020年(令和2年)1月16日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2020年(令和2年)8月6日  
策定スケジュールの変更について  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2021年(令和3年)8月5日  
第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)について
- 第7回：2021年(令和3年)10月11日  
第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## 策定委員会の開催

- 第1回：2019年(平成31年)1月31日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、策定体制、スケジュール等について
- 第2回：2019年(令和元年)6月5日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の見直しについて、庁内策定委員会作業部会員の推薦について
- 第3回：2019年(令和元年)8月19日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第4回：2019年(令和元年)10月10日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2019年(令和元年)12月26日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2020年(令和2年)7月20日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第7回：2020年(令和2年)10月13日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第8回：2021年(令和3年)1月14日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について
- 第9回：2021年(令和3年)5月19日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第10回：2021年(令和3年)7月28日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第11回：2021年(令和3年)11月1日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第12回：2022年(令和4年)1月25日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## 作業部会の開催

- 第1回：2019年(平成31年)1月31日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、策定体制、スケジュール等について
- 第2回：2019年(平成31年)3月27日  
現都市計画マスタープランの取組状況について、都市計画マスタープランのたたき台について、緑の基本計画の見直しについて
- 第3回：2019年(令和元年)8月2日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について

- 第4回：2019年(令和元年)9月30日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2019年(令和元年)11月29日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2020年(令和2年)7月3日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第7回：2020年(令和2年)9月29日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第8回：2021年(令和3年)1月7日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について
- 第9回：2021年(令和3年)4月8日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第10回：2021年(令和3年)7月16日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第11回：2021年(令和3年)10月19日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第12回：2022年(令和4年)1月18日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## ワークショップ

- 第1回：2019年(令和元年)8月8日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会ワークショップ
- 第2回：2020年(令和2年)1月15日  
庁内ワークショップ

## 関係機関協議

- 2020年(令和2年)7月29日：釧路開発建設部 技術管理課、道路計画課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)8月3日：釧路建設管理部事業室 地域調整課、道路課、治水課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)9月14日：北海道庁都市計画課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)9月17日：釧路開発建設部 技術管理課、治水課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2021年(令和3年)6月23日：釧路建設管理部事業室 地域調整課  
第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議
- 2021年(令和3年)6月30日：釧路開発建設部 技術管理課  
第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議



2021年(令和3年)7月15日：北海道庁都市計画課

第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議

### 市民意見募集など

2020年(令和2年)9月9日～2020年(令和2年)10月9日

市民意見募集(ホームページ)

結果：0件(0人)

2020年(令和2年)12月11日～2021年(令和3年)1月12日

パブリックコメント実施

結果：7件(1人)

2021年(令和3年)6月14日～2021年(令和3年)7月14日

地域別構想の市民意見募集(動画配信、DVD配布)

結果：12件(9人)

2021年(令和3年)12月17日～2022年(令和4年)1月17日

地域別構想のパブリックコメント実施

結果：7件(2人)

## 8 用語解説

※( )内は本文記載ページ

### 《あ行》

#### 空家等 (P26, 117, 118)

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がおおむね年間を通して使用実態のないもの及びその敷地。

#### アジャイル (P82)

敏捷性や機敏性(agile)と言う意味で、主にIT業界でのシステムやソフトウェア開発の手法。柔軟で迅速な対応などを実現するため、小さな単位で対策の検討などを繰り返すこと。

#### 医療圏 (P118)

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。かかりつけ医などによる初期治療を担う一次医療圏、入院医療サービスの完結を目指す二次医療圏、高度で専門的な医療を担う三次医療圏がある。

### 《か行》

#### 外貿コンテナ (P56, 96)

外国との貿易に用いられる貨物コンテナ。

#### 貨物のユニット化 (P56, 96)

貨物をあらかじめ一定基準の体積にまとめること。これにより、態勢を崩すことなく一貫して輸送することが可能になるため、輸送の合理化やコストの低減が図られる。

#### 関係人口 (P29, 88)

出身者や、縁戚者、仕事で関わる機会がある人、観光リピーターなど地域と多様に関わる人々。

#### 既存ストック (P17, 27, 73, 87)

これまで整備されてきた建築物や道路、公園、上下水道などの都市施設。

#### 急傾斜地崩壊危険区域 (P68)

崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者などに危害が生じるおそれのあるもの及び隣接する土地のうち、都道府県が指定する区域。

#### 旧住宅地造成事業に関する法律 (P43)

住宅地開発の根拠法で1963年(昭和39年)7月9日に法律第160号として施行され、1968年(昭和43年)6月15日に廃止された法律。

#### 釧路川水系河川整備計画 (P62)

釧路川水系の河川(岩保木水門より下流の北海道管轄部分を除く)における災害の発生防止や軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などについて、北海道開発局が策定した計画。2008年(平成20年)3月に策定。対象期間はおおむね20年。

#### 釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (P3)

釧路市と釧路町で構成する釧路圏の都市計画区域について北海道が策定する方針。将来の目指すべき都市像との関係を踏まえて都市計画の目標並びに土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めている。

#### 釧路市地域防災計画(P68, 87, 106, 141)

地震、津波、風水害などの災害に関して、予防や応急及び復旧などの対策を総合的かつ計画的に推進するため、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画。

#### 釧路市まちづくり基本構想 (P2, 3, 24, 82)

まちづくりを進めていくために策定した本市の個別計画や施策の最上位となる指針。釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき2018年(平成30年)3月に策定。計画期間は2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)。

## 釧路市立地適正化計画 (P3, 67, 83, 88, 92, 93, 104, 105, 116, 117)

釧路市都市計画マスタープランの一部とみなされ、まちづくりの基本目標の一つである「コンパクトなまちづくり」を実現するための計画。都市再生特別措置法第81条に基づき2017年(平成29年)3月に策定し、2019年(平成31年)3月に改訂。計画期間はおおむね20年後の2035年(令和17年)。

## 釧路地区水防拠点 (P62)

洪水時に効率的な水防活動を行うための前線基地で、地震などで河川管理施設が使えなくなったときの応急復旧工事の拠点。ブロック、土砂など水防活動に必要な資材や機材を備えているほか、避難所としても活用できる。

## グレート・リセット (P82)

世界経済や環境問題など幅広いテーマで討議が行われる「世界経済フォーラム年次総会」(ダボス会議)の2021年テーマ。いまの社会全体を構成するさまざまな問題を解決するために、これまで当たり前であったシステムを白紙に戻し、まったく新しい仕組みを一からつくり出していくこと。

## 高規格幹線道路 (P12, 34, 52)

自動車の高速交通の確保を図るため計画された自動車専用道路。高速道路(高速自動車国道)及び高速道路(高速自動車国道)に並行する一般国道自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路で構成されている。

## 高次都市機能 (P22, 46, 104)

行政・業務機能、商業機能、医療・福祉機能、高等教育機能、国際交流機能、スポーツ拠点機能など、広域的なエリアを対象とする都市サービスを提供する機能。本市では日本銀行釧路支店や北海道警察釧路方面本部など。

## 交通結節機能、交通結節点 (P57, 72, 73, 111)

交通手段を相互に連携する乗換えや乗継ぎ機能、箇所。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

## 交流人口 (P29, 88)

観光や避暑、通勤、通学、通院、買い物、スポーツなどの目的で、市外から市内を訪れる(交流する)人のこと。

## 港湾計画 (P42)

重要港湾の港湾管理者が港湾法に基づき策定する計画。港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針や、港湾の環境の整備及び保全に関する事項について定める。

## 骨格道路交通網 (P34, 53)

広域交流連携や拠点連携、機能集積軸の強化を図るために、特に重要な道路として位置づけられた道路網。

## コンパクトなまちづくり (P2, 16, 22, 25, 43, 46, 67, 73, 81)

市街地の拡大や新たな商業圏の形成を抑制しながら、都心部や様々な都市機能が集積している地区に、商業・業務、教育・文化など、経済活動とその他日常生活に必要なサービス活動が一体となって営まれる拠点を構築し、その周辺に利便性の高い生活圏として居住が集積されることで、効率的で将来に持続可能なまちづくりを進めること。

## コーホート要因法 (P4)

ある期間に生まれた人々の集団について、出生と死亡及び転出入という二つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、人口を推計する方法。

## 《さ行》

## シーアイキュー(CIQ) (P57)

国境を越える交通及び物流において必要な手続きである「税関(Customs)」「出入国管理(Immigration)」「検疫(Quarantine)」の総称。またはそれらを執り行う機関及び施設。

**シーニックバイウェイ (P53)**

景観やシーン(scene)の形容詞系シーニック(scenic)と、わき道や寄り道を意味するバイウェイ(byway)を組み合わせた言葉。地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりをめざす施策。

**市街化区域 (P14, 30, 31, 43, 66, 81, 92, 94, 104, 106, 116)**

都市計画区域内において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**市街化調整区域 (P14, 30, 43, 66, 92, 94, 95, 104, 106, 107, 116, 119)**

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域。

**市街地開発事業 (P42, 72)**

一定の地域について地方公共団体などが公共施設の整備と宅地の開発とを一体的、総合的に進める事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業がある。

**シビックコア地区 (P73, 109)**

魅力とにぎわいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業との整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物などの整備を総合的かつ一体的に実施する地区。

**循環型社会 (P28)**

主に経済活動の途中における資源やエネルギー損失がないことを理想状態として、資源の再利用が図られるような社会システムを構築することを目指す社会。

**シルバーハウジング (P67)**

高齢者世帯が安全で快適な生活ができるように、バリアフリー化や生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による生活支援サービスが受けられる公営住宅。

**生活利便施設 (P44, 46, 74, 93, 105, 109, 117, 130, 141)**

住宅の周辺に配置された、人々の日常生活に必要な様々な施設。商業施設、サービス施設、金融機関など。

**《た行》****大規模集客施設 (P48)**

建築基準法別表第二(か)に掲げる建築物。劇場、映画館、店舗などの用途に使用する部分の床面積の合計が1万㎡を超える建築物。

**大規模盛土造成地 (P118)**

盛土造成された土地のうち、盛土の面積が3,000平方メートル以上の土地又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土地。

**耐震旅客船ターミナル (P56, 69, 74, 106)**

重要港湾釧路港の東港区北地区に位置し、耐震旅客船岸壁や幸町緑地などで構成されるエリア。都心部に大型旅客船の寄港が可能となったほか、災害時には緊急物資を輸送する防災拠点になる。

**地域高規格道路 (P52)**

高規格幹線道路と一体になって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港や港湾との連携などに資する道路。

**地域地区 (P42)**

都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることで、土地の合理的な利用を誘導するために定められるもの。用途地域、特別用途地区など。

**地区計画 (P42, 45, 95, 107, 119)**

それぞれの地区の特性に応じた、良好な都市環境の形成を図るために、地区の目標や将来像を示すほか、建築物の建て方のルールなどを具体的に定め、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める「地区レベルでの都市計画」。

**低未利用地 (P27, 28, 46, 48, 72)**

適正な利用が図られるべきにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地及び周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地。

**ディーアイディー(D I D) (P15)**

人口集中地区(Densely Inhabited District)の略称。国勢調査において、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の地区が隣接し、合計人口が5,000人以上となる地域。

**デマンド型交通 (P121, 133, 144)**

利用者の要望に応じ、運行ルート、時間、乗降場所等に対応する交通サービス。

**道内7空港一括民間委託 (P57)**

民間の資金及び経営能力の活用により道内7空港(新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別)本来の役割を最大限発揮させることを目的として、一体的かつ機動的な空港経営を実現するために運営を統合し、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるもの。

**特別用途地区 (P42, 48)**

用途地域内の一定の地区において、その用途地域の指定を補完するため、その地区の特性や課題に応じて市町村が定める条例に基づき建築物の用途の規制の強化又は緩和を定める地区。

**都市機能 (P13, 16, 22, 24, 30, 42, 43, 46, 57, 72, 81, 83, 88, 111, 116)**

人々が都市において日常生活を営む上で必要なサービスを提供する機能。行政・業務機能、商業機能、医療・福祉機能、教育・文化機能、居住機能など。

**都市計画区域 (P4, 14, 30, 43, 78, 81, 128, 140)**

自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について、都道府県が指定する区域。

**都市計画道路 (P53, 97, 109, 121)**

都市計画法に基づいて位置づけられた道路。円滑な都市活動を支え、市街地の骨格を形成し、都市の貴重な空間となる根幹的な道路として、都市計画上にその区域などが定められた都市施設のこと。

**都市計画法 (P2, 3)**

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業などを定めた法律。1968年(昭和43年)6月15日法律第100号。

**都市施設 (P22, 27, 42, 66, 67, 78)**

都市において人々が生活する上で必要とされ、都市計画上にその名称、位置、区域などが定められた諸施設。道路、公園、上下水道、汚物処理場、火葬場など。

**土砂災害警戒区域 (P68)**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地として、都道府県が指定する区域。

**土地区画整理事業 (P43)**

道路や公園などの公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

**《な行》****二地域居住 (P20, 29, 88)**

多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、2つの拠点を持ち、中長期、定期的、反復的に生活すること。本市では、夏季の冷涼な気候や豊かな自然環境を生かし、避暑などを目的とした長期滞在事業を推進している。

**乗換拠点 (P56, 57, 87)**

幹線と地域内交通を円滑に結ぶ交通結節機能の確保に加え、都市機能の誘導を支援する役割を担う拠点。

## 《は行》

### バイパス機能 (P34, 116)

ある地域を迂回させて、通過するだけを目的とした車両などがその地域を通らないようにするための交通機能。市街地道路の混雑を緩和する役割を果たす。

### ハザードマップ (P69, 87, 131)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図。

### バリアフリー (P26, 57, 59)

高齢者や障がい者、妊婦、けが人などが生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

### 防火地域・準防火地域 (P68)

都市計画区域において、市街地における火災の危険を防ぐために定める地域。主として商業地などの建築物が密集し火災危険率が高い市街地について指定される防火地域と、それに準ずる準防火地域がある。これらの地域内では、防火や耐火などの建築制限が課せられる。

### ボトルネック (P53)

ビンの口が水の流量を制限していることから転じて、交通の流れを制限する狭い道や交差点など。

## 《ま行》

### マイルス(M I C E) (P32)

企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨、研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関や団体、学会などが行う国際会議(Convention)、展示会や見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

### まちなか (P26, 44, 87, 107, 109, 111)

都市機能を集約すべき拠点及びその周辺。

### 水際線より6km程度 (P24, 30, 31, 104)

1973年(昭和48年)3月に釧路地方総合開発促進期成会 釧路湿原対策特別委員会の提言書「釧路湿原の将来」において「昭和65年時点における市街地の外延的拡大の限界を海岸線から約6km内にとどめるのが適当」と示し、以降の本市の都市的土地利用を進める上での基本的な考え方。

### 雌阿寒岳火山防災計画(P130)

地域住民、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町で設置する雌阿寒岳火山防災会議協議会が策定した計画。

### モータリゼーション (P20)

自動車が普及し、生活の必需品となる現象。

## 《や行》

### ユニバーサルデザイン (P26, 53, 67)

文化や言語、国籍、年齢、性別の違い、障がいの有無にかかわらず誰もが容易に利用することができる施設や製品、情報の設計。

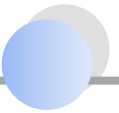
### 用途地域 (P42)

適正な土地利用により都市機能の維持や増進、住環境の保護などを図るため、都市計画法に基づき指定されるもの。住居系(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域)、商業系(商業地域、近隣商業地域)、工業系(工業専用地域、工業地域、準工業地域)の全13種類の地域がある。

## 《ら行》

### ライフサイクルコスト (P27)

建築物などの建設費だけでなく、設計費や維持管理費、修繕費、解体処分費など、建物を作ってから取り壊すまでの全期間に要する総費用。

**ライフライン** (P64, 65, 69, 118)

水道や下水道、電気、ガスなどの公共公益設備や、電話やインターネットなどの通信設備といった日常生活を営む上で必要な基盤設備。

**緑化基盤材** (P65)

肥料や土壌改良材が混和された緑化資材。

**臨港地区** (P42, 56, 69)

港湾を管理運営するため、都市計画法に基づき指定される地区。港湾管理者は臨港地区内に商港区、工業港区、漁港区などの分区を条例により指定することができ、それぞれの分区の目的に合わない建築物の建築を制限することができる。



## 第2次釧路市都市計画マスタープラン

---

2021年(令和3年)3月18日策定

2022年(令和4年)3月18日改訂(地域別構想の追加)

### 釧路市都市計画課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL : (0154) 31-4555

FAX : (0154) 25-8149

MAIL: to-toshikei@city.kushiro.lg.jp



第2次  
釧路市都市計画  
マスタープラン